

第2編 水害・土砂災害等対策編

第1章 災害予防計画

住民避難

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義付け、次の2つに分類して計画を定める。

第1節「避難行動計画」…災害から生命、身体を守る危険回避行動等について

第2節「避難生活計画」…自宅を離れて一定期間仮の生活を送る行動等について

第1節 避難行動計画

担 当 部 局	企画部、総務部、まちづくり推進部、福祉部、教育委員会、消防団
主な関係機関	県、西和警察署、西和消防署、大阪管区气象台（奈良地方气象台）、自衛隊、大字・自治会、自主防災組織

第1 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

町長は、切迫した災害の危機から逃れるための場所又は施設（以下、「指定緊急避難場所」という。）として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

(1) 災害の種類

- ア 洪水
- イ 崖崩れ、土石流、地すべり
- ウ 大規模な火事
- エ 内水氾濫・外水氾濫による浸水
- オ 地震

(2) 指定基準

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）に開放されること。
- イ 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下、「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ウ 地震以外の災害が発生した場合において安全区域内にあるものであること。ただし、次の(ア)、(イ)に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
 - (ア) 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

(イ) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

エ 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にある場合は、次の(ア)、(イ)に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(ア) 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

(イ) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

2 指定等に当たって必要となる手続

町長が指定緊急避難場所の指定、取消しに当たり必要となる手続は次のとおりである。

- (1) 指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。
- (2) 指定緊急避難場所を指定したときは知事へ通知する。
- (3) 指定緊急避難場所を指定したときは公示する。
- (4) 指定緊急避難場所の指定を取り消したときは、知事に通知し、公表する。

また、指定緊急避難場所の管理者は、指定緊急避難場所を廃止し、又は指定緊急避難場所の現状に「指定緊急避難場所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更」等を加えようとするとき、町長に届け出なければならない。

第2 避難施設への経路及び誘導方法

1 避難路の選定基準

安心安全推進課は、次の事項に留意して住民と協議の上で避難路を選定し、日ごろから町民及び関係機関への周知徹底に努める。

- (1) 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる通路とする。
- (2) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (3) 避難路は、可能な限り水害・土砂災害の危険のない道路とする。
- (4) 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。
- (5) 避難路は、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することをできるだけ避ける。
- (6) 夜間避難をする場合等を想定した避難ルートを整備する。

2 誘導方法

安心安全推進課は、避難の勧告、指示をしたとき、迅速かつ適切な避難誘導が実施できるよう、次の点に留意して平常時から避難誘導に関する内容について関係部署、関係機関、住民に対して周知徹底する。

- (1) 各地区の誘導は、当該地区の消防団員が行う。
- (2) 避難誘導は、事前に指定された避難路への誘導を検討し、その安全を確認するとともに障害物を除去して避難誘導を行う。
- (3) 必要に応じて避難路への誘導標識、誘導灯、誘導柵等を設置するとともに、危険箇所等には消防団員を配置し、適切な避難誘導を行う。

- (4) 避難行動に時間を有する者に対しては、早めの避難行動開始を促す。また、福祉部及び関係機関と連携して、あらかじめ避難行動要支援者等の状況を把握し、関係機関との連携体制構築に努める。

第3 指定緊急避難場所及び避難路の整備に関する事項

安心安全推進課は、指定緊急避難場所及び避難路の管理者（設置者）と十分調整を図り、以下の事項に留意して整備する。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 要配慮者の避難を考慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等を整備
- 3 幅員や明るさ等避難路における通行の安全性を確保
- 4 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための設備・手段の確保
- 5 迅速・確実な指定緊急避難場所の開設を目的とした鍵の複数名での分散管理
- 6 物資及び資機材の確保、設備整備による指定緊急避難場所の防災機能強化

第4 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

1 具体的な発令基準の策定

安心安全推進課は、発災時に迅速かつ的確な避難情報（避難勧告等）の発令が行えるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年内閣府）を参考とし、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定し、周知する。

■ 避難情報の種類

種類	情報の意味
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・ 洪水等災害から、立ち退き避難する。

2 住民への情報伝達手段の確保

安心安全推進課は、避難の勧告、指示の住民への伝達方法について、以下の点に留意して情報伝達手段の多様化に努め、あらかじめ住民に町が使用する情報伝達手段について周知し徹底を図る。

- (1) 伝達手段は、発災時に通信施設の被災等により想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることも考慮し、防災行政無線、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、登録メール等あらゆる手段を活用し、町民に対し情報伝達を行う。
- (2) 伝達の際は、要配慮者の状況を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるような手段を講ずる。
- (3) 町長は、避難勧告・指示等の伝達に当たって、あらかじめ例文を作成し、わかりやすくその意味を伝える等、町民等の立場に立った情報提供に努める。

3 避難措置の他機関への連絡

避難の勧告、指示及びそれらの解除を行った場合は、関係機関に連絡する義務を負う。

第5 住民への周知及び啓発

安心安全推進課は、円滑な避難が行えるよう住民に対し広報紙、ホームページ、ハザードマップ等により、次に掲げる事項の他災害に関する情報を周知する。

- 1 地域の指定緊急避難場所や避難路
- 2 避難勧告等の発令基準
- 3 避難行動の方法や留意点
- 4 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等危険箇所
- 5 住民自らが災害に関する情報を収集することの重要性とその方法

第6 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。

1 学校、幼稚園

施設管理者は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 児童・生徒等の集団避難場所の選定、収容施設の確保及び避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 病院

病院は、あらかじめ患者等を他の医療機関又は、安全な場所へ集団で避難させるための収容施設を確保し、移送方法、治療・保健・衛生・給食等の実施方法に関する避難計画を作成する。

3 社会福祉施設等

高齢者、障害者、幼児、児童が入居する社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生・給食等の実施方法に関する避難計画を作成する。

第2節 避難生活計画

町は、指定避難所等の指定や指定避難所等運営訓練等、日ごろから地域住民等と協力し、災害発生時に円滑な指定避難所等運営ができるように必要な措置を講ずる。

また、やむを得ない理由により指定避難所等に滞在することができない被災者（在宅被災者）等に対しても、避難生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部、福祉部、教育委員会
主な関係機関	県、大字・自治会、自主防災組織

第1 指定避難所等の指定

1 指定避難所等の指定基準

町長は、一定期間滞在して避難生活を送る場所（以下、「指定避難所」という。）として、以下の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

2 指定等に当たって必要となる手続

町長が指定避難所の指定、取消しに当たり必要となる手続は次のとおりである。

- (1) 指定避難所の管理者の同意を得る。
- (2) 指定避難所を指定したときは知事へ通知する。
- (3) 指定避難所を指定したときは公示する。
- (4) 指定避難所の指定を取消したときは、知事に通知し、公表する。

また、指定避難所の管理者は、指定避難所を廃止し、又は指定避難所の現状に「指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更」等を加えようとするとき、町長に届け出なければならない。

第2 福祉避難所の指定

1 福祉避難所の指定基準

町長は、指定避難所のうちから、主として要配慮者を滞在させることを想定し、福祉避難所を設置する。

福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものとする。

内閣府令で定める基準

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

安心安全推進課及び福祉部は、福祉避難所について、要配慮者が使うことが想定される物資の備蓄を行うなど、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講

じる。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制を整備する。

2 救助法による福祉避難所の適用

救助法が適用された場合、その委任を受けた福祉避難所は、以下の基準を満たす場合、消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

- (1) 設置した場合、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・こころのケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置
- (2) 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の確保

第3 指定避難所の整備

安心安全推進課は、指定避難所について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

1 指定避難所施設等の耐震性の強化

指定避難所施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図る。

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

- (1) 非常用電源、自家発電機
- (2) 衛星携帯電話等複数の通信手段
- (3) 照明設備
- (4) 食料、飲料水、生活用品
- (5) マスクや手指消毒液
- (6) 暖房器具
- (7) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (8) 簡易トイレ
- (9) パーティション 等

3 要配慮者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- (3) 生理用品
- (4) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品 等

4 指定避難所の鍵の分散管理

安心安全推進課、教育委員会は、施設管理者と協議し、利用に際し速やかな開場ができるよう、特定個人のみが鍵を所有し、災害時に開場できないというリスクを回避するため、指定避難所の鍵を複数名で分散管理し、迅速・確実な指定避難所開放に努める。

第4 指定避難所の情報の公表

安心安全推進課は、指定避難所の安全性や整備状況を把握し、毎年町民に公表する。また、町は、指定避難所状況を的確に把握するため、確認項目を列挙したリストを作成し点検する。

第5 指定避難所の運営

企画部及び教育委員会は、自主防災組織等と協力して、指定避難所運営に関する以下の対策を講ずる。

1 指定避難所管理・運営マニュアルの作成

企画部及び教育委員会は、「河合町避難所運営マニュアル」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者、その他の関係機関等と協力し、地域の実情に応じた適切なマニュアルを作成する。

2 住民等による指定避難所等の運営体制

企画部及び教育委員会は、地域住民による指定避難所等の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

3 指定避難所開設・運営訓練の実施

企画部及び教育委員会は、自主防災組織や住民等と協力し、「河合町避難所運営マニュアル」に沿った指定避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備える。

第6 在宅被災者等への支援体制の整備

企画部及び福祉部は、在宅被災者が食料、物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることできるような支援体制を整備する。

第7 指定避難所運営において具体的に定める事項

1 指定避難所等の運営担当者割当て等

企画部及び教育委員会は、次のような活動を前提に運営担当者の割当て等を行う。関係課及び関係部局は、自治会や自主防災組織との連絡調整や介護施設・医療施設との連絡調整、支援物資の調達配給、ボランティアの受入れ、情報収集と発信、指定避難所運営等広域的な活動を行う。

(例)担当役員一覧

本部長	自治会の会長等
副本部長	自治会の会長、副会長等
総合調整役	自主防災組織リーダー等
総務班長	各自治会より選任された者
施設管理班長	自主防災会や各自治会より選任された者
入所者管理班長	自主防災会や各自治会より選任された者
情報班長	自主防災会や各自治会より選任された者
食料物資班長	自主防災会や各自治会より選任された者
保健衛生班長	自主防災会や各自治会より選任された者
ボランティア班長	自主防災会や各自治会より選任された者
各居住組代表	自主防災会や各自治会より選任された者

※ 同じ地域に指定避難所等が複数ある場合は、それぞれに役員を配置し、副本部長を各避難地の統括担当にする等弾力的に運用する。

※ 役員は毎年、年度当初の定例会等で選任し、防災訓練等では組織や役割について確認しておくようにする。

2 指定避難所等管理運営方法

(1) 各活動班の業務について（概要）

- ア 総務班・・・指定避難所等記録、入居ルール調整等
- イ 施設管理班・・・危険箇所対応、防火、治安
- ウ 避難者管理班・・・名簿管理、問合せの対応、郵便物取次ぎ、取材の対応等
- エ 情報班・・・指定避難所等外情報収集、指定避難所等外向け情報発信、指定避難所等内向け情報発信
- オ 食料物資班・・・物資食料の調達、物資の管理・配給、食料管理・配給、炊き出し
- カ 保健衛生班・・・ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、医療・介護活動生活用水管理
- キ ボランティア班・・・ボランティアの受入れ管理
- ※ これ以外にも必要な役割を付け加えたり、規模に応じて統合する。

(2) 居住組の編成

運営本部は、各自主防災組織（各大字・自治会）ごとに、各世帯を一つの単位とし居住組を編成する。その場合40名ほどを一つの居住組の目安とし、各大字・自治会内にある班や組等を最大限活用する。

※ 観光客等、地域内に居住していない避難者は、まとめて居住組を編成する。

これらの避難者は、あまり長く指定避難所等にはとどまらないと考えられるので、地域の避難者とは分けて考える。

(3) 避難者名簿の作成

- ア 運営本部は、自治会ごとに避難者名簿を作成する。
- イ 避難者名簿は、町及び運営本部が管理する。
- ウ 避難者名簿作成時には、緊急を要する要望も同時に調査する。（病院・養護施設等への収容希望や薬品希望等）
- エ 避難者名簿は避難者把握、物資や食料の配給の基礎データとする。
- オ 企画部及び教育委員会は、あらかじめ避難者に記入してもらう記入用紙を作成する。
- カ 避難者名簿記入項目は以下の事項を基本として作成する。
 - (ア) 氏名（フリガナ）
 - (イ) 性別
 - (ウ) 年齢
 - (エ) 続柄（例：妻、子、父、母・・・）
 - (オ) 被災以前の住所
 - (カ) 緊急時の連絡先（住所・電話番号）連絡先は必ず連絡がとれるものを記入
 - (キ) このほか、必要と思われる項目を必要に応じて付加
- キ 安心安全推進課は、避難者名簿作成時に、指定避難所等生活に関する心得やルールを書いた用紙を配布し、円滑な指定避難所等運営の支援に努める。

2 避難住民への給水、給食、日用必需品等の支給方法

企画部、まちづくり推進部及び教育委員会は、避難住民等に必要な救援を的確に把握し、受給必要量、配分等に係る連絡調整を実施する。

特に、食品、給水、医療等、当初から必要な物資、役務は迅速に状況等を連絡し、先行的な確保に努める。このため、指定避難所等ごとの避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握できる体制を確保する。

3 指定避難所等での応急教育、保育施設の開設

(1) 応急教育

教育委員会は、避難先都道府県又は県、避難先市町村等と、避難児童・生徒の応急教育に関する連絡調整、要請を行う。また、避難教員等により、避難先市町村の実施する応急教育に協力する。

(2) 応急保育

福祉部は、「(1) 応急教育」に準じて、保育所の開設及び応急保育に係る連絡調整等を実施する。

4 その他必要事項

(1) 衛生環境

福祉部は、避難住民等の健康管理に努める。

また、福祉部は、指定避難所等の衛生維持に注意し、避難先都道府県、県、避難先市町村又は関係機関・団体等が実施する衛生業務について、避難住民等に係る情報提供、受援に係る連絡調整及び要請等を行う。

(2) 施設の設置、維持管理

企画部、教育委員会及び福祉部は、指定避難所等、臨時医療施設等の設置、維持管理等について、避難先都道府県、県、避難先市町村又は関係機関・団体等に対し、情報の提供、連絡調整及び必要な要請等を行う。

また、企画部は、必要に応じ、避難先市町村の協力を得て、町役場仮庁舎等を設置するとともに、その他の町有施設は、必要に応じ代替施設の確保等必要な対応を実施する。

(3) 広報、広聴活動

企画部は、指定避難所等に対する職員派遣、広報資料の作成、掲示、配布等により、避難住民等に対して、生活関連情報、安否情報等の各種情報を提供する。

また、広報、広聴活動について避難先都道府県、県又は避難先市町村等と連絡調整及び要請等を行う。

第3節 災害時における要配慮者の安全確保計画

災害時における避難行動等の要配慮者は、一般的には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。

本節では、要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

担 当 部 局	企画部、福祉部、教育委員会
主な関係機関	県、中和保健所、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、一般社団法人奈良県歯科医師会、公益社団法人奈良県看護協会、河合町社会福祉施設、病院、医院等

第1 避難行動要支援者名簿

1 避難行動要支援者名簿の作成

町長は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

また、避難行動要支援者避難の支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するため、名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

なお、名簿作成要領は資料編による。（資料編 6-1）

2 避難行動要支援者名簿情報の提供

町長は、条例を定める等、個人情報取扱基準を整備した後、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下、「名簿情報」という。）を提供する。

(1) 名簿情報提供の拒否等

避難行動要支援者が、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供は行わない。

ただし、災害が発生し、又は災対法その他の法令等に基づく避難準備情報の発表、避難の勧告若しくは避難の指示がある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報の提供を拒否した者の名簿情報を提供することができる。

(2) 名簿情報を提供する場合における配慮

ア 避難行動要支援者名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置

(ア) 町長は、名簿情報を提供するとき、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結し、避難行動要支援者名簿情報の提供を受ける者に対して、避難行動要支援者名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

(イ) 企画部及び福祉部は、避難行動要支援者名簿の保管に当たって、厳重に管理し、名簿情報の漏洩の防止のために必要かつ適切な措置を講ずる。

(ウ) 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施

に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (エ) 町長は、秘密を漏らした者があるときは、違反した者が属する、又は属していた団体の名称及び当該違反行為の経緯を公表することができる。なお、公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となるものにその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

イ 第三者の権利利益を保護するために必要な措置

町長は、名簿情報の漏洩の防止のほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努める。

3 避難行動要支援者名簿情報の活用

(1) 避難行動要支援者の避難支援

ア 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

イ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

ウ 避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、平常時より避難情報の地域ぐるみの伝達体制及び避難誘導體制の確立に努める。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮して、支援に当たることを徹底する。

(3) 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することが考えられる。

<地域づくり例>

- ・地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ・避難行動要支援者等への日ごろからの声かけや見守り活動等

(4) 避難行動要支援者名簿情報の内部での利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を、その保有に当たって、特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第2 避難行動要支援者支援体制の確保

1 全体計画の策定

企画部及び福祉部は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

全体計画において定める事項

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- (3) 支援体制の確保
 - ・避難行動要支援者1人に対する支援者の人数
 - ・避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- (6) 発災時又は発災のおそれがあるときに避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の指定避難所
- (8) 指定避難所までの避難路の整備
- (9) 指定避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- (10) 指定避難所からの避難先及び当該避難先への運送方法 他

2 個別支援計画の策定

避難支援等関係者は、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載する。

作成に当たっては、避難行動要支援者本人も参加して避難支援者、指定避難所等、避難方法について確認し、作成する。

個別計画は、避難行動要支援者本人及びその支援者等、避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。

また、その際には、守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める。

なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新する。

3 地域における支援体制のネットワークづくり

企画部及び福祉部は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認及び避難誘導並びに指定避難所等での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備及び避難行動要支援者の状態把握に努める。

第3 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命や身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき、避難のための立退きを指示することができる。

この場合に、町は要配慮者が避難のための立退きを行うことができるよう、要配慮者に迅速・正確に情報の伝達が行えるよう措置を講ずる。

1 避難準備情報の提供

企画部は、避難行動要支援者が避難に際して時間を要すると考えられるため、避難勧告や避難指示が出される前段階で避難準備情報を提供する。

また、平常時から避難準備情報の意味や提供された際にとるべき行動について住民に周知する。

なお、正確な情報をわかりやすく伝えていくこととし、メールの一斉送信等文字情報を優先的に活用する。

2 障害者への情報伝達方法の確立

企画部は、福祉部等と連携し、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な手段や専門的技術を有する手話通訳者等ボランティアの派遣・協力システムの整備に努める。

(1) 視覚機能に障害のあるとき

ア 音声情報による周知

イ 拡大文字による周知

ウ その他、効果的な方法の併用による周知

(2) 聴覚機能に障害のあるとき

ア 文字情報による周知

イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコンなど）

ウ 手話による周知

エ その他、効果的な方法の併用による周知

3 高齢者等へ配慮した通信連絡手段及び緊急通報システムの整備

福祉部は、少子高齢化が進む現状から災害時において孤立しがちな「ひとりぐらし高齢者」との通信体制確保のために、緊急通報システムを整備し、その周知に努める。

4 外国人に対する日常の情報提供等

企画部は、外国語による防火防災対策の啓発に努めるほか、以下の方法で情報を提供する。

(1) 外国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語など）による周知

(2) 地図付き情報による周知

(3) 「ピクトグラム（図記号）」、「やさしい日本語」、その他効果的な方法の併用による周知

5 緊急連絡体制の整備

企画部及び福祉部は、避難支援等関係者を経由した情報伝達手段（いわゆる「地域住民の声掛け」）の体制を整備し、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、平常時においても、地域におけるネットワークを介し、町や自主防災組織が実施する防災に関する行事への参加の呼びかけや情報提供など、避難行動要支援者を含む要配慮者への防災知識の普及促進を図る。

第4 要配慮者の避難後の留意点

1 企画部、教育委員会及び福祉部は、避難支援を受けて指定緊急避難場所まで避難した避難行動要支援者の引継ぎの方法等を検討する。

2 企画部、教育委員会及び福祉部は、要配慮者個々の特徴等に応じて、福祉避難所に入所する、その他の指定避難所において他の避難者と別の部屋にて避難生活を送るなど、避難所を指定する。

なお、個別計画の策定時において、要配慮者が平常時に利用している社会福祉施設や養護学校等における避難生活について当該施設管理者と十分に協議し、それらの施設で避難生活を送ることが妥当である者に対して、施設への入所処置等の取扱いが円滑に行われるよう移送方法等をあらかじめ調整する。

- 3 企画部、教育委員会及び福祉部は、避難行動要支援者を災害の危険が去った後速やかに、福祉避難所等の適切な避難施設への円滑な移送等を実施する。
- 4 企画部、教育委員会及び福祉部は、あらかじめ避難行動要支援者の移送先及び当該移送先までの移送方法等を避難行動要支援者や移送先となる関係行政機関、運送事業者等と調整する。また、事前に運送事業者との避難行動支援者の移送に関する協定の締結について検討する。

第4節 帰宅困難者対策計画

町は、災害発生時の通勤や通学、出張、買物、旅行等の理由などで、外出時に自力で帰宅が困難となる人々に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずる。

担 当 部 局	企画部、福祉部、教育委員会
主な関係機関	近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社

第1 普及・啓発

町は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し、以下の内容の啓発を行うこととする。

1 町民への普及・啓発

町は、町民に対し、次の事項について意識の普及・啓発を行う。

- (1)集中豪雨などの異常気象時や地震発生時などには帰宅困難になる場合があること
- (2)日ごろから通勤や通学先等の周辺地域防災情報や避難施設の位置確認を行っておくこと
- (3)家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーション[※]を知っておくこと

※「災害時帰宅支援ステーション」とは、企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される。(コンビニエンスストア、ファーストフード店、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど)

協力店舗等の入口などに災害時帰宅支援ステーションのステッカーが貼られている。

2 事業所、学校等への普及・啓発

町は、職場での一時滞在に備え、職場にも最低限のものを準備し、帰宅困難な場合に備えるよう啓発に努める。

- ・運動靴
- ・運動着
- ・雨具
- ・水
- ・非常食（携行食など）
- ・地図
- ・リュックサック
- ・タオル など

3 集客施設や公共交通機関への普及・啓発

町は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の策定や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第2 災害時帰宅困難者への支援対策

1 一時滞在施設の確保

町は、所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

2 情報提供の体制づくり

町は、一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう次のような対策を講じ、迅速に情報提供体制の整備を図る。その際、発災時は情報伝達手段に限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- (1) ホームページやエリアメール
- (2) 緊急速報メール等の活用
- (3) 駅や交番における張り紙
- (4) 放送等関係機関と連携した情報提供体制の整備

第3 池部駅、佐味田川駅、大輪田駅等における帰宅困難者避難対策

町には、池部駅、佐味田川駅及び大輪田駅が、河川浸水その他の事由から一時的に使用不能となった場合には、3駅周辺にて帰宅困難者が発生し避難が必要となる可能性があることから、以下の事項についてあらかじめ検討を行う。

企画部は、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社と、一時滞留場所を確保し、災害発生時には速やかに提供できるよう事前の検討を要請する。

また、3駅前において定点カメラを設置する等して、3駅前の状況が把握できるシステムの導入を検討する。

第5節 住宅応急対策予防計画

町は、町営住宅及び民間賃貸住宅の活用、応急仮設住宅の設置等により、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。

また、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、あらかじめ関係機関との検討・調整に努める。

担 当 部 局	企画部、住民生活部、まちづくり推進部
主な関係機関	県、一般社団法人プレハブ建築協会

第1 町営住宅の活用体制の整備

住民生活部は、災害時における被災者用の住居として、利用可能な町営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もある中、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来の町営住宅入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

第2 民間賃貸住宅の活用体制の整備

企画部は、民間賃貸住宅等を応急借上住宅として、円滑・迅速に活用できるよう、賃貸住宅管理会社等と応援協定を締結するなど、連絡体制及び運用について整備する。

第3 応急仮設住宅の供給体制の整備

企画部及びまちづくり推進部は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県と協力し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

第4 広域的な住宅供給体制の整備

被害状況等に応じて、市町村をまたいだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等については市町村間の連携を県が主導して進める。

さらに、大規模災害時には近隣他府県等においても被害が発生し、県内の応急住宅の供給が不足する可能性があることを踏まえ、県は広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、町はこれに協力する。

町民等の防災活動の促進

第6節 防災知識普及計画

町及び防災関係機関は、町民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、日ごろから災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

担 当 部 局	企画部、教育委員会
主な関係機関	各新聞社、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、公益社団法人奈良県看護協会、報道機関

第1 住民に対する防災知識の普及

安心安全推進課は、防災関係機関の協力を得て、防災に関する知識の普及・啓発活動を積極的に行うことで町民の防災意識の高揚を図り、町民の災害に対する備えを進める。

また、教育委員会は、幼稚園・小中学校で防災訓練や防災教育等を実施する。

1 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) 町広報紙、町ホームページ等活用等広報媒体の活用
- (3) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (4) 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) 研修、出前講座、講演会等の開催 等

2 周知内容

- (1) 町の防災対策について
- (2) 過去の災害事例
- (3) 各地域で予想される災害の把握
- (4) 気象知識
- (5) 消火器具、非常持ち出し品、備蓄食料の整備
- (6) 家屋等の点検及び耐震化、家具の固定、ブロック塀等の倒壊防止措置、防火対策
- (7) 気象・防災情報を収集する方法及び気象予警報、避難情報等の種類と対策
- (8) 避難方法(指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、非常持ち出し品、避難時に必要な行動)の事前確認
- (9) 災害発生時の行動(安全確保行動、家族の安否確認、情報収集等)
- (10) 初期消火の方法
- (11) 救助・応急救護方法の習得
- (12) 自主防災組織の結成及び活動内容
- (13) 要配慮者への対応
- (14) ボランティア活動への参加 等

第2 事業所等に対する防災知識の普及

安心安全推進課は、事業所等の管理者に対し防災知識の普及を図り、災害時の指導力、行動力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

1 普及・指導の方法

安心安全推進課は、県及び関係機関の協力を得て、防災手引書、パンフレット等を配布する。また、事業所独自あるいは地域単位での防災訓練や講習会等をとおして普及する。

このほか、防災管理者等の自主的研究会、連絡会等をとおして防災知識の普及を図り、これらの実施に当たっては、町は、これに協力する。

2 普及・指導の内容

- (1) 町地域防災計画の概要
- (2) 過去の災害事例
- (3) 各地域で予想される災害の把握
- (4) 事業所等の自主防災体制
- (5) 危険物施設の保安、応急対策の体制
- (6) 事業所の防火対策と家具等の倒壊防止措置
- (7) 帰宅困難となった従業員等に対する物資の備蓄
- (8) 初期消火の方法
- (9) 警察・消防・町への連絡体制

第3 防災上重要な施設の管理者等の教育

1 防災上重要な施設における防災教育

安心安全推進課は、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災対法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

第4 職員に対する防災知識の徹底

安心安全推進課は、全職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育を行い、防災知識の徹底を図る。

1 教育の方法

安心安全推進課は、防災活動の手引きや地域防災計画を改正ごとに配布の上、講習会や研修会等を定期的実施する。また、県等が開催する研修会等へ積極的に参加するよう促す。

2 教育の内容

- (1) 地域防災計画の概要
- (2) 過去の災害についての体験談等
- (3) 気象知識
- (4) 町関係機関の防災体制
- (5) 町職員動員の方法・分担任務
- (6) 町内の災害重要監視箇所
- (7) 救助・救護方法（心肺蘇生法等）
- (8) 水防の方法（水防工法）
- (9) 被害の調査・報告要領、連絡方法 等

第5 学校等における防災教育

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われる。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童・生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災教育を行う。

1 防災教育のねらい

防災教育のねらいは、次に掲げる3つにまとめられる。

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 台風や集中豪雨などの自然災害等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

2 校種ごとの目標

発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる校種ごとの目標により児童・生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

(1) 就学前児童の防災教育目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるように指導する。

(2) 小学校児童の防災教育目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができるように指導する。

(3) 中学校生徒の防災教育目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できるように指導する。

3 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、本計画においては水害、土砂災害及び地震に関連して発生する可能性のある災害対応に絞り、次に掲げる内容とする。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (4) 指定避難所等の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (5) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (6) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- (7) 災害時におけるこころのケア

4 防災教育に関する指導計画の策定

防災教育に関する指導計画は、南海トラフ巨大地震の概要を明確にした上で、以下の項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

- (1) 防災教育の基本的な目標
- (2) 各学年の指導の重点
- (3) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容
- (4) 指導の時期、配当時間数、安全管理との関連

(5) 地域の関係機関との連携 等

5 指導計画作成に当たっての配慮事項

防災教育に関する指導計画作成するには、次に掲げる内容について配慮する。

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習と関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるように指導する。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要したりする問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせる。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。

実施の時期や回数は、年間をとおして季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童・生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。

また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努める。

- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童・生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国、県、自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。
- (6) 視覚教育については、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
- (7) 児童・生徒等が、体験をとおして勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うため、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定する。
- (8) 障害のある児童・生徒等について

ア 障害のある児童・生徒等は、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。

イ 特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童・生徒等が在籍している学校は、特別支援学校等の助言等を活用する。

- (9) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の策定及び実践が円滑に行われるように努める。
- (10) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童・生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。
- (11) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (12) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身についたか」等に関して児童・生徒等による自己評価を実施する。

- (13) 外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や町民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

6 教職員に対する防災研修

教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるため、研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議をとおして、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、以下の内容の研修を行う。

- (1) 災害発生時における児童・生徒等に対する的確な指示・誘導
- (2) 初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識・技能の習得向上

第7節 防災訓練計画

町は、災害に備えて、防災関係機関、自主防災組織、関係団体と連携し、総合訓練や各個別訓練を実施する。また、県、消防機関等が開催する訓練に参加するとともに、自主防災組織等住民が実施する防災訓練が積極的に行われるよう必要な支援を行う。

担 当 部 局	全部局
主な関係機関	県、西和警察署、西和消防署、自衛隊、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、公益社団法人奈良県看護協会、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、大字・自治会、自主防災組織

第1 訓練の考え方

町は、県や各防災関係機関が開催する防災訓練に積極的に参加するほか、独自の各種防災訓練を企画及び実施し、実践的な対応力を養い、訓練結果の事後評価をとおして課題を拾い出し、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図る。

また、「住民避難」は、災害時による死者をなくすために特に重要なことから、住民参加型の災害時初動訓練、避難訓練、指定避難所等開設・運営訓練等を実施するとともに、各自主防災組織等が主体となる訓練実施を促し、その訓練を支援する。

第2 町が実施する訓練

1 総合防災訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速かつ的確に活動できる体制づくりのため、町民（自主防災組織等）、町、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。

2 各地域での防災訓練

自主防災組織が中心となる「町民参加型」訓練では、「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの町民の参加が得られるよう配慮した訓練を実施する。

(1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

避難行動要支援者の避難支援訓練を含む訓練を行う。

(2) 指定避難所等開設・運営訓練

要配慮者の指定避難所等でのニーズや、被災時の男女のニーズの違いなどに配慮した訓練を行う。

(3) 安否確認訓練

平常時から各地区において、災害時の集合場所を決め、全員の安否を確認した上で指定避難所等に集団避難し報告するなどの実践的な訓練を想定する。

(4) 緊急地震速報が発表された場合にとるべき行動等のなど、大きな啓発効果の訓練を企画実施する。

3 各種個別訓練

町は、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、情報伝達訓練、非常参集訓練、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとにテーマを明確にした実践的な訓練を実施する。

第3 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災関係機関等の訓練

町及びライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する震災を想定した防災訓練を積極的に行うよう勧奨する。

その際には、特別警報を防災訓練のシナリオに取り入れるなど、水害・土砂災害発生時の対応行動の習熟を図るような訓練を促す。

また、町及び県が実施する総合防災訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加、協力を行うよう要請する。

2 その他機関等の訓練

町内の学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者等はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的の実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進めるよう勧奨する。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

第4 その他

1 職員防災初動マニュアルの作成

安心安全推進課は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員のとるべき行動を取りまとめた職員防災初動マニュアルを作成し、職場研修等をとおして、その周知徹底を図る。

2 防災担当職員の資質向上

安心安全推進課は、防災担当職員の防災関連業務の習熟のため、研修機会を計画的に設けるよう努める。

第8節 自主防災組織の整備・育成計画

町は、自主防災組織が行う防災活動を促進するため、自主防災組織を構成する町民に対し、教育訓練等による知識習得の機会を企画し、「共助」の基盤形成に努める。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	河合町社会福祉協議会、大字・自治会、自主防災組織

第1 自主防災組織に対する考え方

- 1 自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという原則に基づき自主的に結成する組織であり、消防組織法により消防機関として位置づけられている消防団とは異なる。
- 2 自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織、即ち実働部隊として結成されることが望ましい。
- 3 自主防災組織の整備に当たっては、町等の防災関係機関と十分協議の上、組織として実施すべき活動を具体化した防災計画を作成する。また、その計画に基づき迅速かつ効果的に防災活動が行えるよう組織内での役割分担を明確にしておくことが望ましい。

第2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の様々な団体と連携し、次の事項を実施する。

1 平常時の活動内容

- (1) 各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
- (2) 地域における危険箇所の把握
- (3) 地域における消防水利の確認
- (4) 家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
- (6) 要配慮者の把握
- (7) 指定避難所等・医療救護施設及び避難経路の確認
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
- (9) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
- (11) 地域全体の防災意識向上の促進 等

2 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- (6) 指定避難所等の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

第3 育成強化対策

1 町の育成強化対策

安心安全推進課は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の組織率向上及びその育成、指導を推進する。

- (1) 自主防災組織率向上対策計画の策定
- (2) 講演会、講習会、研修会、訓練等の実施
- (3) 自主防災組織が実施する講演会、講習会、研修会、訓練等の指導、支援等
- (4) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (5) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (6) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援
- (7) 自主防災組織に関する啓発資料の作成及び情報の提供

第4 地区防災計画

1 目的

地区防災計画は、コミュニティレベルでの防災活動を推進し、町による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図るものである。

町の防災活動と地区居住者等による防災活動が、効果的に連携したものであるために、本計画において、その考え方を定める。

2 地区防災計画に基づく防災活動の主体及び防災活動の対象範囲

地区防災計画に基づいて防災活動を行う防災活動の主体やその対象範囲は、各地区の特性に応じて、従来の自主防災組織を構成する自治会単位での作成を前提とする。

また、必要に応じ町内の事業者、小中学校等多数の人が利用する施設管理組織等を想定する。

なお、地区防災計画に基づく防災活動が地区居住者等によって主体的かつ継続的に実施されることが重要なことから、以下の事項に留意して地区防災計画を策定する。

- (1) 地区居住者等が計画作成当初の段階からの参加
- (2) 地区居住者等の参加意識の醸成
- (3) 地区居住者等と十分な連携のもと、町防災計画と地区防災計画の整合
- (4) 地区居住者等の意見を広く取り入れ、主体的かつ継続的な地域防災力の向上に向けた取組

3 地区防災計画の見直し

地区防災計画の見直しは、当該地区防災計画に係る地区居住者等が主体的に継続的な見直しを行う。町防災会議においては、当該見直しの内容が実体を伴った実効性のあるものになっているか等の観点から、提出された地区計画内容を十分考慮の上、町地域防災計画に反映する。

また、町は、町地域防災計画見直し等による検討を加える際に、地区の特性、地区防災計画の運用状況等を踏まえ、地区防災計画の見直しを行うことについて、地区居住者等に働きかけを行う。

4 地区防災計画に基づく防災活動に対する支援

安心安全推進課及び関係各部は、地区防災計画に基づく当該地区居住者等による防災活動が、地区居住者等の主体性を損なうことなく、実効性のあるものとなるよう適切な支援に努める。

5 地区防災計画に関する計画提案

(1) 計画提案の手続

(災対法第42条の2第1項・第2項、災対法施行規則第1条関係)

ア 計画提案

地区居住者は、共同して、町防災会議に対し、町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案する。

計画提案の手続は以下のような場合が考えられる。

なお、当該自主防災組織等のメンバーは、計画に基づき、実際に防災活動を実施できる体制にあることが必要である。

(ア) 実際に防災活動を行う地区居住者等が共同して計画提案を行う場合

(イ) 自主防災組織の役員等が、共同して、当該地区の計画提案を行う場合

イ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類の提出

共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に、地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、町防災会議に提出しなければならない。(災対法施行規則第1条)

なお、「計画提案を行うことができる者であることを証する書類」とは、地区居住者等であることを証する書類であり、具体的には、居住者であれば住民票等、事業者であれば法人の登記事項証明書等とする。

(2) 計画提案がなされた場合の町防災会議の判断基準(災対法第42条の2第3項)

計画提案がなされた場合、町防災会議においては、当該計画提案を踏まえて、町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるか否かを判断する。

町防災会議は、この目的を踏まえて、当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重し、当該地区に係る地区防災計画を定める。

ただし、原則として、極めて対象範囲が限定された防災計画や、防災活動の内容が地域防災計画の内容にそぐわない計画等については、町地域防災計画に定める必要がないと判断する。

また町は、地区居住者等による計画提案に係る地区防災計画素案作成等の支援に努める。

6 地域防災力の充実強化

(1) 安心安全推進課は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。

(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項)

(2) 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する具体的な事業に関する計画の内容の決定又は変更を提案することができる。(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第3項)

第9節 企業防災の促進に関する計画

町は、企業等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容を示すとともに、自然災害による不測の事態から、事業の継続を図るため、町内の事業所に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成を啓発促進する。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化を実施する等の企業防災活動の推進に努める。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部
主な関係機関	河合町商工会、町内企業

第1 災害時に企業が果たす役割

企画部及びまちづくり推進部は、災害が発生した場合に事業者が以下の対応を実施するよう、啓発活動を推進する。

1 従業員、顧客の安全確保

災害時、企業が最優先すべき事項は、顧客と従業員の安全確保であり、従業員への指導に当たっては、特に理解を求めるように努める。

2 事業所業務の継続

企画部は、事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、その周知に努める。

3 ボランティア活動への支援等、地域への貢献

企業は、地域コミュニティの構成員であり、地域住民と共に自助・共助の精神を基本として、主体的に地域活動に参加することが求められる。

企画部は、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言等の支援に努める。

4 二次災害の防止

災害発生後の危険物等を取り扱う事業所等は、危険物の漏洩や可燃性ガスの漏洩などを防止し、従業員全員には具体的な点検方法、点検箇所を明示し、徹底した点検を行い、二次災害の防止に努める。

第2 事業所等における平常時の対策

事業者等は、災害への備えとして、以下の事項を踏まえ平常時からの防災体制を構築し、防止対策等を講ずる。

- 1 勤務時間外の連絡体制の整備
- 2 非常時体制の整備
- 3 建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策
- 4 二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策
- 5 事業所からの避難経路の確保及び周知
- 6 防災研修、訓練の実施
- 7 災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄

また、事業者等は、これらの事項を踏まえ、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に当たっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合に当たっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等から企業を守るための経営戦略として、この方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替等の対策を実施する。

第3 商工会等の役割

河合町商工会は、事業継続計画（BCP）策定促進のための情報提供や相談体制の整備等により、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性を啓発する。

また、会員・組合員等に対し、行政等と連携をとり、支援策等情報の周知に努める。

第4 事業所の自衛防災組織

企画部は、事業所において自衛防災組織の設置、育成を図るため以下の事項を踏まえて、その推進に努める。

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 自衛防災計画の策定

企画部は、各事業者が災害に備えて自衛防災計画を作成し、十分な予防対策及び円滑な応急対策を実施できるよう指導する。

- (1) 予防計画
 - ア 予防管理組織の編成
 - イ 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
 - ウ 消防用設備等の点検整備
- (2) 学習訓練計画
 - ア 防災学習
 - イ 防災訓練
- (3) 応急対策計画
 - ア 応急活動組織の編成
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止及び初期消火
 - エ 避難誘導
 - オ 救出救護

3 自衛防災組織の活動

(1) 平時

- ア 防災訓練
- イ 施設及び設備等の訓練整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

(2) 災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救出救護

第10節 消防団による地域防災体制の充実強化計画

本町では、平成24年4月1日より女性分団（町内在住の女性）を結成し、5分団体制で活動を行っている。

今後とも、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努めるとともに、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化に努める。

担 当 部 局	企画部、消防団
主な関係機関	西和消防署、自主防災組織、町内各事業所

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携による地域防災力を強化し、地域の被害軽減と町民の安全確保に努める。

第2 他の組織との関係

1 常備消防との関係

消防団は、地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及・啓発、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実働・図上訓練

2 自主防災組織との関係

消防団は、自主防災組織との連携を強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

消防団は、消防団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組及び事業所の防災活動との連携を強化する。

4 地域コミュニティとの関係

企画部は、人口構造や雇用環境を踏まえ、将来を見据えた住民ニーズや地域の実情に沿った消防団の果たすべき役割を検討し、地域のコミュニティに根付いた活動体制を構築する。

第3 消防団員数の確保

1 団員数の確保

消防団は、要員動員力等の特性を發揮するため、町の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

消防団は、就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員が活動しやすい環境の整備を図る。

3 女性団員の確保

本町では女性分団女性班を整備している。

今後とも、地域社会の高齢化等を考慮し、女性団員の入団を促し、見回り等においても、声かけ巡回や女性広報等、高齢者にも受け入れられやすい消防団体制について検討する。

4 若年層の入団促進と高齢化への対応

消防団は、消防団員の高齢化を抑制するために、若年層からの入団を促進する。このため、入団者の職業等を考慮した上で、入団して活動しやすい消防団活動のあり方等を検討する。

第4 消防団の充実強化

企画部は、団員確保に向けた啓発、施設・設備・資機材の整備等に努め、消防団の充実強化を図る。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

福祉部は、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

また、関係機関・関係団体と連携を図り、その活動を支援するための環境整備に努める。

担 当 部 局	福祉部
主な関係機関	河合町会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部

第1 災害救援専門ボランティア制度の運営

福祉部は、町区域で大規模な災害が発生した場合を想定し、専門職ボランティアの中でも災害救援ボランティアの協力を得られるよう、体制の整備に努める。

また、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティア・コーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

1 災害救援専門ボランティアの活動分野

福祉部は、県や関係機関の協力を得て、災害が発生した場合に備え、被災地において救援活動を行う災害救援専門ボランティアによる災害支援体制を整備する。

【災害救援専門ボランティアの例】

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師）
- (3) 介護（ホームヘルパー、その他）
- (4) 心理カウンセラー
- (5) 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- (6) 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- (7) 手話通訳、外国語通訳、要約筆記ボランティア
- (8) ボランティアのコーディネート
- (9) 移送、輸送 等

第2 その他の災害ボランティア活動の支援

1 「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の作成

福祉部は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の作成に努める。

■ 災害ボランティア活動支援マニュアルの内容

項 目	内 容
① 災害ボランティア活動支援の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の大規模災害を踏まえた支援 ○ ボランティアの自主性・自発性を尊重した支援 ○ 災害ボランティア活動支援に係る行政の役割
② 災害時の対応・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティア窓口の明確化 ○ 災害ボランティア本部の立ち上げ・運営・解散 ○ 災害ボランティア本部への支援

項 目	内 容
③ 平常時の対応・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア団体等とのネットワークの構築 ○ ボランティア・コーディネーターの養成支援 ○ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

2 受入体制の整備

福祉部は、町区域で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入れ事務

3 ボランティア活動の支援拠点、活動環境の整備

福祉部は、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

- (1) 災害に係るボランティア・コーディネーターの養成
- (2) ボランティアのネットワーク化
- (3) ボランティアの活動拠点の整備
- (4) ボランティア活動資機材の整備
- (5) ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化
- (6) ボランティアのための活動マニュアルの作成
- (7) ボランティア活動資機材の整備
- (8) その他の環境整備

4 研修会等への参加

福祉部は、ボランティアが災害時に迅速かつ的確な活動を展開するため、研修会等への参加促進に努める。

5 ボランティア活動保険の周知

福祉部は、ボランティアによる災害救援活動の円滑な実施に向け、事故や傷害を受けた場合に備えた「ボランティア活動保険」(社会福祉法人全国社会福祉協議会)制度加入の周知に努める。

災害に強いまちづくり

第12節 まちの防災構造の強化計画

町は、災害に強い都市づくり・地域づくりを進めるため、町の状況及び将来の状況を総合的に勘案し、被害を最小限に食い止められるような「災害に強いまちづくり」を進める。

また、町は、体系的な防災拠点の配置と、これらを結ぶ防災交通ネットワークの強化に努める。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部
主な関係機関	県、高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大和川河川事務所

第1 安全・安心な都市づくりの推進

まちづくり推進部は、県の協力・指導のもと、次の点に配慮し、安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組む。

- 1 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、町区域全体として災害に強い地域構造を構築する。
- 2 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化する。

第2 地区別の防災の考え方

まちづくり推進部は、町内各地域の特性を踏まえ、地域固有の資源を活用していくことを基本として、市街地をはじめとする町内各地区の防災を推進する。

1 建物の不燃化・耐震化

まちづくり推進部は、建物が集中している区域、木造家屋が多く存在する区域、いずれも耐火・耐震の対策を行い、前述の避難路の確保の上でも、建物の延焼や倒壊により、道路が遮断されないよう、対策を検討する。

2 市街地の緑化・不燃化

まちづくり推進部は、緑地協定の締結や生垣助成制度による生垣化、宅地内植樹を推進するほか、防火地域・準防火地域の指定などにより建築物の不燃化の誘導を促進する。

また、公共性の高い施設や建築物の安全性の向上と合わせ、市街地の面的な防災機能を高める。

3 防災空間、防災拠点の体系的整備

まちづくり推進部は企画部と連携し、自治会や自主防災組織と協力・連携し、住区を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において、住民が主体的に防災活動の拠点及び住民の避難地を検討した上で、個々の要望を踏まえ、防災空間、指定避難所等を体系的に整備する。

4 地区ネットワークの強化

まちづくり推進部は企画部と連携し、道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、地区ネットワークの強化を進める。

第3 防災施設の整備方針

まちづくり推進部は企画部と連携し、人口、産業の集積する既成市街地並びにこれらに近接する地域に対し、指定避難所等、避難路、防災公園等に関する計画を作成し、計画的な実施を図る。

1 公園・緑地の整備

まちづくり推進部は、災害時に自治会の指定緊急避難場所となる公園・緑地の防災機能整備を促進する。

2 河川の整備

まちづくり推進部は、河川管理者に対し、河川氾濫の防止に向けた安全対策としての整備点検を要請する。また、延焼防止の緩衝帯としての役割を担う河川空間の整備促進に努める。

3 広域防災帯

まちづくり推進部は、同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として、広域防災帯の整備に努める。

第4 都市の再開発の推進

まちづくり推進部は、密集する町中心街等の防災上危険な市街地の整備を行い、公共空地等の設置、建物の不燃化等を図るため、市街地開発事業等の計画・実施に努める。

1 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

まちづくり推進部は、土地区画整理事業を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図る。

2 市街地再開発事業の推進（都市再開発法）

まちづくり推進部は、市街地再開発事業を推進することにより、町の中心街において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を進め、地震、火災等の災害危険度の低下を図る。

3 密集市街地対策の推進（密集市街地整備法）

まちづくり推進部は、町区域における総合的な密集市街地対策を推進する。

4 防火地域、準防火地域の指定（都市計画法）

本町では、現在、町内3箇所を準防火地域に指定し、建築物の高度集積や多様な建物の用途などが混在して立地する可能性がある地区について、建築物の構造などを規制している。

まちづくり推進部は、市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定等による都市防災対策に努める。

第13節 災害に強い道づくり

道路管理者^{*}は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設の補強・更新、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を、計画的に進める。

また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助の迅速な実施に向けた体制を整備する。

さらに、交通ルートの複眼化を考慮の上、災害に強い道路施設の整備等について定める。

※道路管理者：道路法第3章第1節に規定された道路を管理する主体を指す。

道路法で定める道路		定 義	道路管理者	費用負担
国 道	直轄国道（指定区 間）	高速自動車国道と併せて全国的な 幹線道路網を構成し、一定の法定要 件に該当する道路（道路法第5条）	国土交通大臣	国及び県
	補 助 道 路 （指定区間外）		知 事	国及び県
県 道		地方的な道路網を構成し、一定の法的 要件に該当する道路（道路法第7 条）	知 事	県
町 道		市町村の区域内に存する道路（道路 法第8条）	町 長	町

担 当 部 局	まちづくり推進部
主な関係機関	高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省奈良国道事務所

第1 道路施設等の整備

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。

1 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部では法面崩壊や地すべり等が予想される。このため、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化を進める。

- (1) 道路管理者は、事業中及び今後事業実施予定の箇所の整備を進める。
- (2) その他の箇所

道路管理者は、事業中及び今後事業実施予定以外の箇所について、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

ア 道路防災総点検

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握する。

イ 道路の災害補修工事

道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、重点的に耐久性の強化を進める。

3 道路付帯施設の整備

道路管理者は、災害時におけるライフライン確保の観点から、共同溝及び電線共同溝の整備事業を各業者と調整を図りつつ実施に向けた検討を行う。

第2 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。
- (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1 道路管理者

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

2 建設協会等関係機関

建設協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

道路管理者は、防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を利用して、チラシ・パンフレット等による防災・事故に関する知識の普及に努める。

第14節 緊急輸送道路の整備計画

災害時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送路の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。

また、大規模災害時においては、輸送路となる道路が重要であることを考慮し、多重性、代替性を有し避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワーク化を図る。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部
主な関係機関	県、県公安委員会

第1 緊急輸送路ネットワークの設定

町は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路を選定するとともに、県が選定した緊急輸送道路との整合を図る。

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の3つに区分して考えるものとした。

1 第1次緊急輸送道路（県指定）

- (1) 県外からの支援を受けるための広域幹線道路
- (2) 地震発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圈中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

2 第2次緊急輸送道路（県指定）

第1次緊急輸送道路と地震発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

3 第3次緊急輸送道路（県指定）

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

4 緊急輸送道路（町指定）

町は、緊急輸送路と町が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、町で指定する地域医療機関、災害協力病院及び指定避難所等を連絡する道路を指定する。

第2 緊急輸送路の整備

緊急輸送路の管理者は、多重性・代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送路網の整備を図る。

第3 震災時の応急点検体制等の整備

緊急輸送路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

第4 緊急通行車両の事前届出

企画部は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

第5 輸送手段の確保体制

関係機関は、陸上輸送等の輸送手段を確保するための体制や震災時における運用手段を整備する。

更に関係機関は、緊急時において確保できる車両等の配備や運用をあらかじめ計画する。不足が生じる場合を想定して、民間業者との協定を検討する。

第6 交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、町における道路施設の破損・欠壊等が生じて通行が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第15節 ライフライン施設の災害予防計画

ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ確かな応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

また、町は、県及び関係機関と協力し、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。

担 当 部 局	まちづくり推進部
主な関係機関	県、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人奈良県L P ガス協会、大阪ガス株式会社

第1 上水道

1 水道施設の耐震化

上下水道課は、以下に掲げる事故発生時の対策を進める。

- (1) 取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、計画的に耐震化
- (2) 老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可能継手の採用等の検討
- (3) 基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化

2 水の融通体制の確立

上下水道課は、導水管路・送水管路及び配水幹線被害による全給水区域の断水を避けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、日本水道協会奈良県支部をはじめ隣接市町村間等において、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワーク整備に協力する。

3 防災用資機材等の整備

上下水道課は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

4 給水データベースの整備

上下水道課は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

5 上水道応急対策初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

上下水道課は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、上水道応急対策初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道

上下水道課は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ確かな応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備・点検

- (1) 災害発生時に必要な復旧用資機材を把握し、調達・備蓄により確保する。

- (2) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (3) 防災訓練の実施
情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
- (4) 協力応援体制の整備
施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県及び近隣市町村間の協力応援体制を整備する。

第3 電力(関西電力株式会社)

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水害対策

ア 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

ウ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(6) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備

イ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

- (ウ) 通信線搬送設備
- ウ 交換設備
- エ IPネットワーク設備
- オ 通信用電源設備
- (3) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。
- (4) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。
- (5) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。
- (6) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

 - ア 水防関係
 - (ア) ダム管理用観測設備
 - (イ) ダム操作用の予備発電設備
 - (ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - (エ) 排水用のポンプ設備
 - (オ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
 - (カ) 警報用設備
 - イ 消防関係
 - (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
 - (イ) 各種消火器具及び消火剤
 - (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備
- (7) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

 - ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
 - イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (8) その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

5 災害対策用資機材等の確保及び整備

- (1) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

- (2) 災害対策用資機材等の輸送
災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材等の整備点検
災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。
- (4) 災害対策用資機材等の広域運営
災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。
- (5) 食料、医療、医薬品等生活必需品の備蓄
食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
- (6) 災害対策用資機材等の仮置場
災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- (2) 広報活動
 - ア 電気事故防止PR
災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。
 - (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所へ通報すること。
 - (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
 - (エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。
 - (オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
 - (カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
 - (キ) その他事故防止のため留意すべき事項。
 - イ PRの方法
電気事故防止PRについては、常日ごろからテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。
 - ウ 停電関連
病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第4 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 水害対策

- ・豪雨・洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- ・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物のかさあげを実施する。

(イ) 風害対策

- ・暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- ・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(ウ) 火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

- (2) 災害対策用機器並びに車両の確保
 災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。
- (3) 災害対策用資機材等の確保と整備
- ア 災害対策用資機材等の確保
 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- イ 災害対策用資機材等の輸送
 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に実施する。
 このため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。
- ウ 災害対策用資機材等の整備点検
 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- エ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄
 非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。
- (4) 情報伝達方法の確保
 災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達する。
 そのため、伝達経路、方法、連絡責任者の氏名、その他必要事項を整備する。
- (5) 防災に対する教育、訓練
- ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行するため、社員等の防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。
- イ 町や県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。
- (6) 災害時優先電話
 町、県及び防災関係各機関の申出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。
 なお、町は、加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て、協議し決定する。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

NTTドコモは、災害が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施する。

- (1) 通信設備等の防災計画
- ア 広域災害、停電時に人口密集地の通信を確保のため、通常の無線基地局とは別に大ゾーン方式基地局を設置する。（奈良市、大和高田市の2箇所）
- イ 県庁・市町村役場等の重要エリアをカバーする無線基地局については、エンジンによる無停電化若しくはバッテリー24時間化の停電対策を推進する。
- (2) 災害対策用機器並びに車両の確保
 災害が発生した場合において、通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。なお、NTTドコモとして配備する機器及び車両は次による。

- ・衛星エントランス搭載基地局車・移動基地局車・移動電源車
- ・可搬型衛星エントランス基地局・非常用マイクロ等

(3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、N T T ドコモ関西支社内各組織、本社並びに各支社間及びグループ会社等と迅速にかつ的確に伝達するため、その方法・連絡責任者の氏名、その他必要事項を整備し維持する。

(4) 防災に関する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行し得るよう、社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 都道府県、市町村等が主催する総合的な防災訓練に参画する。

(5) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申出により、あらかじめ指定した携帯電話を災害時優先措置する。なお、県、市町村及び防災機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるよう、ドコモCS関西奈良支店の申出により、協議し決定する。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬車両その他防災用機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食料等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

イ 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生にかかわる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

ウ 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスを利用できるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざというときに備えている。

ア 停電対策

イ 伝送路対策

ウ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ア) 移動電源車

(イ) 移動無線基地局車

(ウ) 可搬型無線機

エ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

ア 対応マニュアルの徹底

イ 非常時体制の確立と連絡網の整備

ウ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備え瓦全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

ア ネットワーク障害対応訓練

イ 安否確認訓練

ウ 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

ア 基地局の代替サービスエリアの確保

イ 代替基地局の研究開発

第5 ガス

1 高圧ガス・L Pガス

高圧ガス・L Pガス事業者等は、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) L Pガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) L Pガス販売事業者は、その貯蔵施設内のL Pガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるL Pガス漏出事故発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県L Pガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

2 大阪ガス株式会社（都市ガス）

都市ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

(1) 防災体制の整備

保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策の実施

風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等の点検を実施する。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備の設置

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) 地震計

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備の整備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の点検整備

(4) 教育訓練

社員等関係者に対する防災教育を実施する。

(5) 広報活動

ア 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第16節 危険物施設災害予防計画

町は、消防法に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下、「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県、西和消防署、危険物等施設の管理者

第1 危険物・毒物・劇物保管施設の災害予防

企画部は、災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の強化、法令に従った適正な施設の維持管理と取扱基準の遵守、保安教育と訓練の徹底、自衛防災組織の育成、防火思想の普及徹底を図る。

1 危険物施設

(1) 災害予防措置

施設の管理者は、法令の規定に基づき危険物保安監督者の選任等を行い、取扱作業等の保安監督を行わせるとともに次の体制を確立し、実施する。

- ア 防災組織の確立
- イ 保安検査、定期点検要領
- ウ 防災設備の維持管理、整備点検要領
- エ 防災教育の徹底
- オ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領

(2) 関係事業所に対する指導強化

- ア 町長は、危険物保安取締りを実施する必要があると認めたときは、県に連絡し、必要な措置を要請する。
- イ 町長は、西和消防署、県と協力し、危険物設置等について、位置、設備構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施する。
- ウ 町長は、検査後、改善等について指導を行う等予防措置を実施するとともに自主保安体制を確立させる。
- エ 西和消防署は、火災予防条例を徹底させ、施設の管理責任者の義務を履行させる。

(3) 予防教育の徹底

企画部は、県及び西和消防署の協力を得て、危険物取扱いに関する講習会や研修会を開催し、危険物取扱者等の関係者に対し、保守管理について指導啓発に努める。

2 毒物・劇物保管施設

企画部は、県及び西和消防署と共に、災害により発生する毒物・劇物の流出等の二次災害を防止し、公共の安全を確保するため、毒物及び劇物取締法に基づき、次の取締り及び指導に努める。

(1) 被害防止の指導

企画部は、県及び西和消防署と協力し、毒物・劇物営業者に対して当該保管施設について防災対策と、危険物流出による被害防止について指導する。

(2) 保安教育の向上

企画部は、県及び西和消防署と協力し、毒物・劇物販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。

(3) 指導体制の確立

企画部は、県及び西和消防署と協力し、その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

第2 火薬類施設

火薬類施設は、県が、公安委員会の協力のもと、「火薬類取締法」に基づき実施する関係者及び事業場等に対する取締りと保安指導に委ねている。

町は、今後とも県の協力を得て、火薬類施設の災害予防に努める。

第3 放射線物質保管施設

町は、県の対応に合わせ、放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づき、X線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

災害応急対策及び復旧への備え

第17節 防災体制の整備計画

町は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。

町は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

担 当 部 局	全部局
主な関係機関	県、西和警察署、高田土木事務所、中和保健所、西和消防署、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な機関

第1 町の活動体制

企画部は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるように、災害対策本部室の場所、設置手順等を定め、すべての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定める。（第2章 災害応急対策計画 第6節 活動体制計画 参照）

また、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

第2 防災拠点の機能強化

町は、災害応急対策施設を備えた防災拠点（災害管理対策拠点、指定緊急避難場所、指定避難所、輸送拠点、救助活動拠点、備蓄倉庫等）の整備に努めるとともに、町民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

1 活動拠点及び備蓄拠点

- (1) 河合第一小学校
- (2) 河合第二小学校
- (3) 河合第三小学校

2 物資等の受入拠点及びヘリポート

- (1) 総合スポーツ公園

第3 防災関係情報の共有化

企画部は、県、その他防災関係機関とそれぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速かつ的確に収集する体制の整備を図るとともに、相互で情報の共有化を図る。

第18節 航空防災体制の整備計画

町は、県が災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行う。このため、町は、県消防防災ヘリコプター等の受入体制を整えるため、次の事項を定める。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県、自衛隊

第1 県消防防災ヘリコプター等の受入体制

町は、県消防防災ヘリコプター等の受入体制を整えるため、次の事項をあらかじめ定める。

1 要請・派遣手続

- (1) 要請担当窓口
安心安全推進課
- (2) 派遣要請手続
第2章 第8節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に定める。
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
町内の県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場は以下のとおりである。

■ 県防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場

名 称	所在地	面 積
大和川左岸河川敷(河合町)	河合町穴闇	
河合町総合スポーツ公園 総合グラウンド	河合町山坊 85 番地	12,981.61m ² 自衛隊災害活動用緊急飛行場外 離着陸場も兼ねる

第2 緊急ヘリポートの整備

安心安全推進課は、あらかじめヘリコプターの緊急ヘリポートを確保する。

1 緊急ヘリポートの確保

- (1) ヘリポート施設の管理者は、現地において緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- (2) 町は、新規の緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

第19節 通信体制の整備計画

町は、災害時に被害情報を迅速に収集し、避難情報等を町民に確実に伝達できるよう、防災行政無線をはじめ多様な伝達手段を確保する。また、町は、県や国との情報交換のための通信網を確実に運用する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県

第1 災害時非常通信体制の充実強化

企画部及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、携帯電話が使用できないときで、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第74条の第1項の規定に基づく非常通信の活用を図る。

【非常通信訓練の実施】

企画部及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第2 町防災行政無線の整備促進

企画部は、同報系無線及び移動系無線のデジタル化など町防災行政無線の整備に努める。

また、町防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J－A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）を有効に活用する。

1 災害予防対策

- (1) 企画部は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。
- (2) 企画部は、自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。
- (3) 企画部は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

2 防災行政無線の整備

- (1) 企画部は、同報系、移動系各無線それぞれの利点を有効に活かした無線網等の整備に努める。
- (2) 企画部は、無線網の拡充・強化及び更新又は防災行政無線の代替となる通信網の整備に努める。
- (3) 企画部は、住民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。
- (4) 企画部は、整備に当たり、設備の耐災性の向上に努める。

第3 災害時優先携帯電話

地震・事故等の突発的な災害連絡網として、災害時に優先的に回線が利用できる携帯電話登録を行う。（第1章 災害予防計画 第15節 ライフライン施設の災害予防計画 参照）

第4 地域住民に対する通信連絡手段の整備

企画部は、災害時の情報伝達手段として、地域のコミュニティFM放送局との連携、町ホームページへの掲載等、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

第5 緊急速報メール・登録メール

企画部は、町民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール及び登録メール配信サービスにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みの整備に努める。

第6 公共情報コモンズ

企画部は、県が推進している災害発生時における住民への情報伝達手段となる公共情報コモンズ等の県内普及に向けて、検討を進める。

第7 要配慮者への通信連絡手段の整備

企画部は、災害時において、要配慮者に対する情報伝達手段に関し、体制づくり並びに情報通信機器等の整備に努める。

詳細は、第1章 第3節 要配慮者の安全確保計画 に定める。

第8 孤立地区への通信

企画部は、孤立地区が発生し、災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

第20節 孤立対策計画

町は、県及び防災関係機関等が一体となった取組により、孤立した地区住民の安全確保を図る。

町は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡がとれなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識し、その事前対策を図る。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部
主な関係機関	西和警察署、西和消防署、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省奈良国道事務所、西日本電信電話株式会社

第1 孤立対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

企画部及びまちづくり推進部は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される区域について、事前の把握に努める。

把握に当たっては、次の孤立のおそれのある区域の例を参考にするとともに、警察、消防、道路管理者（町においては町長）、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

(1) 道路状況

ア 区域につながる道路等において迂回路がない。

イ 区域につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ 区域につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

(2) 通信手段

ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

第2 孤立の未然防止対策

町及び防災関係機関等は、孤立を未然に防止するため、次のような対策を検討する。

また、町は、孤立対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日ごろから情報交換に努める。

1 町

(1) 孤立のおそれのある区域においては、地域の代表者（自治会長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、区域内の防災力の向上に努める。

(2) 区域内に、学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

(3) 企画部は、アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日ごろから関係者との連携を図る。

(4) 企画部は、関係課及び関係機関と連携し、孤立のおそれのある区域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 電気通信事業者

西日本電信電話株式会社は、災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合、災害対策用無線機器による措置を行う。

3 道路管理者

道路管理者は、孤立のおそれのある区域について、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事を計画的に実施する。そのため、まちづくり推進部は道路管理者と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

第21節 支援体制の整備計画

町又は関係機関が、町外被災地への人的支援、町外からの避難者の受入を実施する際の対応、他市町村や関係団体との連携した支援体制の整備については、次のとおりである。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県、協定締結自治体

1 相互応援体制の整備

- (1) 町長をはじめとする災害予防責任者は、平常時から災害時における相互応援に関する協定等を締結するなど連携強化に努める。
- (2) 企画部は、大規模災害が発生した際に、迅速かつ確に相互応援を実施できるよう、防災訓練等において体制を検証し、連携の強化を図る。
- (3) 企画部は、県や他の町への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うなど、県や他市町村と連絡先の共有を図る。
- (4) 企画部は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方の自治体との間の協定締結も考慮する。
- (5) 企画部は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

2 人的支援体制の整備

企画部は、保健士、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

3 被災者受入体制の整備

企画部は、県と連携して、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制・整備を進める。

第22節 受援体制の整備計画

町は、熊本地震の災害応急対応の教訓を生かし、町単独では応援措置等の実施が困難な場合に、県、他市町村、県外都道府県及び防災関係機関からの支援を、迅速かつ円滑に受け取ることができるよう活動拠点となる用地や施設をあらかじめ指定し、平時においてもその災害時即応体制を考慮した管理を行い、受援体制を整備する。

担 当 部 局	企画部、福祉部、まちづくり推進部
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局、自衛隊、河合町社会福祉協議会、協定締結自治体

1 相互応援体制の整備

第1章 第21節「支援体制の整備計画」に基づく。

2 受援体制の整備

- (1) 企画部は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、指定避難所等の運営等）を整理する。
- (2) 企画部、福祉部及びまちづくり推進部は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊、消防救急応援、TEC-FORCE 等の受入場所…総合グラウンド ○物資の受入場所…総合グラウンド（ゲートボール場） |
|---|

3 ボランティア等の活動体制

第1章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第23節 医療計画

町は、県及び関係医療機関等の協力を得て、被災者に対する、医療救護はもとより、健康相談、こころのケアなど、指定避難所等・仮設住宅等における様々な医療対策を想定し、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

担 当 部 局	企画部、福祉部、まちづくり推進部
主な関係機関	県、中和保健所、一般社団法人奈良県医師会、一般社団法人奈良県病院協会、一般社団法人奈良県薬剤師会、一般社団法人奈良県歯科医師会、一般社団法人奈良県薬剤師会、公益社団法人奈良県看護協会、日本赤十字社奈良県支部、病院、医院等

第1 医療救護体制の整備

1 医療救護班の整備

福祉部は、医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護体制を整備する。

2 医療救護所の設置と周知

福祉部は、必要に応じ医療救護の活動場所となる医療救護所を設置する。

医療救護所は、指定避難所の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、町民に周知する。

3 連絡体制の整備

福祉部は、医療救護活動を円滑に行うため、県、県保健所、医師会、県病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制を整備する。

4 地域災害医療対策会議

県保健所は、管内の地区医師会、歯科医師会、医療関係機関及び市町村との連携体制（地域災害医療対策会議）の構築を図る。

5 DMAT^{*}（災害緊急医療チーム）

企画部は、必要に応じて県に対しDMATの派遣を要請するなど、災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）の医療救急体制の確保に努める。

※DMAT：災害緊急医療チーム。災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県と災害拠点病院が中心となってチームを編成するもので、県内では12チームが編成されている。

6 災害拠点病院

県は、以下の条件を満たす医療機関を「災害拠点病院」に指定している。

町を所管する地域災害拠点病院は、「近畿大学医学部奈良病院」である。

- (1) 災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を持つ医療機関
- (2) 被災地からの患者受入れ医療機関
- (3) 広域医療搬送に係る対応可能な医療機関
- (4) 自己完結型災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関

■ 奈良県指定災害拠点病院

(H25.7.1 現在)

区 分	災害拠点病院名		DMA T整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	県立奈良病院	2
		市立奈良病院	2
	東和保健医療圏	済生会中和病院	1
	西和保健医療圏	近畿大学医学部奈良病院	1
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	1
	南和保健医療圏	県立五條病院	1

第2 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

福祉部は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、県が編成する精神医療チームの協力を要請するなど災害においても精神障害者に対する医療活動を継続する体制の確保に努める。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、町は、医師会、看護師会等の協力を要請した上で、相談体制を確立し、その充実に努める。

第3 医療機関のネットワーク化

1 情報ネットワーク化の整備

福祉部は、医療関係機関、保健所及び消防機関等との情報ネットワーク化の構築とともに、県内外の広域情報ネットワーク化に努め、災害時における傷病者等の治療体制を確保する。

また、福祉部は、関係機関の協力を得て、情報ネットワークを用いた応急医療活動に関する訓練の実施を検討する。

2 防災行政無線の活用

企画部は、県をとおして、保健所、医大・県立病院等に設置される防災行政無線を活用し、電話やFAXにより医療情報等の収集、伝達に努める。

第4 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保

福祉部は、消防機関と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制を整備する。

また、県、県保健所及び医療品卸協同組合等の協力を得て、医療品等の搬送体制の確保に努める。

第5 後方医療体制の整備

福祉部は、地域災害拠点病院(近畿大学医学部奈良病院)や基幹災害拠点病院(県立医科大学附属病院)の後方医療体制を確保し、必要に応じて支援が受けられるよう、連携体制を整備する。

第6 医療ボランティアの活用

福祉部は、災害時において、医療ボランティアの確保と受入れの調整を行い、ボランティアを含めた医療救護スタッフの適正配備に努める。

第7 医薬品等の確保

福祉部は、各医療機関に医薬品等の備蓄を奨励する。

特に、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる、医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努める。

1 住民に対する啓発

企画部及び福祉部は、研修会や防災訓練等をとおして、住民に対する災害医療の普及・啓発を行う。また、持病薬等の確保に努めるよう周知する。

2 町における災害医療体制等の整備

- (1) 福祉部は、奈良県広域災害救急医療情報システムとの整合を図りつつ、町区域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。
- (2) 企画部及び福祉部は、奈良県広域消防組合と連携を図り、患者の搬送途中において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進し、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第8 優先給水

まちづくり推進部は県と協力し、上水道の途絶が発生した場合、指定避難所等及び医療機関に優先給水を行う。

第9 病院防災マニュアルの作成

病院等医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応策等を記した病院防災マニュアルを作成する。

第10 災害医療に関する普及・啓発、教育研修、訓練の実施

1 住民に対する普及・啓発

福祉部は、以下の災害時の医療的措置等についての普及・啓発に努める。

- (1) 町民に対する救急蘇生法
- (2) 止血法
- (3) 骨折の手当法
- (4) トリアージの意義
- (5) メンタルヘルス等

2 医療関係者に対する教育・研修

福祉部は、医療関係者に対するトリアージ、災害時における外科的処置、特殊患者への対応、遺体検案等についての教育・研修に努める。

3 防災訓練

福祉部は、病院等医療機関と共に、防災訓練を実施し、病院防災マニュアルの職員への徹底を図るよう努める。

第11 保健師等による健康管理・健康相談の実施

福祉部は、県と協力し、災害の状況に応じ適切な健康管理体制を構築する。

このため、福祉部は、県、関係機関・関係団体間において、速やかな情報提供ができるルートを確保し、関係者間での周知徹底を図る。

第12 在宅難病患者対策

企画部及び福祉部は、患者・家族の同意に基づいて、県や関係機関から在宅難病患者の情報提供を受け、災害時の医療や保健サービスの確保に努める。

第24節 防疫予防計画

町は、被災地において、感染症のまん延を防止するため、県保健所の協力を得て、災害時の防疫を円滑に実施する。

担 当 部 局	企画部、福祉部
主 な 関 係 機 関	中和保健所

第1 防疫実施組織の設置

福祉部は、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成する。

1 防疫班

福祉部は、防疫実施のため、救護衛生班のうち数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

2 保健所に疫学調査

保健所は、実施する被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための疫学調査班の調査を行う。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

福祉部は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周知な計画を策定し、整備を図る。

第3 職員の訓練

企画部及び福祉部は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第25節 火葬場等の確保計画

町は、災害時に、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

担 当 部 局	福祉部
主な関係機関	県、隣接市町村

第1 火葬データベースの整理

福祉部は、火葬の受入体制等を把握し、火葬データとして整理する。

第2 応援協力体制の確立

県及び市町村は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第26節 廃棄物処理計画

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具等の廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するための対策を講ずる。

担 当 部 局	住民生活部
主な関係機関	県、協定締結自治体

第1 災害廃棄物処理計画による整備体制

住民生活部は、県、市町村と連携し、災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、災害廃棄物の処理体制構築に努める。

第2 災害時の相互協力体制の構築

町は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。

また、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう、平常時から必要な整備の維持管理に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1 施設の整備

町は、焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行う。

また、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。

さらに、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により、施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

2 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

町は、災害時に排出される廃棄物を一時保管するため、仮置場の計画及び確保に努める。

また、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達体制の整備に努める。

3 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

町は、災害時に排出される廃棄物収集運搬車両の確保、及び体制の整備に努める。

第27節 食料、生活必需品及び資機材の確保計画

町は、各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品並びに資機材（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、町・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時からの調達及び供給体制の構築を図る。

また、町は、住民や自治会、自主防災組織等に物資の確保について啓発するとともに、災害対策用食料や資機材の備蓄に努める。さらに、町内外の食品業者等との災害時の物資提供等に関する協定の締結を推進する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県、大字・自治会、自主防災組織、民間協定事業者

第1 住民の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分の食料、飲料水（1人1日3リットルが目安）及び生活必需物資を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民や、授乳や介護等が必要な食料、生活必需品がある住民は、自ら確保するように努める。

この分量を確保するために、ローリングストック法[※]等により、食料及び生活必需品を日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備し、家庭で保管場所を確認しておくなど迅速かつ的確な避難行動ができるよう努める。

※ ローリングストック法：備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を多めに保管しておき、古いものから順に使い食料を循環させる方法

1 生活用品

- (1) 医薬品（包帯、三角布、消毒液、胃腸薬、風邪薬、頭痛薬、生理用品、体温計、とげ抜き、ばんそうこう、目薬）
- (2) 毛布、防寒具、ビニールシート、雨具、厚底の靴、タオル
- (3) 懐中電灯、携帯ラジオ
- (4) 飲料水（ペットボトル等）、非常食、携帯用食器類

第2 自治会、自主防災組織等の備蓄

各自治会、自主防災組織は、住民相互で助け合い、初期消火活動や救助活動を行えるよう、救助資機材の備蓄に努める。

第3 町の備蓄

1 食料、生活必需品等

企画部は、住民や一時的滞在者に対して供給に必要な食料品等の物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等の方法を検討し、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、品目については、要配慮者用物資及び女性の視点からの衛生用品等にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。

- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) その他、物資の調達に必要な事項を定める。

また、災害発生直後の物資供給が円滑に行えるよう、被害想定に配慮した備蓄計画に基づく十分な品目・数量の食料、生活必需品等を備蓄倉庫及び指定緊急避難場所等に分散備蓄するとともに、現有量、使用期限等品質状況を定期的に点検し、台帳に記録するとともに、不足を随時補充する。

2 防災資機材

企画部は、災害応急対策に必要な資機材を整備計画に基づき順次整備するとともに、保管場所、現有量、品質状況等を台帳に記録し、不足を補う。

また、防災訓練等をとおして各資機材を点検し、使用方法、作業手順等を習得する。

第4 報告

企画部は、災害発生時に県が適切な物資の供給及び支援を行うため、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第5 食料等の備蓄率の向上

企画部は、災害時に必要とされる物資を現物備蓄するだけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に用いて確保するとともに、住民等に対し、ローリングストック法等の推進による備蓄啓発活動を積極的に行うことにより、備蓄率の向上を図る。

第28節 文化財災害予防計画

文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるため、町は、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理を含めた災害予防対策を講ずる。

また、町は、関係機関の協力を得て、文化財を火災、風水害のほか、盗難・き損、さらには虫害、材質劣化等の平常の管理に係る被害も含めた災害の予防措置を講ずる。

担 当 部 局	企画部、教育委員会
主な関係機関	県、西和消防署、西和警察署

第1 基本計画

1 保存整備事業の推進

教育委員会は、国や県の支援のもと、保存修理による性能維持、及び防災設備・施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の整備を促進する。

2 管理状況の把握

教育委員会は、以下の事項を踏まえ、管理状況の把握に努めるとともに、緊急時の対応に備える。

- (1) 町職員による適宜巡視及び情報提供
- (2) 文化財所有者・管理者からの情報提供
- (3) 文化財保護指導委員の巡視報告
- (4) 連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータ更新 等

3 所有者・管理者への指導・助言

教育委員会は、県の協力を得て、所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

4 文化財防災思想の普及活動

教育委員会は、「文化財防火デー」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を勧め、所有者のみならず一般住民に対しても、文化財災害予防に関する認識を高める。

5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

教育委員会は企画部と連携し、消防、警察、文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

- (1) 防災設備未設文化財への設置と、既設設備の点検整備
- (2) 風水害に備えた周辺環境整備
- (3) 保存修理による建築物としての性能を維持

2 美術工芸品・有形民俗文化財

美術工芸品・有形民俗文化財保管施設は、防火・防犯設備を設置し、安全な保管場所となる収蔵庫等の建設に努める。

3 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の建造物の防災については、「1 建造物」に準ずることとし、指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を行う。

第29節 応援協定計画

町は、大規模災害発生時に生じ得る、町単独での応急復旧活動を満足に遂行できない事態に対処する手段として、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動について、被災自治体をサポートする旨の協定を、自治体又は民間企業を含む関係団体との間で締結する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	県、他市町村、防災関係機関、民間事業者

1 自治体間相互応援協定の整備

企画部は、広域的な災害対策を効率的に展開することを目的とし、平時から市町村間など自治体間の相互応援協定を締結するなど連携強化に努める。

- (1) 企画部は、市町村単位の局地的な災害に即応できるよう、「災害時における奈良県市町村相互応援協定（平成27年2月締結）」に基づいて、県内他市町村との支援体制及び受援体制を整える。
- (2) 企画部は、相互応援協定の締結に当たっては、県内市町村間に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する町との間の協定締結も考慮する。

2 民間企業を含む関係団体との応援協定の整備

企画部は、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務として、下記のような分野について、あらかじめ企業等との間で協定を締結する等、事前の体制整備に努める。

■ 検討が必要な主な応援協定の内容

分 野	応援内容	応援主体
医療救護	負傷者の応急手当 医療救護活動の提供 医薬品の供給	医師会 歯科医師会 薬剤師会 など
物資供給	食料品の供給 飲料水の供給、 災害対応型自動販売機の設置 日用品の供給 建設材の供給 ガスの供給	食品業者 清涼飲料水販売業者 小売業者 建設・土木業者 エルピーガス協会各支部 など
緊急輸送	物資輸送 輸送用車両の提供	全日本トラック協会各支部 全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会 など
避難収容	避難住宅の供給 要配慮者の避難収容	賃貸住宅管理会社 社会福祉施設・養護学校など
し尿収集運搬	し尿の収集運搬・処理	し尿処理業者
復旧支援	筆界点情報の収集復元 登記一境界関係の相談業務	奈良県公共嘱託登記土地家屋 調査士協会

3 協定締結相手との連携強化

企画部は、大規模災害が発生した際に、本町への受援又は他市町村の支援を迅速かつ的確に実施できるよう、平時から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、連絡先の共有を徹底し、また、防災訓練等において応援体制を検証し、連携の強化を図る。

風害予防計画

第30節 風害予防計画

町は、施設の整備等により風害を予防するとともに、台風等による被害を予想するために気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。

担 当 部 局	企画部、教育委員会
主な関係機関	大阪管区気象台（奈良地方気象台）

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及・啓発

企画部は、町民、公共及び民間施設の管理者に対し、風害の予防及び対応に関する以下の事項について普及・啓発を行う。

1 建築物等の風害予防対策

町民、公共及び民間施設の管理者は、以下に対して崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理を行うように努める。

- (1) 家屋や施設及びこれを構成する樹木、塀等
- (2) 路上占有物（公告、看板、工所用建築資材等）
- (3) 家屋や施設周辺に存置している物品等で倒壊、落下、飛散するおそれのあるもの

2 気象情報の確認

町民等は、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報を、平時からテレビ、ラジオ、インターネット等により確認することを心がける。

竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」、従来の竜巻注意情報に比べ確度が高い「竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

3 身を守るための知識

町民等は、台風から身を守るために、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心がけ、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努める。

(1) 避難

次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

(2) 屋内での行動

屋内では次のような行動をとる。

- ・雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
- ・ガラス窓の周辺は大変危険なため、窓から離れる。
- ・1階の窓のない部屋の中央に移動する。
- ・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

(3) 屋内に避難できないとき

屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。

- ・頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ・物置や車庫・プレハブの中や、電柱や太い木、橋や陸橋の下などは、倒壊の可能性が高く危険なので、指定避難所等としては避ける。
- ・身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

第2 竜巻発生に関する情報を含む竜巻災害情報の伝達

企画部は、「竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報」が発表された場合、防災行政無線にて町民等への伝達を行う。

(緊急速報メールの活用やJ-ALERTを通じた防災行政無線等の自動起動については、消防庁にて検討中)

第3 建造物の被害軽減策

1 オフィスビル、公的施設等

竜巻等突風による飛来物を対象とした外装材（外壁材、窓ガラス、扉、屋根ふき材等）の耐衝撃性能に関する試験法と評価法については、竜巻突風災害とその対応（気象庁）等に従い周知に努める。

さらに、その成果をもとに、飛来物に対する外装材設計ガイドラインを、平成28年度に策定される予定となっている。

今後、これらの公表結果をもとに、オフィスビル、公的施設等における被害軽減対策を促進する。

2 学校施設

教育委員会は、学校設置者が行うガラス飛散防止対策等（飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラスや合わせガラスに交換する工事等）の安全対策について、補助制度を活用して学校施設の防災機能を強化し、児童・生徒等の安全・安心な学習環境を確保する。

町は、文部科学省の検討結果をもとに、竜巻等突風対策に資するガラスの飛散防止対策を講ずる。

また、学校施設の防災力強化プロジェクト（文部科学省）において、地方公共団体等における竜巻等突風対策に対応した実証的研究（安全点検や初期対応等の検証）を支援し、その成果が全国に公表されることから、この結果を活用した対策を検討する。

町立幼稚園、小、中学校においては、実施済のガラス飛散防止対策の維持・管理を継続する。

■ ガラス飛散防止対策となる財政支援制度（文部科学省）

事業名 項目	公立学校に対する補助制度 (防災機能強化事業)	私立学校に対する補助制度 (非構造部材の耐震対策)
対象施設	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校

事業名 項目	公立学校に対する補助制度 (防災機能強化事業)	私立学校に対する補助制度 (非構造部材の耐震対策)
算定割合等	算定割合 1 / 3 下限額：400万円～ 上限額：2億円 (過去急増市町村にあつては3億円) ※地方財政措置により、実質的な地方負担割合は13.3%	算定割合 1 / 2 (大学等) 下限額：300万円 ^{※1} ～上限額：なし 1 / 3 (小学校～高校等) 下限額：なし～上限額：2億円 1 / 3 (幼稚園) 下限額：なし～上限額：1億円 ^{※2} ※1：短大、高専は制限なし ※2：H27までは制限なし
工事内容	○非構造部材の耐震化工事 ・ガラス飛散防止対策工事(飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラス・合わせガラスに交換する工事等)	○非構造部材の耐震対策 ・ガラス飛散防止対策工事(飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラス・合わせガラスに交換する工事等)

資料：「竜巻に対する学校の安全のために」平成26年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室

地盤災害予防計画

第31節 土砂災害予防計画

本町には、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域があるため、今後、県の協力のもとで、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定などの状況について町民に周知を図るとともに、該当地域の防災体制の充実を支援する取組を進める。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部
主な関係機関	県、高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大和川河川事務所、大阪管区气象台（奈良地方气象台）

第1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における警戒避難体制の整備及び周知

企画部及びまちづくり推進部は、土砂災害防止法に基づき、町内に指定された8ヶ所の土砂災害警戒区域及び5ヶ所の土砂災害特別警戒区域を対象に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において円滑な避難を行うために避難計画を策定しあらかじめ住民に周知する。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集、伝達並びに、予報又は警報の発令及び伝達
 - ア 企画部は、住民等が安全で円滑な避難ができるよう、雨量情報、大雨に関する予警報、土砂災害に関する情報及び住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報収集体制を整備する。
 - イ 伝達又は発表する情報を確実に住民に伝達できるよう、防災行政無線の屋外スピーカー、緊急速報メール、登録メールなど、多様な手段を用いることとし、あらかじめ住民等に伝達手段の周知を行う。
 - ウ 奈良地方气象台が報道等を通じて発表する、土砂災害に関する情報並びに予警報を、住民等自らが情報収集をする方法等の周知・啓発をあらかじめ行う。
- (2) 避難施設その他の指定避難所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ア 企画部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定緊急避難場所及び避難路を定め、あらかじめ住民等に周知する。
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外の安全な場所への速やかな立退き避難を原則とすることから、住民等は、町の指定緊急避難場所に限らず、自治会集会所など身近で安全な施設を緊急の指定避難所として使用する。
 - ウ 避難ルートが安全が確保できない等緊急を要する場合には、堅牢な建物の上部階への垂直避難、高台等への避難を行うことなどについて、あらかじめ自治会等で協議をする。
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施
 - ア 企画部は、土砂災害に関する避難訓練を毎年一回以上実施する。
 - イ 避難訓練の内容は、ハザードマップ等を活用し、次のような訓練を行う。
 - (ア) 土砂が流れてくると予想される区域や、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかな避難の訓練
 - (イ) 実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民等の参加が得られる訓練

(4) 避難勧告等の発令基準

企画部は、気象や災害の状況に合わせて迅速かつ適切に避難勧告等の発令判断ができるよう、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合」に基づき、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年内閣府）を参考に、土砂災害警戒情報の発表や奈良県土砂災害・防災システムを活用した具体的な発令基準を作成し、周知する。

なお、天候が回復しても、避難勧告等の解除については土壌雨量指数が十分に低下したことや、土砂災害の前兆現象がないことを確認することとし、避難勧告の発令・解除については、必要に応じて県や奈良地方気象台に助言を求めることとする。

第2 大規模土砂災害防止対策

1 国土交通省又は県が行う緊急調査

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、想定される区域・時期の情報を提供するために、土砂災害防止法第26・27条に基づき緊急調査を行う。

2 土砂災害警戒情報の通知及び周知

緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき等は、同法第29条に基づき、国土交通大臣にあつては関係ある都道府県知事及び市町村長に、当道府県知事にあつては関係市町村長に、土砂災害警戒情報を通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

企画部及びまちづくり推進部は、国土交通省及び県と連携して、情報伝達体制等の構築に努める。

3 監視・警戒・避難のシステムづくり

大規模な土砂災害では、河道閉塞によるたん水や決壊等による二次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害よりの確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。

企画部及びまちづくり推進部は、県と連携し、自助・共助・公助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。

併せて、国土交通省が必要に応じて設置する大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を国、県、町との間で整備する。

第4 地すべり防止区域（危険箇所）

町内には、地すべり危険箇所及び「地すべり等防止法」第3条に指定された地すべり防止区域はない。

第5 急傾斜地崩壊危険区域（危険箇所）の把握

町内には、崩壊の危険があるとされる急傾斜地崩壊危険箇所が8ヶ所あり、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）」第3条に指定された急傾斜地崩壊危険区域が8ヶ所ある。

企画部は、土砂災害ハザードマップの公表により、住民等への警戒区域の周知に努める。

第6 土石流危険渓流（土石流危険渓流に準ずる渓流）の把握

町内には、土石流危険渓流（昭和53年8月4日付け建設省河砂第46号。土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家又は5戸未満であっても官公署、学校、病院等のある場所に被害を生じるおそれのある渓流）はない。

第7 専門知識者の助言

町は、必要に応じ、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を得るために、TEC-FORCEなどの助言を得て対策を講ずる。

第32節 ため池災害予防計画

町では、昭和57年の豪雨で家屋の浸水等多数の住民が被害にあった。町は、大雨・台風時のみならず、地震時における破堤等による河川・ため池における洪水等の災害を未然に防止するため、「奈良県水防計画」に準拠して計画的な水害予防対策を実施する。

本節では、豪雨等によるため池施設の被害を防止するための対策について定める。

担 当 部 局	まちづくり推進部
主な関係機関	県

第1 予防対策

町は、町にあるため池のうち、危険なものについては老朽ため池等整備事業により、貯水量の多いもの、民家に接近しているものを重点的に逐次計画的に逐次補強補修を行ってきている。今後も補強補修に努める。

1 ため池整備事業の実施

まちづくり推進部は、老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、県に申請し、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等での整備を行う。

2 ため池の防災・減災対策の実施（農地防災対策）

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等のたん水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

(1) 農地関係たん水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

(2) 老朽ため池

町は、主要なため池について詳細に調査の上、老朽化の著しいため池の管理者に対し、その対策について指導にあたりるとともに、特に危険なため池について改修補強等の措置をとるよう指導し、整備していく。

3 ため池の防災管理についての知識の普及

まちづくり推進部は、県と協力し「ため池の防災管理の手引き」を作成し、ため池の管理者に配布するなど、ため池の防災管理についての関心を高め、地域の防災性の向上に努める。

4 ため池の実態把握と管理体制の確立

まちづくり推進部は、危険性のあるため池について順次、防災対策に関する事業実施に努める。

第2 周知及び広報

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、点検及び改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知と防災体制整備等の指導に努める。

第33節 宅地等災害予防計画

町は、豪雨等による宅地災害を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合を想定し、二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

担 当 部 局	まちづくり推進部
主な関係機関	県

第1 宅地の安全性の向上

1 宅地の安全性

まちづくり推進部は、県と協力し、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」及び「都市計画法（昭和43年法律第100号）」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

県及び関係機関は、人口増加による丘陵地における宅地開発に伴い、土砂災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成等規制法に基づく規制区域として指定し、崖崩れや土砂の流出等を防止する。

町内では650haが指定されている。

2 宅地防災パトロール

まちづくり推進部は、梅雨期及び台風期には、宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所に対し、適切な指導を行う等宅地災害の発生防止に努める。

第2 二次災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定士

まちづくり推進部は、県に協力を求め、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し、町民の安全確保を図る。

2 実施体制の整備

まちづくり推進部は、県の協力を求め、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会をとおして、危険度判定体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を確保し、関係機関との相互支援体制及び実施体制を整備する。

第3 災害危険住宅の移転計画

1 集団移転

まちづくり推進部は、災害が発生した地域又は建築基準法の規定により指定された危険区域のうち住民の住居に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する必要がある場合、集団移転促進事業計画を策定する。

町が策定実施を行う集団移転促進事業計画に対し、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、国は補助金の交付等の援助等を行い、県はこの対策が促進するよう指導を行う。

2 がけ地近接危険住宅移転

まちづくり推進部は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、国土交通省が支援するがけ地近接危険住宅移転事業により、がけに近接する危険住宅の移転促進に努める。

火災関係予防計画

第34節 火災予防計画

町は、火災の発生を未然に防ぎ、初期消火の徹底を図るために、住民に対し火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化に努める。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部、消防団
主な関係機関	西和消防署、自主防災組織

第1 出火防止・初期消火

- 1 企画部及び消防機関は、各種集会、啓発活動、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 企画部及び消防機関は、災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 自主防災組織、女性防火クラブや事業所等における自衛消防隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練等を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2 消防力の強化

企画部及び消防団は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の規準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実、消防設備等の整備に努め、地域消防力の強化を図る。

- 1 企画部は、複雑・多様化した災害、また大地震に対応するため、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層や女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団員の定員確保に努め、消防団の充実強化を図る。
- 2 企画部は、消防団員の知識及び技術の向上を図るため、消防大学校や県消防学校等での教養訓練への派遣に努める。
- 3 企画部は、消防団及び自主防災組織等地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- 4 企画部は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、防火水槽、耐震性大型防火水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第3 火災に強い環境づくり

まちづくり推進部は、道路の拡張、建築物の不燃化促進などにより、延焼遮断機能を強化するとともに、文化財をはじめ、町内建築物への火災警報設備等の充実に努める。

また、町は、以下により火災に強い環境づくりに努める。

- 1 都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防火施設の整備に努める。
- 2 石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設について、用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防に努める。
- 3 建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

第35節 林野火災予防計画

町、及び林野の所有（管理）者等は、平時から、次に掲げる事項を中心に、林野火災に必要な環境整備に努める。

担 当 部 局	企画部、まちづくり推進部、教育委員会、消防団
主な関係機関	県、西和消防署、森林管理事務所、国土交通省近畿地方整備局

第1 林野火災に強い地域づくり

1 森林の整備

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。

また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

2 林野所有（管理）者等への指導

(1) 防火線、防火樹帯の整備

まちづくり推進部は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

(2) 防火用水の確保

企画部はまちづくり推進部と連携し、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(3) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、町長の許可がなければできない。

町長は、許可条件等について、事前に消防機関及び森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

(4) 火の使用制限

企画部は、気象条件により、入山者等に火を使用しないよう指導する。

火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用を制限する。

(5) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

3 防災知識の普及

町は、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の普及、徹底を図る。

(1) 公衆に対する啓発活動

ア 広報宣伝の充実

企画部及びまちづくり推進部は、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関と連携して、広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

イ 学校教育による防火思想の普及

教育委員会、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

ア 地域での指導・啓発

企画部及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

イ 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

第2 活動体制の整備

町及び消防機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1 消防体制の整備

企画部、まちづくり推進部及び消防団は、西和消防署等と連携し、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

2 広域相互応援体制の整備

企画部及び消防団は、西和消防署等と連携し、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の機関の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

3 消防資機材の整備

企画部及びまちづくり推進部は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

4 消防水利の確保

まちづくり推進部及び企画部は、防火水槽等を整備するほか、県や近畿地方整備局、大和川河川事務所等と連携し、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

5 航空消火体制の整備

企画部は、大規模林野火災発生時に、速やかに県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動を依頼できるよう、県防災航空隊との連絡体制を整備する。

6 林野火災消防訓練の実施

企画部、まちづくり推進部及び消防団は、西和消防署、その他の防災関係機関と連携し、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

原子力災害予防計画

第36節 原子力災害予防計画

町は、国の原子力災害対策指針並びに国等から示される検討結果や被害想定等をもとに、県との連携を図りつつ、原子力災害の予防対策を検討する。

また、福井県等、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについても考慮し、受援体制を検討する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	国、県

第1 情報収集及び連絡等体制の整備

町に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所、大飯発電所であり、次いで美浜発電所で、それぞれ町から約100kmに位置にする。

町は、これらの原子力発電所において事故が発生した場合、原子力災害の被害の防止に万全を期すため、奈良県、原子力発電所災害が発生している県、県警察、原子力事業者（電力事業者等）、報道機関等と連携し、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

また、その情報を、町民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県と協力して、県が環境放射能モニタリング結果の結果を公表している旨の広報や、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

第2 県外からの避難者の受入れ

企画部は、原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者受入れ要請があったとき、避難所の提供等について検討を行う。

（第1章 第21節 支援体制の整備計画 3 被災者受入体制の整備 参照）

鉄道災害予防計画

第37節 鉄道災害予防計画

鉄道会社は、列車運転の安全確保のための路線施設等の状況を把握し、施設の安全な維持管理に努めるとともに、各種災害に対応できるよう整備する。

担 当 部 局	企画部
主な関係機関	近畿日本鉄道株式会社

第1 近畿日本鉄道株式会社

近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備する。

1 防災施設の維持管理計画

- (1) 橋梁の維持補修並びに管理強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁管理
- (3) 法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化
- (4) トンネルの維持、補修並びに管理強化
- (5) 建物等の維持補修並びに管理強化
- (6) 線路周辺的环境条件の変化による災害予防の強化
- (7) 電線路支持物の維持補修並びに管理強化
- (8) その他防災上必要な設備管理

2 災害警備体制の確立

- (1) 気象観測機器の整備
- (2) 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- (3) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底

3 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

4 防災訓練の実施

第2章 災害応急対策計画

住民避難

第1節 避難行動計画

町は、災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関との連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や町民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班、救護衛生班、教育総務班
主な関係機関	県、西和警察署、西和消防署、自衛隊、奈良地方気象台、大字・自治会、自主防災組織

第1 避難準備情報の提供、避難の勧告又は指示の実施

1 実施責任者等

町長は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、次の避難準備情報提供、勧告又は指示を行う。また、迅速に避難することが困難な要配慮者の避難を促す避難準備情報を提供する。

なお知事等は、町長が勧告又は指示をすることができない場合、代わりに行うことができる。

避難準備情報の提供、勧告及び指示の実施責任者等は次の表のとおりである。

区 分	実施責任者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種 類
避難準備情報	町 長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> 町民に対する避難準備 要配慮者等に対する避難行動の開始 	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン	災害全般
避難勧告	町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） 	災対法第60条	
	知 事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 屋内での待避等（垂直避難等）の勧告 		

区分	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） 屋内での待避等（垂直避難等）の指示 	災対法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災対法第61条	
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	避難等の措置	警察官職務執行法第4条	
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき		自衛隊法第94条	
	自衛官	災害により特に急を要する場合において、警察官がその場にはいない場合			
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	立退きの指示	地すべり等防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき		水防法第29条	洪水

2 避難準備情報、避難の勧告及び指示の発令

企画・総務班は、積極的に災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基にあらかじめ作成した発令基準（資料編6-3）に則って、町長の決断に従い避難勧告等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

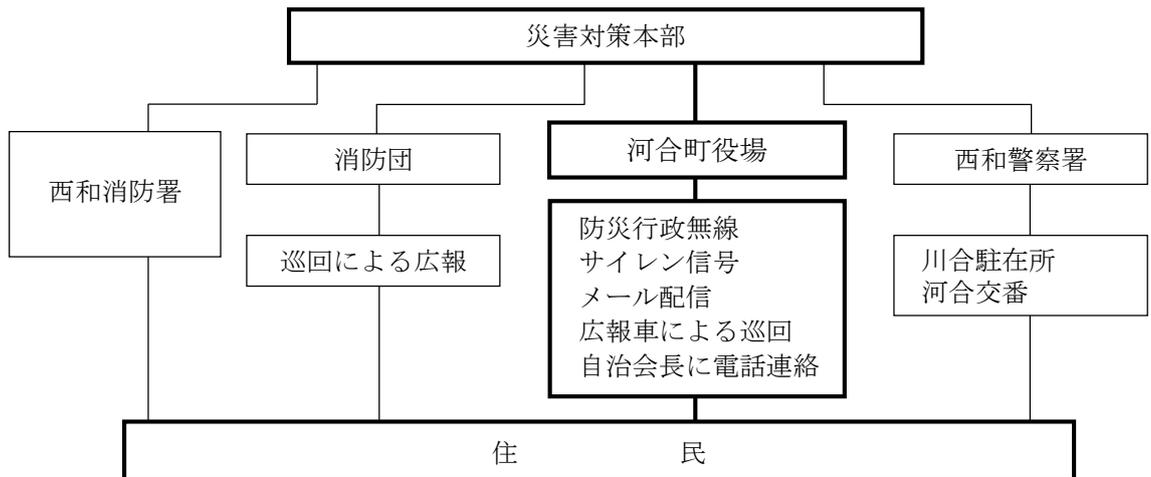
(1) 伝達事項

町民に対する伝達内容は、次のとおりである。

- ア 避難対象地域
- イ 指定避難所等
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

(2) 伝達方法

■ 避難準備情報、避難勧告、指示の伝達系統



3 屋内への待避等の安全確保措置

町長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めたとき、屋内での待避、その他の屋内における待避のための安全確保に関する措置（以下、「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示する。

4 避難措置実施及び解除の報告

(1) 町から県への報告

安心安全推進課は、災害対策本部長（町長）が避難準備情報、避難の勧告、避難指示を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を実施したとき、その旨を速やかに県に報告する。また、警察官等が、避難の指示や屋内での待避等安全措置の指示を行い、その旨を町長に報告してきたときも同様に県に報告する。

その際、可能な限り次の事項についても報告を行う。

- ア 発令した避難情報の種別及び屋内での待避等の安全確保措置の種類
- イ 発令時刻
- ウ 対象地域
- エ 対象世帯数及び人員
- オ その他必要な事項

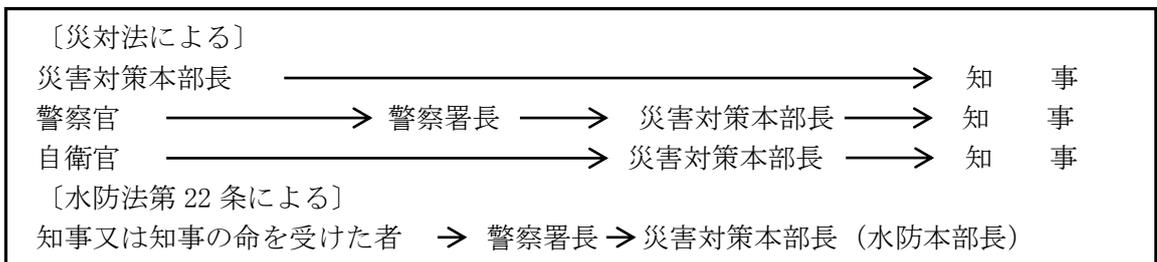
町長は、避難の必要がなくなったとき、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 関係機関相互の連絡

町長、県、警察本部又は自衛隊が、避難勧告、指示をしたとき、その内容を相互に連絡する。

避難の勧告、指示及びそれらの解除を行った場合は、次の連絡系統により、関係機関に連絡する義務を負う。

■ 避難措置の他機関への連絡



第2 町民等の避難行動

町民は、以下の事項に留意して災害の種別に応じた避難を行う。

- 1 地域で起こりうる災害をハザードマップ等で事前に把握しておく。ただし、浸水想定区域や土砂災害警戒区域外でも、災害が発生するおそれがあることを忘れず十分に注意する。
- 2 気象情報等の積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動する。
- 3 指定避難所等への移動時間も考慮し、早めのタイミングでの避難を心がける。
- 4 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な指定避難所に早めに避難する。
- 5 避難の際には、隣近所に声を掛け合い共に避難する。特に新しい地区住民や観光客等には、努めて声を掛けるようにする。
- 6 避難行動を開始する際は、電気のブレーカーを切り、また、火気及び危険物の始末を行う。
- 7 会社、工場では、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- 8 服装は軽装とするが、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行し、底の厚い靴を履く。
- 9 避難時の持出品は、災害状況及び避難措置の程度により必要最小限に制限する。
持出品の例：貴重品、常備薬、救急用品、携帯電話、懐中電灯、携帯ラジオ、日用品、若干の食料、飲料等
- 10 原則として、車による避難は避ける。

1 水害の場合

ハザードマップ等により想定される浸水深を事前に把握しておき、避難ルートが安全が確保できない等緊急を要する場合には、浸水が及ばない建物の上部階への垂直避難、高台等への避難を行う。

2 土砂災害の場合

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外の安全な場所への速やかな立退き避難を原則とすることから、町の指定緊急避難場所に限らず、集会所など身近で安全な施設を緊急の指定避難所として使用することなどについて、自治会等であらかじめ協議をしておく。
- (2) 避難ルートが安全が確保できない等緊急を要する場合には、堅牢な建物の上部階への垂直避難、高台等への避難を行う。
- (3) 土砂災害等の発生危険性が高い場合は、降雨が収まってもすぐに帰宅をしない。

3 竜巻等暴風の場合

- (1) 竜巻等発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。
- (2) 屋内では、雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉め、窓から離れる。特に危険が迫っている場合は、1階の窓のない部屋の中央に移動し、丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (3) 屋内に避難できないときは、頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

4 住民の自主避難

水害、土砂災害等の警戒のため、町が避難情報を発表する前に町の指定避難所等に自主避難を希望する住民は、町役場（安心安全推進課）に申し出る。申出なしに直接、指定避難所等に避難した者があった場合は、指定避難所等の施設管理者が安心安全推進課にその旨を報告する。

それらの場合、安心安全推進課は自主避難希望者の意向や指定避難所等の空き室状況などを考慮して、適切な指定避難所等の開設を施設管理者に指示する。

避難準備情報、避難の勧告、指示等がない場合の避難費用は、住民の負担とする。

第3 避難の誘導

1 避難の誘導

町長及びその他の避難の勧告、指示の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう誘導する。その際、避難行動要支援者を考慮して、迅速かつ確実に情報伝達できるよう留意する。

誘導員は、職員、消防団員等をもって当たることとし、携帯マイク、メガホン等を十分活用して、住民に周知徹底を図り、対象者を誘導する。

誘導に当たっては、できるだけ自治会単位や自主防災組織ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 案内標識の設置

町長は、避難の勧告、指示の実施者と協力し、指定避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、避難行動要支援者を考慮した場所とする。

3 学校、病院等における避難対策

教育総務班、防災施設班、救護衛生班は、小中学校、幼稚園、保育所、病院等の児童・生徒、入院者等を集団避難させる必要があるときは、下記に基づき安全な避難方法を定める。

■ 学校、病院等が定めておく事項

- | |
|--------------------|
| 1 避難実施責任者 |
| 2 避難時期 |
| 3 避難の順位 |
| 4 避難誘導責任者、補助者 |
| 5 避難誘導の要領、措置 |
| 6 避難者の確認方法 |
| 7 指定避難所等の設定及び収容の方法 |
| 8 児童・生徒の保護者への引渡し方法 |

4 要配慮者に対する避難誘導體制

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

企画・総務班及び救護衛生班は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、町民、大字・自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の確立に努める。

企画・総務班及び救護衛生班は、その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報の扱いには十分留意する。

(2) 避難準備情報の活用

企画・総務班及び救護衛生班は、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、避難準備情報を活用する。

企画・総務班及び救護衛生班は、特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発表に努める。

(3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

企画・総務班は、住民をはじめ、自主防災組織等、地域ぐるみの避難誘導等の方法について、あらかじめ定める。

また、教育総務班、救護衛生班は、学校、保育所、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行う。特に保育所、幼稚園及び介護事業所等では、父母の協力が得られるような対策を講ずる。

(4) 要配慮者の特性に合わせた指定避難所等の指定・整備

防災施設班は、指定避難所等や避難経路の設定に当たって、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

また、防災施設班は、男女のニーズの違いや子ども等の年齢差等を含め、男女双方の視点に十分配慮し、プライバシー保護に努める。

なお、指定避難所等においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮する。避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保する等、指定避難所等における避難生活に配慮する。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域設定権等(災対法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条)

町長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、町長若しくはその委任を受けて同項に規定する町長の職権を行う町の職員が、現場にいないときは、以下のとおりとする。

- (1) 警察官は、町長若しくはその委任を受けて同項に規定する町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、町長の職権を行う。この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (2) 自衛官は、町長その他同項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法の職務の執行について準用する。この場合、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (3) 町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示する場合等において、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事に対し、助言を求めることができる。
(災対法第61条の2)
- (4) 消防吏員又は消防団員は、火災又は水災を除く他の災害の現場において、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。
- (5) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者(町においては消防団員)は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

■ 警戒区域設定要件及び措置

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第63条	災害全般
知事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災対法第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水災を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水災
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水災を除く 災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するもの (町では消防団員)	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水災

2 警戒区域設定時の留意事項

- (1) 警戒区域は、町民の生活に大きな負担を強い、警戒区域内に道路が通っている場合等は、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与えるため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等は慎重に行う。
- (2) 警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示する。
- (3) 町と警察が連携して町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 協議会の設置

町長は、警戒区域を設定するに当たって、国（近畿地方整備局）、県、警察、町民、専門家等意見を聞くための協議会を設置するなどして、意見の聴取に努める。

4 周知

企画・総務班は、避難の勧告、指示等と同様、関係機関及び町民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないように対処する。

5 警戒区域への一時立入、一時帰宅

- (1) 警戒区域を設定した場合において、行政機関や復旧工事に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には、町長が許可証を発行し、一時立入を認めることができる。
- (2) 町民は、警察、消防、町職員の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。
- (3) 一時立入、一時帰宅を許可するに当たっては、危険が切迫している度合いや天候等を勘案し、国（近畿地方整備局）、県、警察、町民、専門家等意見を聞くための協議会の場で慎重に検討を行う。
- (4) 一時立入、一時帰宅の基準は、町民に対してわかりやすいのものとすることや生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭において、安全面を第一に考えた基準を策定する。

6 警戒区域の縮小・解除

- (1) 警戒区域を解除する場合は、国（近畿地方整備局）、県、警察、町民、専門家等意見を聞くための協議会の場で慎重に検討した上で決定する。
- (2) 警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示・勧告の継続について、同様に協議会の場で検討を行い慎重に決定する。

第5 応急公用負担等

町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、以下の応急公用負担等の措置をとることができる。（災対法第64条）

1 建物の一時使用、土地の収用

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用することができる。

また、土石、竹木その他の物件を使用、若しくは収用することができる。

2 工作物等の保管

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。

この場合、工作物等を除去したとき、町長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 工作物等の返還公示

町長は、2の規定により工作物等を保管したとき、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下、この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、定められた事項を公示しなければならない。

4 売却、売却代金の保管

町長は、2の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 費用の徴収

2から4に定める保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法の規定に基づき、以下のとおりとする。

- (1) 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。
- (2) 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。
- (3) 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
- (4) 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

6 当該工作物等の所有権

3に規定する公示の日から起算して6か月を経過してもなお2の規定により保管した工作物等（4の規定により売却した代金を含む。以下、この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

7 自衛官の職務の執行

1及び2の規定は、町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行を準用する。

この場合、1又は2に規定する措置をとったとき、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

8 警察官の職務の執行

警察官は、7「自衛官の職務の執行」を準用する。

9 警察署長等又は自衛隊の部隊等の長による工作物等を保管

警戒区域設定権等2又は7において準用する2の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（以下、この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。

この場合、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 返還期日後の帰属

8の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管は、3から6までの規定の例による。

ただし、3の規定の例により公示した日から起算して6か月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、以下のとおりとする。

- (1) 警察署長が保管する工作物等は県に帰属
- (2) 自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等は国に帰属

第6 当該応急措置の業務への従事

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、区域内の住民又はその災害に対し応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（災対法第65条）

1 応急措置の業務への従事

町長は、町に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 工作物等を除去及びその保管

工作物等を除去及びその保管は、第5「応急公用負担等」の規定を準用する。

3 自衛官の職務の執行の報告

1の規定は、町長その他同項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場
にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行規定を準用
する。

この措置をとったとき、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、そ
の旨を町長に通知しなければならない。

第2節 避難生活計画

町は、平時からの取組を活かし、指定避難所等における良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な運営に努める。また、町は、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るよう避難生活を支援する。

担 当 班	教育総務班、防災施設班、企画・総務班、資材輸送班、救護衛生班
主な関係機関	県、大字・自治会、自主防災組織

第1 指定避難所等の設置

1 指定避難所等の開設

指定避難所等の管理者は、発災時に必要に応じ指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、町は、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て、指定避難所等として開設する。

2 指定避難所等の開設及び運営

(1) 開設基準

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所等の開設を指示する。

(2) 指定避難所等の開設責任者

ア 救助法が適用（細則については、第2章 第28節「災害救助法適用計画」を参照のこと）される場合は、同法に基づき知事の委任により町長が実施する。

イ 救助法が適用されない場合又は適用される前は、町独自の応急対策として町長が実施する。

(3) 収容対象者

指定避難所等に収容する対象者は、おおむね次の者とする。

ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者

イ ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者

ウ 避難勧告・指示が発せられた場合等により、緊急避難の必要がある者

エ その他町長が避難の必要があると認めた者

(4) 指定避難所等開設の時期

救助法適用の場合は、災害の発生した日から7日以内とする。非適用の場合は、町長の権限でそれに準じる。

(5) トイレ等の確保

指定避難所には、既にトイレが設置されているが、災害時には、既存のトイレのみでは不足する場合も考えられるため、仮設トイレ等の設置等を検討する。

(6) 携帯品の制限

避難者の携帯品は、必要最小限度に制限する。

（携帯品の例：現金、食料、水筒、タオル、懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）

(7) 臨時教育、保育施設の開設

避難生活が長期となる場合には、教育委員会や関係機関等と臨時教育、保育施設等について検討する。

(8) 施設管理者に対する連絡

町長は、指定避難所等を開設するときは、速やかにその旨を施設管理責任者に連絡する。

(9) 指定避難所等開設の報告

町長が指定避難所等を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ア 開設の期間、場所及び施設名
- イ 収容人員
- ウ 開設期間の見込み

3 指定避難所等の追加指定

企画・総務班は、事前に指定した指定避難所等では収容人数が不足する場合等必要であれば、あらかじめ指定された施設以外の施設にも、災害に対する安全性を確認し、管理者の同意を得た上で、新たな指定避難所等を開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等が存在した場合には、その施設を追加して指定避難所等として位置づけることを検討する。

なお、追加指定をした場合においても、該当する指定避難所等は、良好な生活環境を確保するよう努める。

4 民間の施設の利用

企画・総務班は、県の協力のもとで、指定避難所等が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所等として借り上げる等、多様な指定避難所等の確保に努める。

5 指定避難所等が不足した場合の対象

3及び4の対策を講じても、指定避難所等が不足する場合は、テントの使用を検討する。

6 指定避難所等の運営管理

町は、以下の事項に留意して、指定避難所等の運営管理を行う。

- (1) 企画・総務班は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の把握に努める。
- (2) 企画・総務班、防災施設班及び教育総務班は、指定避難所等の運営に当たって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。
- (3) 企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、指定避難所等における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各指定避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、救護衛生班は、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。
- (4) 企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、女性の視点における指定避難所等の管理運営が、避難生活を継続させる上で重要なことから、女性の参画を促進する。
- (5) 企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、指定避難所等の運営管理について、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮する。
- (6) 救護衛生班は、避難者のこころのケアやプライバシーの確保、避難行動要支援者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう指定避難所等の運営に努める。
- (7) 企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- (8) 企画・総務班は、避難者に対する生活情報や他の指定避難所等との情報提供に努めるものとする。その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害を持つ避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を指定避難所等に設置する。
- (9) 資材輸送班は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、指定避難所等の早期解消に努める。

(10) 指定避難所等の運営

ア 指定避難所等の管理責任者

町長は、指定避難所等を開設したとき、建物の維持管理及び収容者の把握のための管理責任者を派遣する。管理責任者の任務は、おおむね次のとおりとする。

■ 指定避難所等の責任者の任務

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 収容者名簿の作成 |
| 2 | 町災害対策本部との調整連絡 |
| 3 | 指定避難所等の開設の記録 |
| 4 | 食料、飲料水、生活必需品の支給 |

イ 費用

指定避難所等の開設に伴う費用の範囲は、救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。〈資料編〉

ウ 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は、以下のとおりである。

(ア) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で指定避難所等を開設・運営するために特に必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

a 指定避難所等建物の安全確認

防災施設班は、可能な限り有資格者（建築士、応急危険度判定士等）により、指定避難所等として指定されている建物の安全を確認し、指定避難所等として使用できるかを判断する。

また、安全が確認されるまでは、避難者の建物への入場を留保する。

b 指定避難所等建物設備の点検

防災施設班は、電気や水道等のライフラインや、トイレ等の指定避難所等生活に必要な設備の使用可否を点検する。

c 広報

企画・総務班は、指定避難所等が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

d 避難者の受入、名簿作成

企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。

(イ) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から3週間程度までをいい、指定避難所等の規則に従った日常生活を確立する期間である。

この時期における主な取組は以下のとおりである。

a 自主的な管理運営体制の確立

企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て指定避難所等運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な指定避難所等の管理運営がなされるようにする。

なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

b 食料、物資に関する事項

救護衛生班は、食料、物資の配給等は、迅速かつ公平な提供を心がける。

- c 要配慮者に関する事項
 - ・ 救護衛生班は、指定避難所等内の要配慮者の把握に努め、指定避難所等生活の支援を行う。
 - ・ 企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、必要に応じて、指定避難所等内に要配慮者専用の避難部屋を設置したり、福祉指定避難所等適切な施設への転所を行う。
 - ・ 救護衛生班は、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。
 - d 衛生に関する事項
 - ・ 必要に応じ、仮設トイレの速やかな設置に努める。
 - ・ 救護衛生班は、食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
 - ・ 救護衛生班は、保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。
 - ・ 救護衛生班は、ペットに関する指定避難所等でのルールづくりを行う。
 - e その他
 - ・ 救護衛生班は、医療関係機関の協力を得て、必要に応じ指定避難所等に医療救護所を設置するよう努める。
 - ・ 施設管理者は、男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。
 - ・ 救護衛生班は、暑さ寒さ対策を講ずる。
- (ウ) 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化するときで、この期間における取組は以下のとおりである。

- a 食料、物資に関する事項

救護衛生班は、指定避難所等で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。
 - b 避難行動要支援者に関する事項

企画・総務班は、必要に応じてホテルや旅館等民間の施設及び福祉指定避難所等の適切な施設へ転所できるように努める。
 - c 衛生に関する事項
 - ・ 救護衛生班は、食中毒や風邪等の感染症が流行しないように注意する。
 - ・ 救護衛生班は、保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。
- (エ) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、指定避難所等生活の必要性がなくなるときであり、指定避難所等の解消を目指し、指定避難所等施設の本来業務の再開に向けての必要な業務を行う時期である。

- ・ 企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、指定避難所等の段階的集約を行い指定避難所等の縮小を図る。
- ・ 企画・総務班、救護衛生班、教育総務班及び資材輸送班は、自宅に戻れない避難者に、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の指定避難所等解消を図る。

7 指定避難所等の安全等の確保

企画・総務班は、指定避難所等の安全等の確保のため、パトロールの実施、警備業者による指定避難所等の警備等安全確保のための措置を行う。

第2 在宅被災者等への支援

企画・総務班及び救護衛生班は、指定避難所等に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、指定避難所等において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために救護衛生班は、在宅被災者等の避難者名簿への登録等、在宅被災者等の早期把握に努める。

第3節 要配慮者支援計画

町は、高齢者、障害者、外国人及び乳幼児等の避難行動要支援者に対して、災害応急対策のあらゆる場面で特別な配慮を行うように努める。

町は、自力では避難できない高齢者や負傷者、言葉の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難である等の障害者に留意し、避難誘導の遅延により、危険又は不安定な状態に置かれることのないように配慮する。

このため、町は、避難誘導、安否確認、救護活動、搬送、情報提供、保健福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班、防災施設班、教育総務班
主な関係機関	県、中和保健所、社会福祉施設、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護師会

第1 避難行動要支援者の避難行動支援

企画・総務班及び救護衛生班は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画及び個別計画に基づき、避難支援等関係者と連携し、避難情報伝達、避難誘導を支援する。

第2 要配慮者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

2 指定避難所等到着後の対応

企画・総務班は、救護衛生班、避難行動要支援者の避難支援等関係者等と連携し、要配慮者の避難状況、健康状態等を速やかに確認して必要な対応を行う。また、指定避難所等への滞在が必要な場合は、優先的に指定避難所等を確保し、要配慮者に配慮した指定避難所等運営に努める。

指定避難所等において、要配慮者用相談窓口の設置や他の避難者に対し要配慮者への理解を促し、個々の事情により、町に在住して避難生活を送る要配慮者も支援の対象とする。

救護衛生班は、避難生活の長期化が予測される等、必要に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮した福祉避難所を設置する。

ただし、要配慮者のうち次の者は、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

- (1) 緊急入所等在宅での生活の継続が困難な避難行動要支援者
- (2) 指定避難所等あるいは福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者
- (3) 身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者 等

3 医療等の体制

救護衛生班は、県へ要請し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、指定避難所等・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図り、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

4 食料等の確保

救護衛生班は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため、特別食を必要とする者に、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクや

おむつ等の生活必需品の備蓄にも配慮する。

5 福祉機器等の確保

救護衛生班は、避難行動要支援者が指定避難所等で生活する上で必要な福祉機器の確保に努める。

6 応急仮設住宅

資材輸送班は、災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策を行う。

なお、資材輸送班は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際に、次の事項に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等を優先的に入居させる。
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認等を行う。

第3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

災害時の社会福祉施設入所者の安全は、各施設において確保する。

1 救助及び避難誘導

- (1) 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。
- (2) 救護衛生班は、避難誘導等の支援の確立を目指し、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、救護衛生班を中心とした職員を派遣する。

2 搬送及び受入先の確保

- (1) 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- (2) 資材輸送班は、施設管理者から入所者等の搬送要請があった場合、近隣住民（自主防災組織）等の協力を求めるとともに、公用車や社会福祉施設所有の自動車又は救急自動車や救護用自動車の確保により指定避難所等への搬送を行う。

3 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- (1) 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。また、不足が生じたときは、町に対して応援を要請する。
- (2) 救護衛生班及び資材輸送班は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

- (1) 施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町に対して応援を要請する。
- (2) 救護衛生班は、施設管理者の要請に基づき、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請し、介護職員を確保する。

5 巡回相談の実施

救護衛生班は、近隣住民（自主防災組織）やボランティア等の協力による巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握するとともに、巡回による各種サービスの提供を行う。

6 要配慮者の状況調査及び情報の提供

救護衛生班は、民生児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等への協力を得て、在宅や指定避難所等で生活する避難行動要支援者に対するニーズ把握、状況調査を行う。

7 保健・福祉巡回サービス

救護衛生班は、医師、民生児童委員、ホームヘルパー、保健師等に地域ケアシステム（在宅ケアチーム）の編成を要請し、巡回により避難行動要支援者に介護サービス、メンタルケア等を行う。

8 保健・福祉相談窓口の開設

救護衛生班は、災害発生直後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第4 外国人に対する安全確保対策

外国人は、コミュニケーションが困難であり、災害時において避難行動等を含めた要配慮者となるので、次の対策により、安全の確保を行う。

1 外国人の避難誘導

救護衛生班は、ボランティアの協力を得て、広報を実施し、外国人の安全な避難誘導を行う。

2 安否確認・救護活動

救護衛生班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否の確認や救護活動を行う。

3 情報提供

企画・総務班及び救護衛生班は、外国人の安全生活を支援するため、ボランティア等の協力を得て、指定避難所等及び在宅外国人への生活情報の提供を行う。

4 外国人相談窓口の開設

救護衛生班は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

- (1) 外国人相談窓口の設置（地区活動拠点等）
- (2) ボランティア（語学）への協力要請

第5 情報の伝達・広報

企画・総務班は、避難勧告、避難誘導、指定避難所等での情報伝達・情報提供に際し、避難行動要支援者に対して、以下のような手段を用いて広報するように努める。

1 視覚障害者に対して

- (1) 音声情報による周知
- (2) 拡大文字による周知
- (3) その他、効果的な方法の併用による周知

2 聴覚障害者に対して

- (1) 文字情報による周知
- (2) 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- (3) 手話による周知
- (4) その他、効果的な方法の併用による周知

3 外国人に対して

- (1) 外国語による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

4 地理的理解に障害のあるとき

- (1) 地図付き情報による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

第6 災害情報等の周知

企画・総務班は、災害による火災通報の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したとき、要配慮者に対し適切な伝達系統や方法により迅速かつ確実に周知を行う。

第7 避難誘導

企画・総務班及び救護衛生班は、災害が発生したとき、要配慮者に対し適切な方法により迅速かつ確実に避難誘導を行う。特に避難行動要支援者は、避難支援者が中心となり、個別避難支援計画に基づき、適切な避難誘導を行う。

第8 安否確認

救護衛生班は、自治会員、民生児童委員、ケアマネジャー、介護サービス事業者等、地区の要配慮者の状況を把握している人の協力を得て、独居老人、行方不明者等の安否確認を実施する。

第9 被災状況の取りまとめ

企画・総務班及び救護衛生班は、要配慮者の被災状況を県に報告した後、県が関係機関への報告及び伝達等を行う。

第10 被災者に対する応急的処遇

町及び県は、被災した要配慮者に対する応急的処遇について、おおむね次により行う。なお、その際には、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 要配慮者の把握

企画・総務班、救護衛生班及び教育総務班は、指定避難所等において避難者の協力により、避難者の障害程度・内容、福祉的処遇の要否等を台帳に記載して把握する。

2 社会福祉施設への避難保護

救護衛生班は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

3 移送支援の実施

資材輸送班は、救護衛生班の要請に基づき、社会福祉施設で保護する必要がある者の施設への移送を支援する。町内の社会福祉施設のみで十分に受け入れられない場合、県内の受入れ可能な施設の情報を県に照会する。

4 食料品・日常生活用品の支給

救護衛生班は、流動食や、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳瓶など、必要とする食料品・日常生活用品の確保と支給に努める。

5 援助者の確保及び援助物品の確保等の支援実施

救護衛生班は、県に対し、福祉的処遇を担当する援助者の確保、及び援助物品の確保等の支援を要請する。

6 巡回相談・指導・援助の実施

救護衛生班は、指定避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

第4節 帰宅困難者収容計画

河川氾濫などの災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班、給水班
主な関係機関	近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

企画・総務班は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県が発する「むやみに移動を開始しない」などの呼びかけに合わせて、帰宅行動の抑制に努める。

2 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

第2 帰宅困難者への情報提供

企画・総務班は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

第3 一時滞在施設の開設

企画・総務班は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設し、一時滞在施設に収容した帰宅困難者を迅速に把握する。

第4 駅・バスターミナルの帰宅困難者対策

大輪田駅、佐味田川駅及び池部駅において、帰宅困難者があるときは、駅、災害対策本部、関係機関等の緊密な連絡のもと、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

救護衛生班及び給水班は、救護、生活必需品の供給等で緊急を要するとき、町民・町外民の分け隔てなく被災者に救護、給付等を行う。

ただし、その場合、町内に収容した他市町村住民の市町村別の人数、給付状況等の台帳を作成して把握した上で、当該市町村にその旨を連絡する。なお、費用の負担については、当該市町村と協議する。

第5節 住宅応急対策計画

町は、災害によって住宅に被害を受け、住宅を確保できない被災者のために応急仮設住宅を建設し、住民の住生活の安定化に努める。なお、応急住宅の仕様は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の生活環境に配慮する。

担 当 班	企画・総務班、資材輸送班
主な関係機関	県、一般社団法人プレハブ建築協会

第1 応急住宅の確保

1 町営住宅の活用

企画・総務班及び資材輸送班は、町営住宅の空き室が利用できる場合は、応急住宅として利用する。

避難が長期間に及ぶ場合は、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来の町営住宅入居者として入居できるようにし、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないように家賃負担の軽減等の配慮を行う。

2 民間賃貸住宅の活用

企画・総務班及び資材輸送班は、賃貸住宅管理会社等の協力を得て民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の紹介に努める。

3 応急仮設住宅の設置

救助法が適用されない場合は、町が必要に応じ応急仮設住宅を設置する。

この場合、資材輸送班は、必要に応じて県に協力を要請する。

救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合は、県があらかじめ協定を結んでいる一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」（資料編）に基づき、県が応急仮設住宅を建設する。

(1) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- ア 災害のため、住家が全壊、全焼、又は流出した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自己の資力で住宅を確保することができない者

(2) 建設用地の選定

応急仮設住宅の設置は、被災者が、相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。公有地を第一とするが、適当な場所がない場合は、私有地に所有者と十分に協議した上で建設する。（資料編 応急仮設住宅建設候補地）

(3) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建設資材は、町内関係業者とあらかじめ協議し調達する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し斡旋を要請する。

(4) 入居者の選定

入居者等の選定は、町長が行うものとし、次の基準により優先入居させ、あとは公示による抽選とする。

- ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
- イ 特定資産がない失業者
- ウ 特定資産がない母子世帯、寡婦世帯、老人世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- エ 特定資産がない勤労者、中小企業者

オ 前各号に準ずる経済弱者

(5) 救助法の適用

救助法が適用された場合は、一戸当たり 29.7 m²を基準とし、被災後 20 日以内に着工し、国から一戸当たり 2,342,000 円以内の支給がある。供用期間は 2 年である。
(災害救助法施行細則奈良県規則第十号)

(6) 仮設住宅の管理

県の仮設住宅の管理は、町長が知事から委託を受けて管理する。

第2 住宅の応急修理

救助法が適用された場合、県は住宅の応急修理を実施する。ただし、県から町へ委任があった場合は、資材輸送班が実施する。

応急修理の対象となる住宅は、次のとおりである。

1 対象世帯

災害により、住家が半壊（半焼）し、そのままでは当面日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では応急修理を行うことができない世帯とする。

2 修理家屋の選定

生活能力が低くかつ補修の必要度の高いものから順次選定する。

応急修理箇所は、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない部分を修正する。

3 資材の調達

応急仮設住宅の設置の場合に準ずる。

4 救助法の適用

救助法の適用にある場合は、被災から 1 か月以内に修理を完成させることを前提に、国から 1 世帯当たり 500,000 円以内を支給する。(災害救助法施行細則奈良県規則第十号)

第3 災害公営住宅

1 建設基準

防災施設班は、以下のいずれかの建築基準のとき、災害公営住宅を建設し管理する。ただし、県が建設、管理することもある。

なお、救助法が適用されない場合は、資材輸送班が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

(1) 地震、暴風雨その他の異常な自然現象による災害の場合

ア 被災地域全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

イ 町内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

ウ 滅失戸数が、町内の住宅戸数の 1 割以上のとき

(2) 火災による場合

ア 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

イ 滅失戸数が、町内の住宅戸数の 1 割以上のとき

2 建設戸数

町での建設戸数は、町被災戸数の 3 割以内とする。

激甚災害の指定を受けた場合は、町被災戸数の 5 割まで建設できる。

3 規模、構造

規模、構造は、第 2 種公営住宅の簡易耐震構造とする。

4 国庫補助

激甚災害の指定を受けた場合は、標準建設費の3/4、そうでない場合は2/3である。

5 公営住宅の特例使用

企画・総務班及び資材輸送班は、県と連携し、被災者への仮設住宅として、公営住宅の空き家を提供する。

発災時の対応

第6節 活動体制計画

担 当 班	全班
主な関係機関	県

第1 災害対策本部等の設置

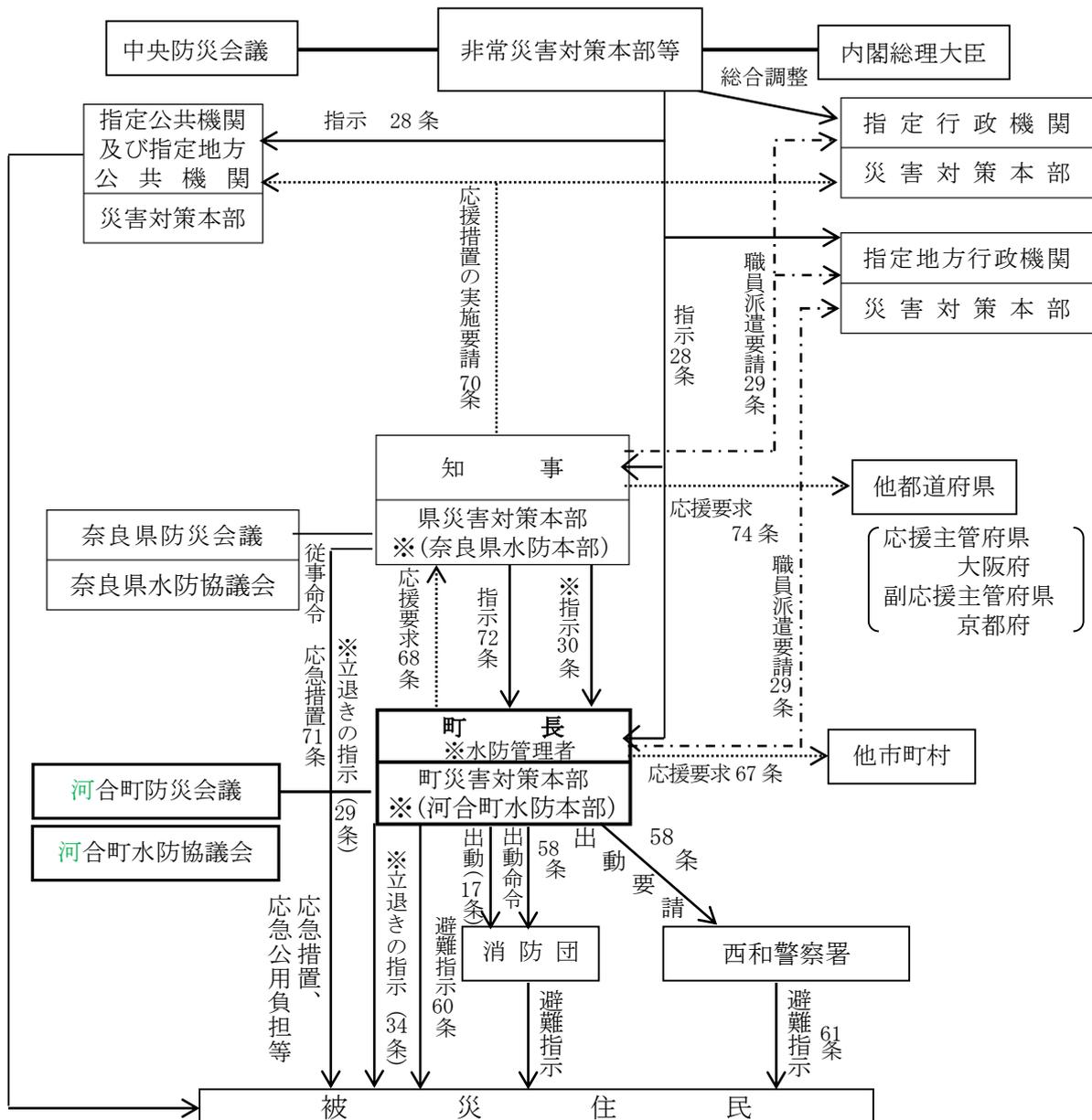
町は、防災対策を図る必要がある場合、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

なお、災害応急対策責任者は、それぞれの災害対策本部等を設置・解散したときは、県（防災統括室）に通知する。

■ 災害対策系統図



条番号は災対法（※については水防法）の条文を表す。

第2 町防災会議

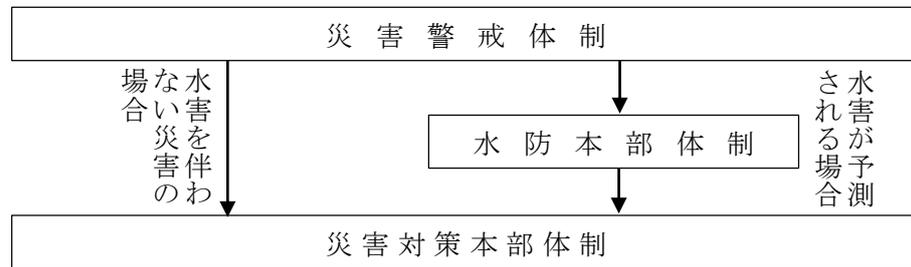
町防災会議は、町長を会長として災対法第16条及び河合町防災会議条例に基づく組織であり、その所管事務は、町防災計画の策定及びその実施の推進を図るほか、町長の諮問に応じて河合町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、その重要事項に関し、町長に意見を述べることである。

なお、水防法第33条に基づく所管事務である水防計画等の調査及び審議は、町防災会議が行うこととする。

第3 町の各防災体制

1 各防災体制

町は、災害の発生が予想される、あるいは発生した場合に、災害規模に応じた災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、各体制の責任者の判断により災害警戒体制、水防本部、災害対策本部の体制をとる。また、災害対策本部は、災害の規模に応じて3段階の動員配備体制をとる。



- ・ 設置基準に該当する気象情報が発表された場合は自動的に各体制を設置する。
- ・ 責任者が必要と認めるときは各体制を設置する。なお、責任者が不在で連絡困難なときは次席のものが責任者を代行する。
- ・ 各体制本部は次の表に定めるところに設置する。なお、当該設置場所が機能しない場合は、責任者が状況に応じて決定する。
- ・ 各責任者は、町域において災害発生のおそれが解消したとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、体制を解散するとともに、直ちに動員職員及び必要に応じて関係機関等に連絡する。

■ 各防災体制（地震を除く）

（水防本部の詳細は「水防計画」水防体制 参照）

体制名	内 容	設置基準	責任者・動員
災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 防災関係機関との連絡調整 ・ 必要に応じ住民、職員、関係機関への注意喚起 ・ 危険箇所の状況把握、措置 ・ 被害状況の調査 ● 本部設置場所 第1会議室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風、大雨、洪水又は大雪その他の警報が発表されたとき ・ 台風の接近により大雨又は洪水の注意報が発表されたとき ・ 河川水位が上昇するなど、軽微な災害の発生が予想されるとき ・ 火災気象通報又は竜巻等の発生に関する情報が発表されたとき ・ 火災、竜巻、豪雪などにより軽微な災害の危険が予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者 企画部長 ● 動員職員 ・ 担当職員 情報連絡体制 1号動員
水防本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動内容 災害警戒体制の内容に加え、内水対策等水防活動 ● 本部設置場所 第1会議室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風の接近により大雨又は洪水の警報が発表されたとき ・ 河川の水位が上昇し水防活動実施の必要が生じたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者 本部長：副町長 ● 動員職員 災害警戒体制に加え ・ 水防活動要員 ・ 消防団

体制名	内 容	設置基準	責任者・動員
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報の発表を検討 ・必要に応じて指定避難所等開設など準備を行う。 ・避難準備情報（屋内での安全確保を含む）の広報（災対法第56条） ・事前措置（災対法第59条） ・避難勧告、指示の発表を行う体制（災対法第60条） ● 本部設置場所 第1会議室 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の立退き避難が必要となるような規模の災害の発生が予想されるとき ・特別警報が発表されたとき ・大規模火災が発生したとき ・危険物等取扱い事業所において火災が発生し、周辺域への被害が及ぶと判断されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者 本部長：町長 ● 動員職員 <ul style="list-style-type: none"> ・副町長 ・教育長 ・1号動員 ・2号動員 ・3号動員

■ 担当職員の動員配備規模

1号動員（災害警戒体制）	全職員の約 1 / 3
2号動員（災害対策本部体制）	全職員の約 1 / 2
3号動員（災害対策本部体制）	全職員

安心安全推進課は、あらかじめ各配備体制の担当職員を定めるものとする。

2 動員指示の伝達及び参集

町は、勤務時間内及び休日又は勤務時間外における職員等への動員指示の伝達及び参集方法を次のように定める。

(1) 勤務時間内

- ア 各体制の責任者の動員及び解散の決定に基づき、安心安全推進課長が担当職員に電話、電子メール、庁内放送あるいは口頭で伝達する。
- イ 平常の体制から、担当職員は直ちに各動員体制をとり配置につく。
- ウ 庁外勤務の担当職員は、直ちに所属部署に帰庁し、所属長の指示を受ける。

(2) 休日又は勤務時間外

- ア 日直・宿直者は、各防災体制を設置する基準に該当する事象が発生したときは、企画部長、安心安全推進課長又は消防主任に電話連絡する。
- イ 企画部長、安心安全推進課長又は消防主任は、各体制の責任者に指示をあおぎ、必要に応じて、町幹部及び動員職員に電話、電子メール等で伝達する。
- ウ 動員の指示を受けた職員は、自己の安全を確保しながら、あらゆる努力をして参集するよう努める。
- エ 動員された職員は、あらかじめ定められた場所へ出勤する。

第4 災害対策本部会議の組織構成と運営方針

災害対策本部に、防災活動の基本方針を協議・決定する本部会議を設置する。

災害対策本部の組織は災対法第23条、町災害対策本部条例に基づき次のとおりとする。

1 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長とする。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐する。

(4) 本部長に事故がある場合は、次の順にその職務を代行する。

- ア 副本部長（副町長）
- イ 副本部長（教育長）
- ウ 企画部長
- エ まちづくり推進部長

2 本部長

- (1) 本部長は各部長、消防団長とし、本部長を補佐するとともに、本部長を構成する。
- (2) 本部長、副本部長とともに本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議する。
- (3) 本部長が事故等の場合、あらかじめ本部長が指名する者が職務を代行する。

3 動員職員

動員された職員は、本部会議で決定した方針に基づき、応急対策活動に当たる。
本部会議で決定すべき事項

- ・非常配備体制に関する事
- ・避難準備情報・避難勧告又は指示に関する事
- ・職員の動員に関する事
- ・自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関する事
- ・他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに関する事
- ・民間団体等の受入れに関する事
- ・緊急輸送道路の指定に関する事
- ・救助法の適用申請及び救助業務の運用に関する事
- ・激甚災害の指定の要請に関する事
- ・応急対策に要する予算及び資金に関する事
- ・応急公用負担に関する事
- ・義援金品の募集及び配分に関する事
- ・国会・政府関係に対する要望及び陳情等に関する事
- ・職員の給食・寝具等の厚生に関する事
- ・その他、必要と認められる事項に関する事

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は庁舎2階会議室に設置する。

なお、庁舎が被災等により使用できない場合には、総合福祉会館「豆山の郷」に災害対策本部を設置する。

5 招集会議

招集会議は本部長が必要に応じて招集する。

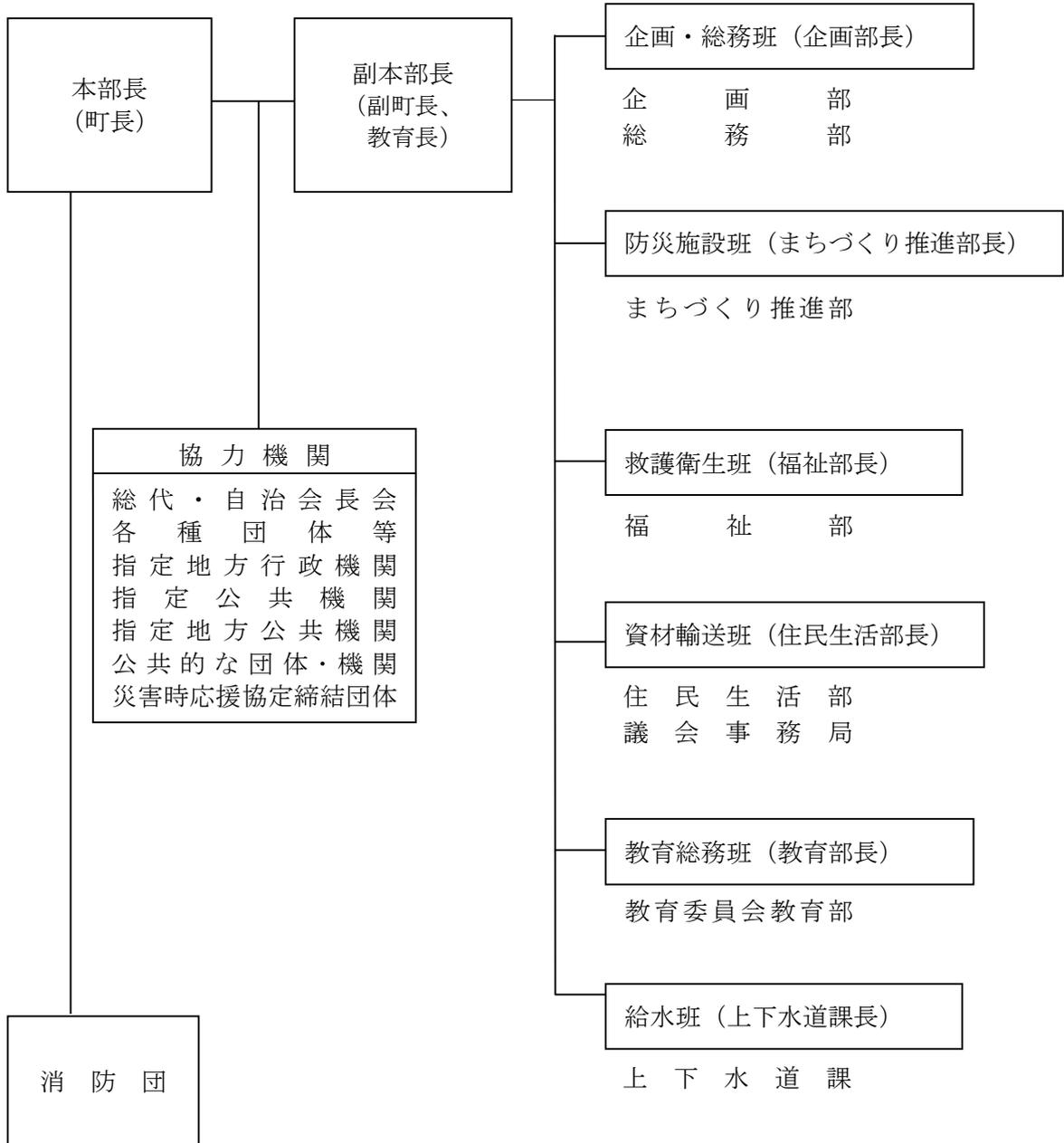
6 招集の通知

招集の通知は、庁内放送、電話、電子メール等により企画・総務班が行う。

7 班

- (1) 本部に班を置き、別表「河合町災害対策本部の組織と分担任務」に掲げる事務を逐行する。
- (2) 班長には、別表「河合町災害対策本部の組織と分担任務」に掲げる者をもって充てる。
- (3) 班長は、上司の命を受け班の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
- (4) 班長に事故があるときは、あらかじめ班内の者のうちから班長が指名する者がその職務を代理する。

■ 河合町災害対策本部組織表



■ 河合町災害対策本部の組織と分担任務（別表）

班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
企画・総務班 (企画部長)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 町防災会議、対策本部、県本部及び各地区との連絡調整に関する事 ◎ 2 本部の指示伝達に関する事 ◎ 3 職員の動員及び労務調整に関する事 ◎ 4 消防団の出動命令及び配備に関する事 ◎ 5 災害予防、警戒及び防御に関する事 ◎ 6 被災者の救助及び避難に関する事 ◎ 7 自衛隊の出動要請に関する事 ◎ 8 気象及び地震情報の収集伝達に関する事 ◎ 9 住民に対する周知伝達に関する事 ◎ 10 被害情報の収集及び伝達に関する事 11 防災行政無線及び通信網の確保に関する事 12 自動車の配車に関する事 13 関係機関への災害報告に関する事 14 隣接市町村相互応援協力に関する事 15 罹災証明書発行に関する事 16 災害復旧計画に関する事 17 その他他の班に属さないこと ◎ 18 被災者及び被災世帯の被害調査に関する事 19 災害対策の予算措置に関する事 20 報道対応に関する事 ◎ 21 被災住民への現場広聴に関する事 22 災害関係経費の出納に関する事 23 被災写真及び映像記録に関する事 ◎ 24 指定避難所等の運営及び管理に関する事 25 帰宅困難者への対応に関する事
防災施設班 (まちづくり推進部長)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 道路、河川、橋梁、土砂災害危険地域等の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 2 農林関係の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 3 商工業関係の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 4 資機材の確保に関する事 ◎ 5 被災建築物の応急判定に関する事 ◎ 6 被災宅地の危険度判定に関する事 ◎ 7 被災住宅の応急復旧工事等に関する事 ◎ 8 迅速な内水処理に関する事
救護衛生班 (福祉部長)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 医療機関との連絡調整に関する事 ◎ 2 救護、応急医療及び助産に関する事 3 応急救護所の開設及び運営に関する事 4 防疫対策に関する事 5 水質検査及び清掃に関する事 6 遺体の安置及びその関連業務に関する事 7 被災者の安否情報照会に関する事 8 災害ボランティアに関する事 9 災害ボランティアセンターの設置に関する事 10 生活再建支援措置に関する事 ◎ 11 被災高齢者、障害者等の援護に関する事 12 福祉避難所に関する事 13 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事 14 被災児童及び母子世帯の援護に関する事 ◎ 15 災害救助物資及び義援金に関する事

班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
資材輸送班 (住民生活部長)	◎ 1 災害時における通行路線の確保に関する事 ◎ 2 交通の確保及び関係機関との連絡調整に関する事 ◎ 3 物資等の輸送に関する事 4 災害による廃棄物の処理及び処理施設の確保に関する事 ◎ 5 応急仮設住宅の建設及び入居に関する事 6 住宅に関する相談窓口の設置に関する事 7 自力立退き困難者の移送、輸送に関する事
教育総務班 (教育部長)	◎ 1 被災児童・生徒の救護に関する事 2 災害時における教育対策に関する事 3 学校教育施設の被害調査に関する事 4 炊き出しに関する事 ◎ 5 指定避難所等の運営及び管理に関する事 6 食料及び生活必需品の配分に関する事 7 社会教育施設及び文化財の被害調査並びに災害対策に関する事
給 水 班 (上下水道課長)	◎ 1 上下水道施設の被害状況調査に関する事 ◎ 2 上下水道施設の復旧工事に関する事 ◎ 3 応急飲料水の確保に関する事
消 防 団	◎ 1 災害（水火災）の予防に関する事 ◎ 2 被災者の生命身体及び財産の救護に関する事 ◎ 3 水害火災現場における人命救助に関する事 ◎ 4 水害火災の防御及び鎮圧に関する事 5 遺体の捜索及び遺体発見現場の保存に関する事

注：各班は、町長の災害対策本部設置の宣言と同時に編成される。水防等により現場にいる課長は現場に代理を立て、本部へ戻る。

各班は災害の状況や時間経過等により、その都度必要とされる人員の応援を適宜他の班に要請し、要請を受けた班は可能な限り人員の応援を送る。

上記以外の部署の職員については、災害対策本部長の指示により、必要のある班への支援として分担任務につく。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

町は、災害に対し迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、通信連絡手段を最大限に活用し、気象、浸水等に関する警報、注意報、被害状況等の情報を収集、伝達するとともに、住民その他関係機関に周知徹底を図る。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班、救護衛生班
主な関係機関	県、西和消防署、消防庁、奈良地方気象台

第1 気象情報の伝達計画

1 情報の種類

(1) 予警報等の種類及び発表基準

ア 気象情報等

(ア) 地方気象情報、県気象情報

気象情報は、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に示す観測成果や予報事項に関する情報で、防災関係機関や町民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報である。

また、気象予報は、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報である。

(イ) 台風に関する気象情報

台風に関する気象情報は、近畿地方への台風の影響が予想される場合に、町民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報である。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、県予報区内で数年に、一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する情報である。

(エ) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報である。

情報の有効期間は、発表から1時間である。

2 注意報及び警報の種類並びに発表基準

(1) 気象警報・注意報発表基準

平成26年10月9日現在
発表官署 奈良地方気象台

町	一次細分区域	北 部		
	市町村等をまとめた地域	北西部		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	129
	洪水		雨量基準	1時間雨量 50mm
			流域雨量指数基準	曾我川流域=16, 高田川流域=11, 葛下川流域=11
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [板東]
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm	
	注意報	大雨	(浸水害)	雨量基準
(土砂災害)			土壌雨量指数基準	103
洪水			雨量基準	1時間雨量 30mm
			流域雨量指数基準	曾我川流域=9, 高田川流域=9, 葛下川流域=9
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流 [板東]
暴風		平均風速	12m/s	
暴風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ 5cm	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
濃霧		視程	100m	
乾燥		最小湿度 40%で実効湿度 65%		
なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃以上*1 又はかなりの降雨		
低温		最低気温-5℃以下*2		
霜		4月以降の晩霜		
着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1 気温は奈良地方気象台の値

*2 気温は奈良地方気象台の値

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(2) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(3) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(4) 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合に、大雨、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。

なお、緊急地震速報についても特別警報に位置づける。

一般の利用に適合する特別警報	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって土砂災害発生のおそれが高まったときに、町長が、避難勧告等を発令する際の判断や、町民の自主避難の参考となるよう、奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する防災情報である。

ア 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表は、市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。

イ 利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべり等は対象外である。

(6) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報を補足する情報で、5 km 四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示したものである。

(7) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

町に対し、消防法第22条第2項の定めにより、県が「火災気象通報」を受けた場合、直ちに通報が入る。

「火災気象通報」の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7 m/s以上の風が吹く見込みのときである。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ 火災警報

町長は、県から「火災気象通報」を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

なお、「火災警報」が発せられたときは、町内にある者は、火の取扱いに注意しなければならない。

また、安心安全推進課は、「火災警報」を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、下記の伝達系統で住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県（防災統括室）に通報する。

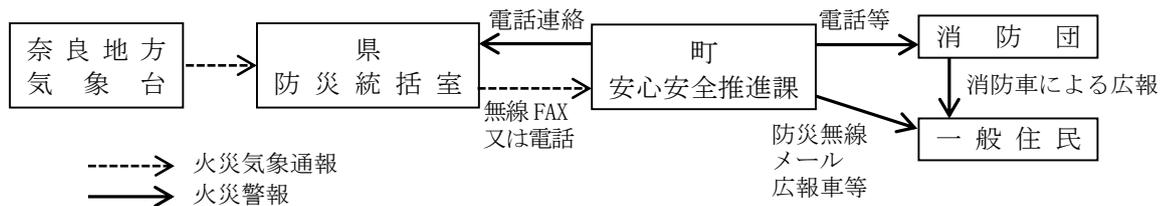
火災警報の発令基準は、以下のとおりである。

(7) 県より火災気象通報があったとき

(イ) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

(ロ) 実効湿度65%以下で最低湿度40%以下となり風速7 m/s以上になる見込みのとき

■ 火災警報伝達系統



(8) 水防警報及び氾濫警戒情報

水防計画に定める「水防警報、氾濫警戒情報及び洪水予報」に準ずる。

なお、水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、気象庁が発表する気象に関する注意報、警報をもって代える。

3 気象予警報等の対象区域

奈良県地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は、奈良県全域である。

注意報及び警報は、全県に対し発表する他に、平成22年5月27日から、各市町村単位で発表する。大雨、洪水警報・注意報については、市町村ごとの基準を用いて発表され、前記述以外の警報・注意報については、予報区で同じ基準を用いて発表される。

なお、特別警報についても、従来の警報や注意報と同様に、原則として、各市町村単位で発表される。

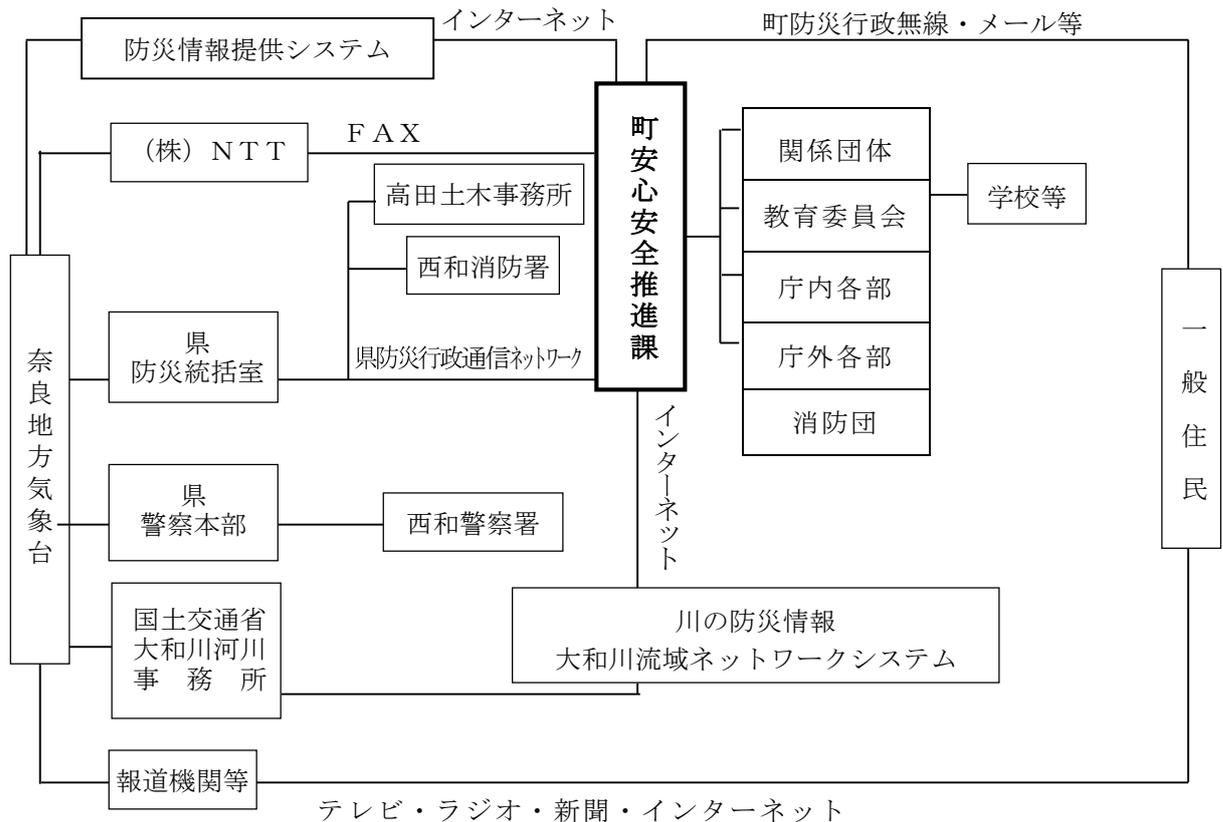
また、水防警報等は、次の機関が発表する。

- (1) 大和川(上流)については国交省近畿地方整備局大和川河川事務所が、奈良地方気象台と共同発表する。
- (2) 葛下川については奈良県高田土木事務所が、奈良地方気象台と共同発表する。

第2 気象等予警報、地震情報等の受領経路

すべての情報を安心安全推進課が受領し、必要に応じて関係者・関係団体・住民へ伝達する。ただし、休日・夜間は日直・宿直者が受領・安心安全推進課員に伝達し、その後は平日・日中と同様に取り扱う。

■ 気象等予警報の伝達経路



第3 水防情報の収集

1 雨量に関する情報の収集

防災情報提供システム、川の防災情報、町設置雨量計等により、町内並びに大和川及びその支川の上流域の雨量情報を収集する。

2 河川水位に関する情報の収集

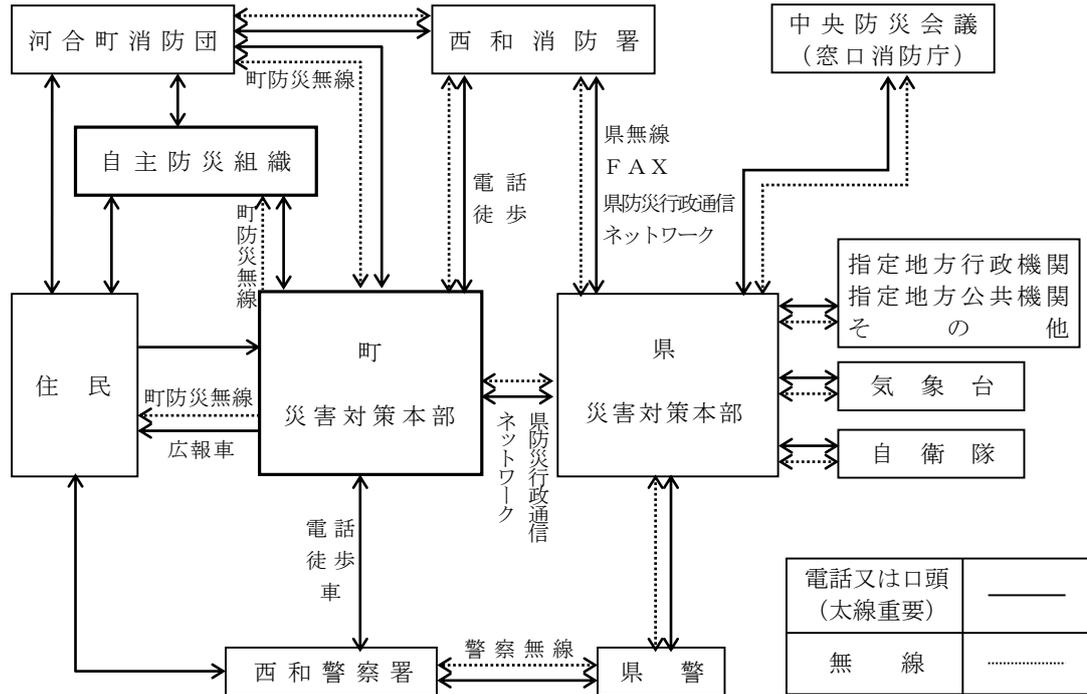
川の防災情報、大和川流域ネットワークシステム等により、大和川・曾我川・葛下川各観測所の水位情報を収集する。

第4 災害情報の伝達

1 災害情報の伝達体制

町の災害情報伝達の組織体制と通信手段は次のとおりである。企画・総務班は、電話や無線を駆使し、各機関と連絡を取る。県へ直接、無線、電話等による連絡ができない場合は、以下の関係機関の無線を活用した非常通信経路にて連絡する。すべて活用できない場合は、急使（自転車・バイク等）を派遣する。

■ 情報伝達の流れ



県への非常通信経路

活用順位	経路 (——は無線、……は徒歩、——は有線)
1 消防無線	西和消防署——奈良県広域消防本部——県防災統括室
2 国土交通省無線	国土交通省大和川河川事務所王寺出張所——県河川課
3 警察無線	西和警察署地域課又は河合交番——県警通信司令室……県防災統括室

2 被害情報の収集と県・国への報告

(1) 段階的収集・報告

災害発生の時間的経過により被害情報の収集と報告の内容は徐々に変容してくるため、次のように収集・報告を行う。

第1段階	第1報 (被害の概要)
第2段階	被害速報
第3段階	確定報告

ア 第1報

災害発生後おおむね1時間以内に町内の被害状況の概要を全般的に把握し、救助・救急活動、住民の避難誘導、応急復旧工事等に備える。

(7) 収集事項

- ・ 死者、負傷者など、人的被害の発生状況、住民の救助活動の動向等
- ・ 主要道路、橋梁の被害状況
- ・ 建物の倒壊・浸水状況、火災の発生状況
- ・ 電気・水道の状況

(4) 収集方法

- ・ 各自治会長、消防団分団長から電話・口頭・防災無線等により被害報告を受ける。
- ・ 参集職員から参集途中の状況を聴取する。
- ・ 住民からの通報を受ける (口頭、電話等)。

(ウ) 記入様式

各地区に様式第1号「災害概況即報（各地区報告用）」（資料編〇-〇）に記入したものを担当班が様式第2号「災害概況即報（県提出用）」（資料編〇-〇）に整理する。

(エ) 県・国への報告

第1報の県への報告は、企画・総務班長が、様式第2号「災害概況即報（県提出用）」（資料編〇-〇）に則り、県防災行政通信ネットワーク、電話、携帯電話、FAX等により行う。県への通信が途絶したときは、直接、国（消防庁）へ報告し、通信が回復した段階で、県へ報告（国へは報告した旨を含む）する。

イ 被害即報

町職員と消防分団員で組織された現場調査・救助班が、それぞれ担当地区の被害状況の正確な数量的把握を行い、企画・総務班が様式第3号「被害状況即報（県提出用）」（資料編〇-〇）にそって取りまとめ、第1報同様、県又は国へ報告する。

ウ 確定報告

企画・総務班は、応急対策活動が終了し、災害対策本部が解散した後14日以内に、被害状況を最終的に取りまとめた確定報告を、県防災統括室に被害即報と同様の様式で提出する。

エ 災害年報

町は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況を翌年3月10日までに県の様式によって提出する。

(3) 災害記録の保存

ア 町は、被害状況について、写真、ビデオの撮影を行い、また必要に応じて記録映画を制作する。

イ 町は、住民、各機関団体が撮影した写真等を、積極的に収集する。

ウ 町は、記録について、今後の研究資料になるので、保存するように努める。

第5 早期災害情報収集の計画

1 早期被害情報収集

各班は、被害状況の迅速かつ的確な把握と、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となるこれら災害情報の収集に努める。

2 実施機関

(1) 町、西和消防署

企画・総務班及び西和消防署は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

(2) 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は災害情報を収集する。

その際、当該災害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のために必要な情報の収集に努める。

3 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町長又は警察官に通報する。

(2) 町長又は警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

異常現象の通報を受けた町長は、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の機関に通報する。

第6 災害状況の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

- (1) 被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。
- (2) 被害状況、避難状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期するよう努める。
- (3) 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等の確を期する。
- (4) 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(1) 人・住家の被害	町	
(2) 避難に関する状況(避難勧告・指示等の発令状況、指定避難所等の開設状況)	町	
(3) 福祉関係施設被害	町(県)	
(4) 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	保健所
(5) 水道施設被害	町	
(6) 農業生産用施設	町	県農林振興事務所
(7) 畜産被害	町	県家畜保健衛生所
(8) 水産被害	町	
(9) 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
(10) 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
(11) 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
(12) 商工関係被害	町	県農林振興事務所
(13) 公共土木施設被害	町(県)	県土木事務所
(14) 都市施設被害	町(県)	県土木事務所
(15) 町有財産、町有建築物被害 (文化財を除く)	町	
(16) 文教関係施設被害	町(県)教育委員会	
(17) 文化財被害	町(県)教育委員会	
(18) 警察関係施設被害	警察本部、警察署	町
(19) 生活関連施設等被害	指定公共機関等	町

2 報告の基準

企画・総務班は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

ア 一般基準

- (ア) 救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの

- (エ) 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの
- (オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)から(オ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (キ) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 火災等

(ア) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

- a 死者が3人以上生じたもの
- b 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(イ) 個別基準

次の火災及び事故については(ア)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

a 火災

災害種別	内 容
建 物 火 災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災 ④ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑤ 損害額1億円以上と推定される火災
林 野 火 災	① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ② 空中消火を要請したもの ③ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
交 通 機 関 の 火 災	航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ① 航空機火災 ② トンネル内車両火災 ③ 列車火災
そ の 他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

b 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下、「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (a) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (b) 負傷者が5人以上発生したもの
- (c) 周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (d) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏洩事故
- (e) 河川への危険物等流出事故
- (f) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏

洩事故

c 原子力災害等

- (a) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (b) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの

d その他の特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(ウ) 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告する。

ウ 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

- (ア) 死者5人以上の救急事故
- (イ) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (ウ) 要救助者が5人以上の救助事故
- (エ) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (オ) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

3 直接報告基準

企画・総務班は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県防災統括室に加え、直接消防庁に対しても報告する。

(1) 火災等即報

ア 交通機関の火災

本節第6の2の(1)のイの(イ)のaに掲げる交通機関の火災

イ 危険物等に係る事故

- (ア) 本節第6の2の(1)のイの(イ)のbの(a)(b)に同じ
- (イ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの
- (ウ) 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの
 - a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等
- (エ) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (オ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

ウ 原子力災害等

本節第6の2の(1)のイのcに同じ

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第7 企画・総務班から県防災統括室への報告

1 報告系統

企画・総務班から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告するとともに、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

企画・総務班は、第2の1即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で災害に関する第1報を災害概況報告（第1号様式 資料編〇-〇）により、防災行政通信ネットワークシステム等で報告する。

また、第3直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても報告する。

3 被害状況即報

企画・総務班は、第2の1即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（第2号様式 資料編〇-〇）により、防災行政通信ネットワーク等で報告する。

4 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（第2号様式資料編〇-〇）と同様式で報告する。

5 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式 資料編〇-〇）により報告する。

6 報告系統

町、指定地方公共機関等は、県に報告する。

また、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも企画・総務班は、県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

第8 町各事業担当課から県各事業担当課への報告

町各事業担当課は、災害が発生したときはそれぞれが担当する調査事項（本節 第6「災害状況の調査」 1「被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県各事業担当課に報告する。

第9 被災者の安否情報

1 安否情報の収集、整理

救護衛生班は、企画・総務班、防災施設班と連携し、被災した町民及び帰宅困難者を含む一時滞在者の安否情報の収集に努め、その安否情報を管理する。

2 安否情報の提供

救護衛生班は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったとき、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認められるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

なお、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

3 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所、その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

4 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

町は、災害時等において、ヘリコプターの必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能なとき、積極的にその活用を図るために必要に応じて県へ要請し、受入の調整や準備を行う。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	県、奈良県警察本部、自衛隊

第1 県消防防災ヘリコプター派遣要請

1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、町長の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

2 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

3 緊急運航の要請先

町にて、緊急運航が必要となった場合、安心安全推進課は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、町長等の要請並びに総括責任者（県危機管理官）の指示で下記を通じ県に防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

(1) 勤務時間内の要請窓口

県防災航空隊(奈良市矢田原町 2450)

直通電話 0742 - 81 - 0399 F A X 0742 - 81 - 5119

奈良県防災行政無線(衛星系) 内線 62 発信 504 - 21

奈良県防災行政無線 F A X (衛星系) 内線 62 発信 504 - 40

(2) 勤務時間外の要請窓口

県宿日直室 電話 0742 - 27 - 8944

(3) 派遣要請手続

ア 事案の詳細を把握

イ 県防災航空隊へ電話にて事案発生の第1報を入れ、事前協議を実施

ウ 県防災航空隊へ電話にて第2報を入れ、緊急運航を要請し確認

エ 県防災航空隊へ「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式1号）」（資料編〇-〇）を F A X 送信し、正式に緊急運航を要請

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣要請は、本章 第12節「支援受入（受援）計画」に定める自衛隊派遣への災害派遣要請計画に従い行う。

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部地域課 電話 0742-23-0110 内線 3572

第4 町の受入体制

企画・総務班は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策を充実
 - (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる
 - (2) 離着陸周辺の木片・小石は吹き飛ばされるので、できる限り取り除く
- 2 ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
表示方法は、上空からよく判断できるように白布又は赤布等を縛り付ける。
- 3 離着陸地点には⓪記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示
- 4 ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故を防止
- 5 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水
- 6 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送を手配
- 7 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- 8 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者と協力し、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総務情報班）に報告
- 9 その他必要な事項

第5 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

- 1 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過等のため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第6 輸送ルートの確保

資材輸送班は、道路通行規制時におけるヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県と連携し、臨時ヘリポートの再確認及び臨時ヘリポートから救援物資受入施設までの輸送道路の確保を行う。

第9節 通信運用計画

町は、防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために防災行政通信ネットワークを利用する等、災害時の通信網を確保する。

担 当 班	企画・総務班
主 な 関 係 機 関	県、奈良県広域消防組合、奈良県警察、防災関係機関、県の出先機関、西日本電信電話株式会社

第1 通信手段

1 防災行政通信ネットワークシステム

- (1) 町、県、消防本部、防災関係機関及び県の出先機関は、「県防災行政通信ネットワークシステム」で結ばれている。これは、県と市町村等を相互に結ぶ無線通信網で一斉通信（FAX・データ）、回線統制等の機能を有している。
- (2) 奈良県から町への気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行われる。
- (3) 企画・総務班は、個別に電話、FAX、防災情報処理端末を用いて被害状況等の伝達を行い、情報伝達の迅速化を図る。

2 電話（西日本電信電話株式会社）

町は、災害時で電話がかかりにくい場合、災害時有線電話を発信専用として活用する。

3 非常の場合の通信

災害が発生した場合は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序のために必要な通信を非常通信経路により行う。

4 公共放送

町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合において、「災対法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、知事を通じて、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を依頼する。

5 衛星携帯電話等

企画・総務班は、災害時に町内で孤立地域対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県の協力を得て、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受ける等、適切に配備する。

第2 応急復旧

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設は、通信施設が災害によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図る。

第10節 広報計画

町は、災害時に町民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施する。

このため、県及び防災関係機関との連携により、テレビ、ラジオ、新聞等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

担 当 班	企画・総務班、防災施設班
主 な 関 係 機 関	県、各新聞社、日本放送協会奈良放送局、株式会社奈良テレビ放送、エフエム西大和株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、報道機関

第1 広報活動

災害時は、的確な避難・救助活動等の指示、人心の安定、パニック等の混乱の防止及び社会秩序の維持を目的として、住民と報道機関に対し、災害の予報、被害状況、応急措置の実施状況等を迅速かつ的確に周知する。

1 広報活動及び広報事項等

(1) 広報資料の作成

企画・総務班は、関係各班と緊密な連絡を取り、災害状況及び応急措置の実施状況等の報告資料を収集するほか、必要に応じて関係機関その他各種団体、施設等に対し情報の提供を求め、広報資料を作成し、災害対策本部長（町長）の承認を得て広報活動を行う。なお、必要な資料についてはあらかじめ原稿案を作成しておく。

(2) 広報事項

ア 災害の予報、種別・発生状況、被害状況の概要（人身被害、建物損壊等）

イ 家庭での防災対策と心得、避難の準備、勧告、指示（指定避難所等の位置、避難方法等）

ウ 住民、被災者に対する協力要請（救助救援活動、資材提供等）

エ 医療機関の活動状況

オ 災害応急措置の実施状況、復旧見込み（救助活動、指定避難所等、交通、通信等）

カ 生活関連情報（電気、ガス、水道、食料、生活必需品等の供給状況、復旧見込み）

キ その他必要な事項

(3) 住民に対する広報

災害発生前には、予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、報道機関に依頼して広報を行うほか、防災行政無線、広報車等を利用して広報活動を行う。

被害発生後には、被害の程度及び推移、避難準備及び避難、救助活動の指示、応急措置状況等を情報伝達するとともに、人心を安定・激励し、沈着な行動をとるよう広報する。

(4) 報道機関に対する発表

企画・総務班は、報道関係者に対し、応急対策活動に支障を来さないよう庁内の一室を用意し、広報資料に基づき、広報事項を適宜発表する。

2 広報の方法

(1) テレビ、ラジオの利用

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合で、かつ特別の必要があるときは、知事をとおして、日本放送協会奈良放送局及び株式会社奈良テレビ放送に対し、広報事項の放送を依頼する。なお、県と通信途絶の場合は町長が直接要請する。

(2) 防災行政無線、地域FM放送局、緊急通報装置、FAX、広報車等の利用

町は、防災行政無線や、地域FM放送局、聴覚障害者に対するFAX通信等で広報するとともに、災害の状況に応じて必要地域へ広報車による広報を実施する。水防警報の場合は、水防信号（サイレン等）での広報も実施する。

(3) ロコミによる広報

企画・総務班は、広報車の活動不能な地域や、特に必要と認められる地域に対しては、徒歩、自転車、バイク等により職員を派遣し、ハンドマイク又は肉声で広報を行う。

住民は、近所同士で声を掛け合い、安否を確認する。

(4) その他の方法

その他、町は、以下のような方法により広報を試みる。

ア CATV等コミュニティメディア

イ インターネットによる広報

ウ 防災情報のメールサービス

第2 広聴活動

企画・総務班は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り、広聴活動を実施する。

1 被災相談窓口の設置

企画・総務班は、本部会議において、災害の状況により必要と認めたとき、関係各課に相談員の相談窓口への派遣を要請し、被災者のための相談窓口を庁舎内に設置する。

2 要望等の処理

被災相談窓口で聴取した要望等については、関係課又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い、適切な対応に努める。

第3 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、電気通信業者）

1 役割

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

2 広報手段

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 利用者相談窓口の開設
- (3) 報道機関への報道依頼
- (4) 有線放送、CATV等コミュニティメディア

3 広報する事項

- (1) 被災により使用できない区域
- (2) 使用可能な場合の使用上の注意
- (3) 復旧状況及び見込み

第4 公共交通機関

1 役割

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

2 広報手段

- (1) 乗降場での印刷物の配布・掲示
- (2) 場内、車内等での放送
- (3) 報道機関への報道依頼
- (4) 有線放送、CATV等コミュニティメディア
- (5) インターネットによる交通情報

3 広報する事項

- (1) 被災による不通区間の状況
- (2) 臨時ダイヤ
- (3) 復旧状況及び見込み

第5 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

1 災害現地写真

防災施設班は、広報・記録を残すため、現地に赴き災害現地写真を撮影する。関係機関は、災害写真等を撮影したとき、速やかに撮影写真を町に提供する。

2 災害動画等の災害記録

防災施設班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第11節 支援実施計画

町は、東日本大震災における対応の経験を踏まえて、町外被災地への人的支援、町外被災地からの避難者の受入れを実施しようとする場合に、町としての対応及び県や関係団体との連携による支援体制の整備に努める。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、被災自治体

第1 被災地への人的支援

1 他の市町村長等からの応援の要求（災対法第67条）

町長は、他の市町村の市町村長から、応急措置を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 職員の派遣

企画・総務班は、災害時における応援協定、全国町村会からの要請等に基づいて、被災地に職員を派遣する。

第2 町内への避難者受入れ

- 1 安心安全推進課は、避難者受入れについて、県、NPO団体、ボランティア等と連携して、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続等生活全般に対応する。
- 2 安心安全推進課は、被災地等からの照会や次号の情報提供に対応できるよう、避難者の町内滞在中及び町外転出後の住所等の把握に努める。
- 3 安心安全推進課及び福祉政策課は、県、被災地、NPO、ボランティア等からの避難者への支援情報を知り得た際には、避難者に情報提供するように努める。

第3 物的支援

安心安全推進課は、災害時における応援協定、全国町村会からの要請等に基づいて、被災地に物的支援を行う。

ただし、大規模災害が発生した場合、被災地は救援物資への対応を円滑に実施するため、必要に応じて個人等からの小口支援物資等は辞退する等の措置を行う可能性がある。また、安心安全推進課は県等と連携を取り、被災住民のニーズのある物資を提供する。

第4 災害救援対策本部の設置

前項支援に対応するため、被災状況に応じて町長が必要と認めた場合は、災害救援対策本部を設置する。

災害救援対策本部の体制及び事務分掌は、被害の規模等に応じて本部長が決定する。

- 1 災害救援対策本部の名称は「（災害名称）河合町救援対策本部」とする。
- 2 本部長は、町長とする。
- 3 本部事務局は、安心安全推進課とする。

義援金の受付については、第3章 第5節「義援金の受入れ・配分等に関する計画」に定める。

第12節 支援受入(受援)計画

町は、町内において災害が発生し、町では応急対応等の実施が困難な場合に、県、他の市町村、他都道府県及び防災関係機関からの受援体制を整備する。

担 当 班	企画・総務班
主 な 関 係 機 関	県、消防庁、陸上自衛隊第4施設団、日本赤十字社奈良県支部

第1 各機関への派遣要請計画

1 指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣の斡旋要請（災対法第30条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

また町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員、地方独立行政法人法第124条第1項の規定による指定地方公共機関である特定地方独立行政法人の派遣について斡旋を求める。

2 知事等に対する応援の要求等（災対法第68条）

町長は、町内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、知事等に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

3 災害派遣の要請の要求等（災対法第68条の2）

- (1) 町長は、町内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。この場合において、町長は、町内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- (2) 町長は、(1)の要求ができない場合、その旨及び町内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を待ついとまがないと認められるとき、人命又は財産の保護のため要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。
- (3) 町長は、(2)の通知をしたとき、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

4 自衛隊への災害派遣要請計画（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊等の派遣は、天災地変その他の災害に際し、町民の人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定により、次の事項に基づき実施する。

(1) 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- ア 人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- イ 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- ウ その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- エ 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

(2) 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

ア 災害発生前の活動

自衛隊は人員の派遣を行い以下の活動を行う。

(7) 偵察

部隊長は、平常時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

(4) 連絡

自衛隊は、知事の要請又は部隊長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

イ 出動準備体制への移行

部隊長は、災害発生が予想される場合、部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の構成、機材等の準備及び管理支援体制等、初動体制を整える。

ウ 災害発生後の活動

(7) 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
(4) 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
(7) 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
(エ) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(カ) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(カ) 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し、又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
(キ) 応急医療、救護及び防疫	被害者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
(ク) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(ケ) 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

(コ) 救援物資の無償貸付け又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
(ク) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(ク) その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(3) 情報の交換

企画・総務班は、自衛隊と連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

(4) 災害派遣要請手続

ア 自衛隊の災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣の要請は、知事が実施する。なお、町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、応急措置を実施する必要があると認められるとき、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、町長は、知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、町長は、この通知をしたとき、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

イ 要請文書等

企画・総務班は、要請文書等の作成を行う。派遣の要請は、原則として文書(災害派遣要請書)によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ウ 知事の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の自主派遣

(ア) 部隊等の派遣基準

各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないとき、次の基準により部隊等を派遣する。

- a 防災関係に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- b 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- c 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められるとき
- d その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

(イ) 知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合

指定部隊長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合でも、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

(ロ) 関係機関への連絡

前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

(ハ) 部隊等の派遣後に、知事が派遣要請をした場合

知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

エ 災害派遣要請先

企画・総務班は、次の手順により災害派遣要請手続を実施する。

陸上自衛隊第4施設団本部	第3科	防衛班
電話	0774-44-0001	内線233、235、236、239
		(夜間は当直室 内線223)
奈良県防災行政無線	TN-571-11	12 (当直室)
		(夜間は当直室TN-571-12)

(5) 派遣部隊等の受入体制

派遣を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

ア 派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることになったときは、西和警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

イ 受入体制

(ア) 町は、企画・総務班長を受入責任者として指定し、派遣部隊の指揮官と調整に当たる。

- a 派遣部隊と作業計画等の協議
- b 知事への報告

(イ) 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所及び宿泊場所等を確保する。

(ロ) 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の派遣部隊が実施する作業の円滑かつ迅速な遂行に向け、作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

ウ 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費は、原則として町が負担する。(町において負担するのが適当でないものは県が負担)

- (ア) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- (イ) (ア)に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、撤収要請を行う場合、各防災関係機関の長及び災害派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と緊密に調整を行い、文書をもって撤収の要請を行う。

5 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、町長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたとき、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

(1) 応援要請

ア 知事への応援要請

町長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したとき、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合、知事と連絡がとれないときには、直接消防庁長官に対して要請を行う。

イ 消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の町長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき、速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

また、知事は、災害の規模等に照らし緊急を要する場合、町長からの要請を待たずに消防庁長官に対して応援要請を行う。

ウ 代表消防機関及び被災地の町長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたとき、その旨を代表消防機関及び町長に連絡する。

(2) 緊急消防援助隊調整本部の設置

県は、緊急消防援助隊の応援決定がされたとき、緊急消防援助隊が迅速かつ的確に活動できるよう奈良県緊急消防援助調整本部を設置する。

(3) 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は、次のとおりである。

ア 消火活動

イ 要救助者の検索、救助活動

ウ 救急活動

エ 航空機を用いた消防活動

オ 消防艇を用いた消防活動

カ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動

キ 特殊な装備を用いた消防活動

(4) 応援出動都道府県隊

奈良県への応援出動都道府県隊は、次のとおりである。

ア 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）

三重・京都・和歌山・大阪

イ 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

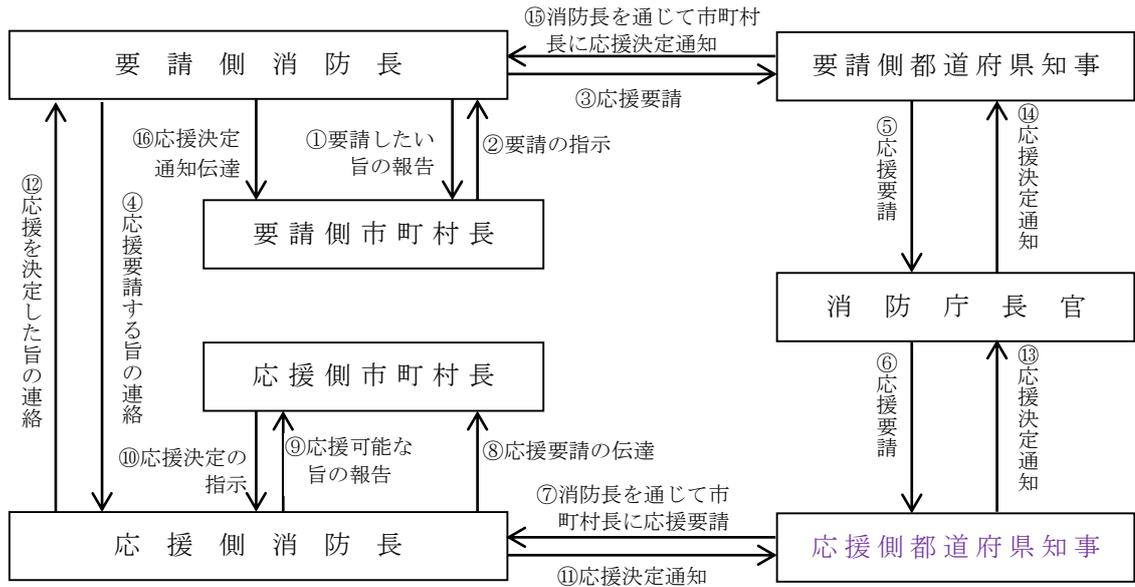
ウ 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）

三重県・京都市・大阪市・和歌山県

エ 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）

富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・名古屋市・滋賀県・兵庫県・神戸市・鳥取県・岡山市・徳島県・香川県

■ 広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



(3) 応援の受入体制

企画・総務班は、あらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を策定する。

(4) 費用の負担

応援に直接要するヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請する町が負担する。

第2 市町村の相互協力

町は、町内で災害が発生した直後、町では十分な応急対策を実施することができないと判断される場合、「災害時応援協定」及び「災害時における奈良縣市町村相互応援に関する協定」に基づき、災害発生時の相互応援を実施する。

なお、町長又は町長の職務を代理する者は、町内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するための応援要請の必要があると認めるとき、災対法第67条に基づき、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める。

1 応援の種類

応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその他供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (2) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の一時収容施設の提供及び斡旋
- (4) その他特に要請のあった事項

2 応援要請の手続

- (1) 企画・総務班は、他の市町村の応援を必要とするとき、必要とする応援内容をできるだけ明らかにし、県に対して電話等により応援要請の依頼を行う。
- (2) 応援要請の依頼を受けた県は、他の市町村に対し、速やかに応援要請を行う。
- (3) 企画・総務班は、県及び応援を実施した市町村に対し、後日速やかに要請に関する文書を提出する。
- (4) (1)及び(2)の手続をとらずに企画・総務班から応援要請した市町村は、県に対し応援の具体的な内容等を電話等により連絡する。

3 情報の交換等

企画・総務班は、日ごろからこの協定が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するなど、応援の受入体制の設備に努める。

第3 災害時における事務の委託の手続の特例

町は、町内で災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定める事務又は町長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託することができる。

この場合町は、当該地方公共団体の長及びその他の執行機関にこれを管理、執行させることができる。（災対法第69条、地方自治法第252条）

第13節 人員確保計画

町は、災害時において自組織等のみでは災害に対処するために必要な要員を確保できないとき、他より労働者等を雇用する等の処置を講ずる。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、隣接市町村、河合町建設組合、自治会、婦人会、その他の民間団体

第1 実施責任者

町長が実施する災害応急対策に必要な人員確保は、町長が行う。

第2 人員の確保

- 1 災害応急対策を実施する際に不足する人員は、自治会、婦人会、民間団体等の協力を求め確保を図る。
- 2 町内において作業員が不足する場合は、建設協会等に要請し、雇入れをする。
- 3 1及び2の対応でも、人員が不足するときは、知事又は近隣市町村長に対して、ボランティア等の斡旋等を依頼する。
- 4 全国から自発的に集まるボランティアについても、貴重な人員として確保する。

第3 人員の配分

1 人員配分

人員配分担当は、企画・総務班とする。

2 人員の配分方法

各応急対策、復旧作業の実施担当責任者は、人員が必要な場合、作業内容、所要人員、期間、その他必要事項を明らかにし、人員供給の要請を行う。

町の人員確保担当者は、円滑な人員供給を図るため、所要人員数等を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第4 応援受入体制の整備

1 ボランティアの受入体制の整備

救護衛生班は、総合福祉会館に河合町災害ボランティアセンターを開設するとともに、ボランティアの活動状況を把握するボランティア台帳を作成し、企画・総務班との連携のもと、日々の配分を行う。

2 宿泊場所の手配

救護衛生班は、ボランティアを含め、他の機関からの応援を受け入れる場合、指定避難所等の開放等により宿泊場所の確保に努める。

第14節 公共土木施設の初動応急対策計画

町は、大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧の措置を講ずる。

このため、各施設の管理者は、防災協定を締結している関係団体の協力を得て、障害物の除去及び二次災害防止等の初動応急対策を実施する。

担 当 班	全班
主 な 関 係 機 関	県、国土交通省近畿地方整備局、災害協定を締結する各種関係機関・団体

第1 被災直後の県・国等との連携

防災施設班は、地元からの被害情報を収集し、被害状況の把握に努め、企画・総務班をとおして、国、県等に伝え、情報の共有化を図る。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力を得て、以下の状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

- 1 現地の被害情報の収集
- 2 緊急対応に必要な資機材の提供
- 3 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- 4 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

第2 県による情報提供

企画・総務班は、県が提供する以下の事項により、関係班及び町民への情報の提供を受ける。

- 1 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 報道機関への広報とともに、詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により周知を行う。
- 3 町との連携を図り、防災行政無線等により町民への周知を行う。

第15節 ライフライン施設応急対策計画

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧実施に努める。

担 当 班	給水班
主 な 関 係 機 関	県、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、西和消防署、西和警察署、一般社団法人奈良県LPガス協会、大阪ガス

第1 上水道対策

1 応急措置

給水班は、災害発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 災害時には状況把握と被害状況に即した適切な判断のもとに、配水調整を行い、断水区域を限定した上、応急復旧を実施する。
- (2) 応急復旧は、まず取水、導水、及び浄水施設の機能の確保を図り、次いで浄水場から主要幹線の復旧、指定避難所等への復旧を優先した配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。
- (3) 応急復旧作業の実施に際しては、河合町水道組合や補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材は早急に発注する。
- (5) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、企画・総務班と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく応援の要請を行う。また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対し、広域的な支援の要請を行う。
- (6) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては、拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合や、復旧に長時間を要する場合は、仮設管による通水などにより、できるだけ迅速に断水地域を解消する。
- (7) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。
- (8) 給水計画については、第3章 第22節「給水計画」を参照する。

第2 下水道対策

1 応急措置

(1) 緊急調査

給水班は、地震災害の発生時に管渠について地表より目視により、また、ポンプ場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、生活水の使用制限について周知する。

(2) 応急調査

応急調査は、施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。また、必要に応じ、県等の支援を要請する。

2 応急復旧

- (1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、万全な排水対策をとる。
- (2) ポンプ場の被害に対しては、電源施設、揚水機能等の回復を図るための応急処置を講じ、万全な下水処理に努める。また、燃料の漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講ずる。
- (3) 応急復旧作業に必要な要員として補修専門業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達する。また、不足する資材については早急に発注手配する。

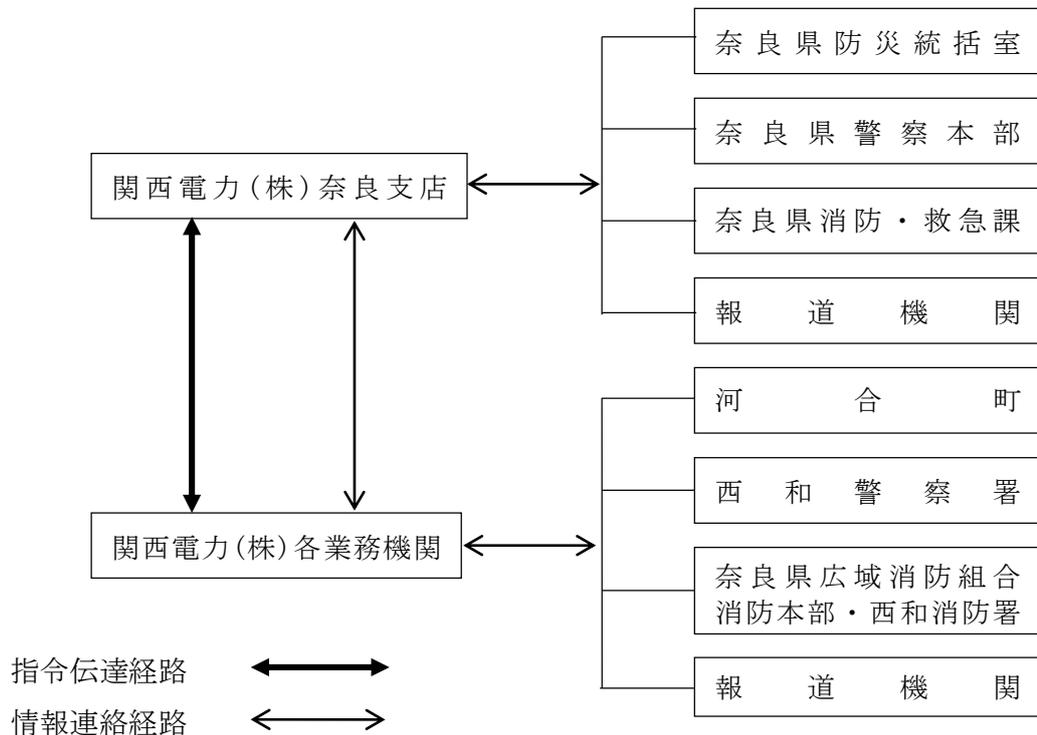
第3 電力（関西電力株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、第1章 第15節「ライフライン施設の災害予防計画」第3「電力（関西電力株式会社）」を準用する。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、電力利用者等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに関西電力株式会社事業所へ通報すること

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること

オ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること

キ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等をとおして行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。

ウ 交通途絶等により、所属する事業所に出勤できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼する等、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

9 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想されるときは、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立て札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

11 復旧計画

設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧応援要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込み
- (6) 宿泊施設、食料等の手配
- (7) その他必要な対策

12 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に措置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 4. その他の発電所
送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所(この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所等、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線、制御・監視及び保護回線 2. 保安用回線

第4 電信電話施設

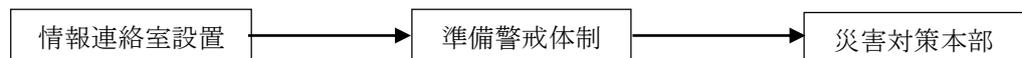
1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 発生直後の対応

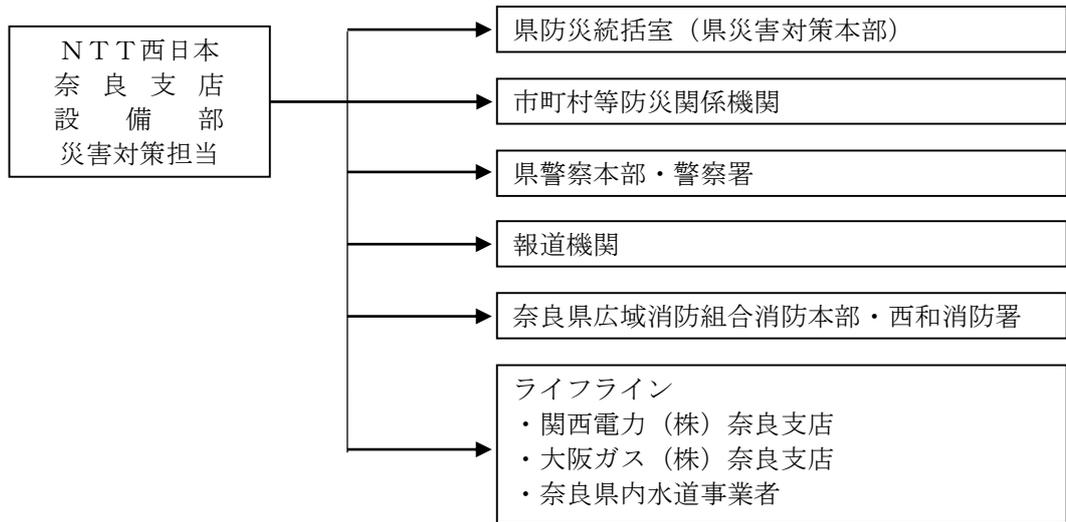
ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるように、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。



イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な事項を情報統括班が速やかに報告する。



ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

- (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ全体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報する等、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講ずる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■ 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <input type="radio"/> 気象機関 <input type="radio"/> 水防機関 <input type="radio"/> 消防機関 <input type="radio"/> 災害救助機関 <input type="radio"/> 警察機関 <input type="radio"/> 防衛機関 <input type="radio"/> 輸送確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 通信確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 <input type="radio"/> ガス供給の確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 水道供給の確保に直接関係ある機関 <input type="radio"/> 選挙管理機関 <input type="radio"/> 新聞社、放送事業又は通信社の機関 <input type="radio"/> 預貯金業務を行う機関 <input type="radio"/> 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

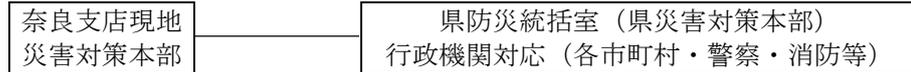
NTTドコモは、災害発生により通信が途絶した場合、早期に応急復旧並びに指定避難所等におけるお客様支援活動を実施する。

(1) 応急復旧

ア 発災直後の対応

- (ア) 災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、災害の規模や状況により情報連絡室又は災害対策の本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

(イ) 災害対策情報の連絡体制



(ウ) 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災状況を迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

災害のおそれのある場合、事前に復旧要員等の確保、災害対策機器類の確保と使用準備を整える。

被災が大規模に及ぶ場合は、株式会社NTTドコモ本社の災害対策本部に支援要請し、NTTドコモグループ総体として広域支援体制を整える。

イ 通信サービスの応急復旧

通信設備が被災し通信サービスが途絶した場合、災害対策機器及び車両を用い応急復旧措置を講ずる。

(ア) 大規模な通信の途絶等が発生した場合、被災状況を総合的に判断した上で、NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で、応急復旧エリアの優先順位を見極め、行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに指定避難所等への通信確保を実施する。

(イ) 応急復旧措置に用いる災害対策機器類及び車両等の使用については、NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で判断する。

(ウ) 広域災害により人口密集地で通信が途絶した場合、大ゾーン基地局を運用する。

(エ) 大ゾーン基地局の運用については、被災状況からNTTドコモグループの災害対策組織の下で判断する。

ウ 支援活動

(ア) 大規模な災害発生時(震度6弱以上の地震等)には、携帯電話・スマートフォンでの安否確認ができる災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを起動する。

(イ) 指定避難所等において、無料充電・衛星携帯電話等による無料通話や出張サービスコーナーを開設する。開設場所については、被害状況や指定避難所等への収容人数によりNTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で判断する。

エ 通信の利用制限

災害が発生し、通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(2) 災害対策機器類及び車両

NTTドコモとして使用する機器及び車両は次による。

- ・衛星エントランス搭載基地局車
- ・移動基地局車
- ・移動電源車
- ・可搬型衛星エントランス基地局
- ・非常用マイクロ等

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ア 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

4 ソフトバンク株式会社(携帯電話)

ソフトバンク株式会社は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合等、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

- ア 発災情報の通知
- イ 被災情報の相互連絡
- ウ 貸出用携帯電話等の配備
- エ 位置情報通知システム
- オ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
- カ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社の通信関連事業にて被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧等の対策を講ずる。

イ 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

ソフトバンク株式会社では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

- ア 停電基地局の発電機設備による電源確保
- イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
 - (7) 移動無線基地局車
 - (4) 可搬型衛星基地局
- ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
- エ 基地局の建て直し
- オ 燃料調達
- カ 移動電源車
- キ 周辺基地局によるエリア救済
- ク 代替基地局設備の導入
- (4) 災害時通信サービス
 - ア 緊急速報メール
 - イ 災害用伝言板サービス
 - ウ 災害用音声お届けサービス
 - エ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

第5 ガス

1 高圧ガス・LPガス

(1) 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害を最小限にとどめ、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

- ア 施設が危険な状態となったとき、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。
また、発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速にし、事故の拡大を防止する。
- イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。
また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備の上実施する。
- ウ 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- エ 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- オ 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連絡調整を行う。

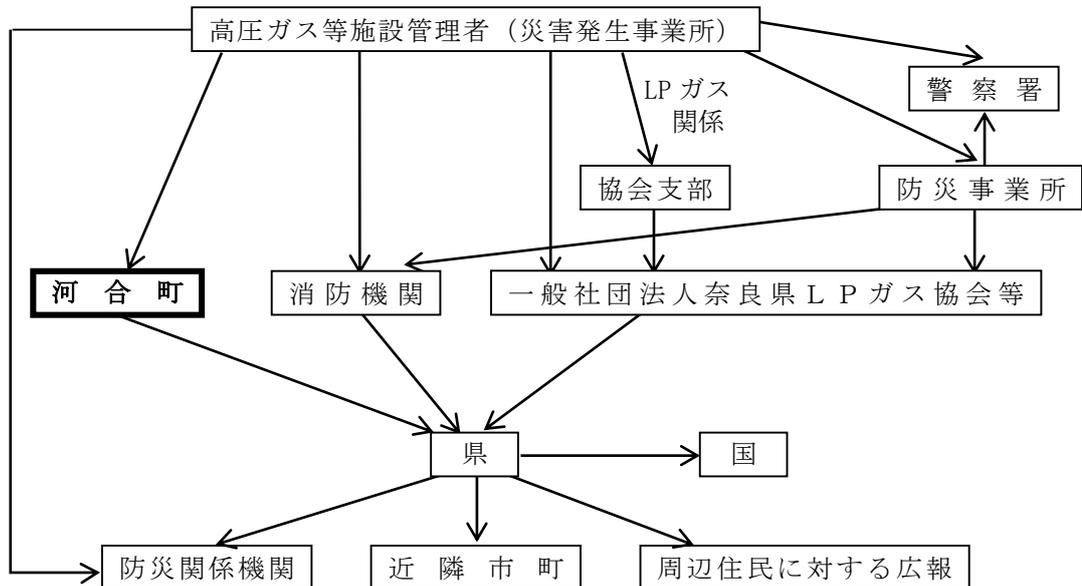
(2) LPガス貯蔵施設等

LPガス事業所は、LPガスによる災害を最小限にとどめ、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

- ア 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。
また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。
- イ 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

ウ 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入れに必要な作業を行う。

■ ガス災害応急対策に係る情報系統図



※防災事業所は、一般社団法人奈良県LPガス協会及び保安センターを指す。

2 大阪ガス株式会社（都市ガス）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集、伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

ガス事業者は、気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

イ 通信連絡

(ア) ガス事業者は、災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網を確保

(イ) ガス事業者は、事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡を確保

(ウ) ガス事業者は、対策本部を設ける事業所に対し、停電時対策として非常電源装置を設置

ウ 被害状況の収集、報告

ガス事業者は、管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 待機及び非常召集に基づく動員実施

ガス事業者は、災害発生が予想される場合又は発生した場合、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

なお、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 被災をまぬかれた事業者からの協力体制の活用

ガス事業者は、大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬかれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報の実施

ガス事業者は、災害時において、混乱を防止し、被害を最小限にくいとどめるため必要があるとき、顧客及び一般住民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ガス事業者は、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(5) 応急復旧対策

ガス事業者は、供給施設の災害復旧について、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

また、災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助・救急活動の拠点となる場所等を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。

なお、供給施設及び供給区域内で施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報については、本部で収集する。

第16節 危険物施設等応急対策計画

町、県、消防機関及び施設の管理者は、災害に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下し、石油類等が流出又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班
主 な 関 係 機 関	県、西和消防署、危険物等施設管理者

第1 危険物施設対策

1 実施責任者

- (1) 危険物の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。
- (2) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な措置は、町長が行う。

2 危険物施設の応急措置

(1) 安全措置、通報

施設の所有者、管理者、占有者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、危険物の取扱作業の中止、安全な場所への移動、漏洩、流出の防止措置をとるとともに、西和消防署へ通報（119番）する。

(2) 西和消防署の出動、住民の避難指示

通報を受けた西和消防署は、直ちに出動し、災害防止の緊急措置を講ずる。

必要に応じて、西和消防署若しくは企画・総務班は、消防法第36条に基づき準用する同法第28条若しくは災対法第63条により、警戒区域を設定し、立入りを禁止若しくは制限する。

企画・総務班は、災対法第60条に基づき、付近の住民に避難先等を明示して避難するよう指示をする。

(3) 水害の場合

水害に対して、施設の所有者、管理者、占有者は、危険物貯蔵タンク、容器の流出防止のための措置を講ずる。

また、流出した貯蔵タンク、容器がある場合には、これによる災害が発生しないよう町、消防、警察機関の連絡を密にして回収に努め、安全な場所に保管し、二次災害の防止に努める。

第2 火薬類施設災害応急対策

施設の管理者は、火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合、次の応急措置をとる。

1 事業所等の応急措置

- (1) 事業者は、火薬庫の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。
- (2) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- (3) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災関係者以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- (4) 事業者は、状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (5) 災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡する。

2 消費者の応急措置

- (1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察、消防機関、町に連絡をする。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所がわかるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

第3 毒物・劇物保管施設災害応急対策

救護衛生班、県及び施設の管理者は、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故が発生した場合、次の応急措置をとる。

- 1 保健所等関係防災機関への通報
- 2 立入禁止区域の設定及び交通規制
- 3 避難誘導及び群衆整理
- 4 中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助
- 5 周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動
- 6 その他災害の状況に応じた必要な措置

第4 放射線物質保管施設災害応急対策

施設の管理者は、放射性物質の放射線障害が発生した場合は、国や県と連携し、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

救助・医療活動計画

第17節 救急、救助活動計画

町長は、災対法第62条第1項に基づき、応急措置としての救助を行う。
救助法が適用される大規模な災害は、同法の基準により応急救助を実施する。

担 当 班	全班・消防団
主な関係機関	県、西和警察署、西和消防署、自衛隊

1 実施責任者

被害者の救出の実施責任者は下表のとおりである。

■ 救出の責任者と法的根拠

実施責任者	適用内容	根拠法令
西和警察署長 西和消防署長	災害により住民の生命、身体、財産に 危険が迫った場合、危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第42条
町 長	被害者の救出	災対法第62条 救助法第2条 救助法施行令第1条

2 救出の方法

- (1) 消防団員と町職員が中心となり、救助チームを編成し、警察官、消防署員と共に実施する。
- (2) 被害が甚大で現場の人員では救出できない場合は、県に救出応援要請、又は自衛隊派遣要請を行う。

3 救出の対象者

救出の対象者は次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
 - ア 増水した河川に転落したような場合
 - イ 崖崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きになったような場合
 - ウ 流出家屋と共に流されて孤立し、又は取り残されたような場合
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者
 - ア 行方不明の者で、諸般の事情から判断して生存していると推定される場合
 - イ 行方は分かっているが、生存しているか否か明らかでない場合

4 救助法が適用された場合

災害発生時、救助法が適用された場合、実施される救助活動は国の責任において知事により行われるが、救助活動を迅速に実施する必要性から、救助活動の職種の一部を知事より委任された町長が実施する。

5 救出期間

救助法に定める救出期間は、災害発生の日から3日以内である。救助法の適用外の時も、それに準じる。

6 救出のための費用

救出に要する費用の範囲、額等は、救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。救助法では、当該地域における通常の実費となっている。

7 死亡の推定

期間内に生死が明らかにならない場合は、死亡と推定し、救助法に基づき「遺体の検索」を行う。

8 自衛隊の派遣

自衛隊の派遣については、第2章 第11節「受援体制の整備」による。

第18節 医療救護計画

町は、災害時に、迅速な医療・助産が行えるよう、恵王病院、中和保健所を中心に応急医療、救護、搬送体制を整備する。町は、救助法が適用されない場合においても、その水準に準じた医療・助産・救護体制を配備する。

担 当 班	救護衛生班、企画・総務班、資材輸送班
主な関係機関	県、中和保健所、一般社団法人 奈良県医師会、一般社団法人 奈良県病院協会、一般社団法人 奈良県薬剤師会、一般社団法人 奈良県歯科医師会・一般社団法人 奈良県薬剤師会、公益社団法人 奈良県看護協会、日本赤十字社奈良県支部、病院、医院等

第1 対象者

- 1 災害により負傷し、又は救護、治療を要し医療機関へ搬送すべき者
- 2 災害発生の日以前、又は災害発生後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者
- 3 被災現場で応急措置を施す必要のある者

第2 救護・助産体制

1 第1次救護所

第1次応急救護所として、王寺町の恵王病院（0745-72-3101）、三郷町の西和医療センター（0745-32-0505）及び上牧町の友紘会病院（0745-78-3588）へ搬送する。

2 第2次応急救護所

第2次応急救護所は、その他町内の各医院・診療所とする。

3 第3次応急救護所

救護衛生班は、第3次応急救護所として、保健センターに救護所を設け、県中和保健所等より派遣される医師1名、看護師（保健師）2名からなる県医療救護班（チーム）を受入れ、救護に当たる。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）

県と災害拠点病院による奈良災害派遣医療チームDMATの出動が想定される場合は、県医療救護本部内に奈良県DMAT調整本部を設置する。

また、県と災害拠点病院は、DMAT活動の調整に当たって、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、奈良県DMATコーディネーターと調整を図る。

※ 奈良県DMATコーディネーター：奈良DMATの迅速かつ的確な出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施設等に関する助言を行う者

5 通行可能な道路の連絡

資材輸送班は、調査や救助を行っている他の班や他の機関と連携して通行可能な道路の把握を行い、適宜企画・総務班に伝える。

6 町医師会の参集協力

救護衛生班は、まほろばホール等に第4次応急救護所を設け、医師、看護師、保健師等の協力が必要なとき町医師会をとおして救護所への参集協力を求める。

7 応急手当・トリアージの実施

救護衛生班は、応急救護所で、応急手当のほかトリアージを実施し、救命処置を必要とする重症患者から医療機関に迅速に搬送する。

8 県、赤十字、自衛隊等の協力

救護衛生班のみで対応ができない場合は、県防災統括室を通じ、赤十字、自衛隊等に応援を要請する。

9 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

救護衛生班は、県等の協力のもとで、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等によるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により被災者に対するこころのケアチームを組織する。災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。

- (1) 傷病者に対する精神科医療
- (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第3 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常な災害において、臨時の医療施設に関する特例として、以下の事項が定められている。（災対法第86条の3）

- 1 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下、この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定する。
- 2 前項の規定による指定があつたとき、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、適用しない。
- 3 災対法第86の2の2及び3の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

第4 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送

1 傷病者等の搬送

関係機関は、応急手当等がなされた傷病者で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送を、状況に応じ次のとおり行う。

- (1) 町等の消防機関に搬送を要請
- (2) 医療機関の患者搬送車で搬送
- (3) 医療救護班が使用している自動車での搬送
- (4) 広域搬送等を必要とする場合

関係機関は、広域搬送等を必要とする場合、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。

なお、消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

2 医療救護スタッフの搬送

関係機関は、医療救護班等の医療救護スタッフについて、原則としてあらかじめ確保した車両で搬送する。

3 医薬品等の搬送

関係機関は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材について、原則として県医薬品卸共同組合の車両で搬送する。

4 ドクターヘリの受入体制の確保

企画・総務班は、ヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第5 後方医療体制

災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）及び被災をまぬかれた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受入れ、治療に当たる。

(H25.7.1 現在)

区分	災害拠点病院名
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院
地域災害拠点病院	近畿大学医学部奈良病院（西和保健医療圏）

第6 医薬品等の供給

救護衛生班は、災害時の医療救護班用として必要な医薬品等を確保するとともに、なお不足する場合、県に支援を要請する。

第7 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

救護衛生班、中和保健所及び精神保健福祉センターは、精神障害者及びメンタルヘルス対策として、次の対策を講ずる。

- 1 指定避難所等・仮設住宅等への巡回健康相談
- 2 被災地における心身の健康維持や在宅療養者等メンタルヘルスケア

第8 保健所等による健康管理

救護衛生班は、中和保健所と共に、保健師等により指定避難所等における健康相談、地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。

第9 在宅難病患者に関する活動

救護衛生班は県の協力のもと、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

- 1 避難誘導と安否確認
 - (1) 町民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
 - (2) 救護衛生班、中和保健所、訪問看護ステーション等による安否確認
- 2 医療に関する情報発信と手段の確保
 - (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信（奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用）
 - (2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
 - (3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

緊急輸送計画

第19節 緊急輸送計画

町は、災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、要請によるヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

担 当 班	資材輸送班、企画・総務班
主な関係機関	近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、日本通運株式会社、公益社団法人奈良県トラック協会

第1 緊急輸送の範囲

資材輸送班は、緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員並びに物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- (7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

2 第2段階

- (1) 上記1の続行
- (2) 要配慮者の保護にかかる二次的指定避難所等への移送
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3 第3段階

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

第2 輸送力の確保

1 町及び防災関係機関の措置

- (1) 資材輸送班は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 資材輸送班が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ア 輸送区間及び借上期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時

オ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

カ その他必要事項

2 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、万全を期する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送道路の確保

道路は、災害において、消火・救急・救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能するよう対策を講ずる。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるために、交通路を確保する。

- (1) 被災情報の収集及び道路啓開
- (2) 交通規制

2 航空輸送の確保

企画・総務班は、緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送が必要な場合、航空機（ヘリコプター）の使用を検討する。

第4 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して次の対策を実施できる。

- (1) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- (2) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

2 土地の一時使用等

道路管理者は、1の措置のためやむを得ない場合、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うことができる。

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- (1) 県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置を要請することができる。
- (2) 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示を行うことができる。
- (3) 知事は、町に対し指示を行うことができる。

第20節 災害警備・交通規制計画

町は、県警察本部及び西和警察署等と共に、災害時の初動体制を確立し、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

担 当 班	企画・総務班、資材輸送班、消防団、防災施設班
主な関係機関	県警察本部、西和警察署、県公安委員会

第1 災害警備

警察は、暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確な警察活動を行う。

消防団は、県警察本部及び西和警察署等と協力し、災害の発生に際し、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに次に定める活動を行う。

- 1 気象情報等の収集及び伝達
- 2 被害の実態把握
- 3 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- 4 住民に対する避難の指示及び誘導
- 5 人命の救助及び行方不明者の捜索
- 6 遺体検分又は検視
- 7 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- 8 災害に関する広報活動
- 9 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

また、県警察は、必要により、速やかに広域緊急援助隊の派遣等広域的な援助の要請措置をとる。

第2 輸送対象

災害時の輸送の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

- 1 被災者
- 2 災害対策要員
- 3 救援用物資・資機材
- 4 救急医療品・衛生材料・医療器具
- 5 飲料品、食料、生活必需品
- 6 除去された障害物、ごみ、し尿
- 7 遺体
- 8 応急復旧資機材
- 9 応急復旧作業員

第3 輸送順位

資材輸送班は、輸送の順位について、被災の程度に応じ輸送の円滑な実施を図るため、おおむね次の順位により行う。

- 第1順位 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 その他の人員、物資の輸送

第4 車両の確保

1 配車方法

資材輸送班は、車両の種類、数量、輸送の目的、必要備品・燃料等の事項を明らかにし企画・総務班長に配車要請をする。企画・総務班長は、要請に基づき、必要車両数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を行うとともに、配車計画を作成し、実施担当責任者に配車する。

2 民間車両の借り上げ

町所有の車両で不足する場合は、建設業者、水道業者、自動車運送業者等から借り上げを原則とするが、確保が困難な場合は、他市町村等や県に要請し確保に努める。

自動車運送業者等の自動車の借り上げ等によって緊急輸送を実施する場合は、自動車運送業者は一般貨客の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

第5 道路の確保

防災施設班及び資材輸送班は、緊急物資輸送と住民の安全避難のため、必要とされる道路を優先して被害状況を調査するとともに、町道については、障害物の除去や陥没・亀裂等の応急復旧を行い、第一に啓開する。国道、主要地方道、県道は、速やかに復旧を要請する。

また、町は、担当班を町内全域に巡回させ、現状把握と二次災害防止に努める。

第6 交通規制

防災施設班は、災害により、道路、橋梁の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要となった場合、又は災害時における交通確保の必要があると認められるとき、以下の4つの法的根拠に基づき、通行の禁止又は制限等の規制を行う。

この場合、各実施主体は迂回道路を表示し、町は広報車による巡回で広報する。

1 法的根拠と規制内容

(1) 道路法第46条

町長は、町道において、災害により危険を防止する必要があると認めたときは、通行を禁止又は制限（重量制限を含む）する。

なお、県や国の管理する道路、橋梁等交通施設でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制又は混雑緩和の措置を求める。この場合、町長は、事後速やかに道路管理者に連絡し正規の規制を行う。

(2) 道路交通法第6、8条

警察官は、災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、歩行者若しくは車両等の通行を禁止、又は制限する。

(3) 災対法第76条

県公安委員会は、災害応急対策に従事する人員、物資の緊急輸送を確保するために、必要があると認めるとき、道路の区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 道路交通法第4条

県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑な交通を確保するため、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。一般に行われている交通規制の根拠で、災害時にも準用される。

■ 交通規制の方法

法的根拠	規制主体	内 容	目 的
道路法第46条	道路管理者	通行の禁止、制限	交通の危険防止
道路交通法第6、8条	警 察 官	通行の禁止、制限	危険防止と交通安全
災対法第76条	県公安委員会	緊急車両以外の通行の禁止、制限	緊急輸送確保
道路交通法第4条	県公安委員会	通行の禁止、制限	危険防止と交通安全

2 規制の標識等

規制を行った場合は、道路法第45条、道路交通法第4条、災対法施行規則第1条により標識を設置するとともに、規制条件の標示を行う。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが不可能なときは、適切な方法により、通行禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

3 災対法第76条に基づく緊急輸送車両の確認

企画・総務班及び各機関は、緊急輸送車両の対象となる保有車両について、平時に西和警察署に届出を行い、緊急通行車両事前届出済書の交付を受けなければならない。

町は、災対法第76条に基づく交通規制が実施された場合、町有の緊急通行車両について、緊急通行車両であることの確認の手続を県公安委員会で行い、標章及び証明書を受理した後、標章を車両に掲示する。

ただし、道路交通法による緊急自動車緊急用務のため通行する場合はこの限りでない。

■ 標 章



注1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2. 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。

3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

物資供給計画

第21節 食料、生活必需品の供給計画

町は、災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という）の供給について、町民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

担 当 班	救護衛生班、教育総務班、企画・総務班、資材輸送班
主な関係機関	県、日本赤十字社奈良県支部、日赤奉仕団、大字・自治会、自主防災組織、災害時応援協定締結団体

第1 食料供給計画

救護衛生班は、被災住民に対する食料品等の物資の給与を行うための計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により供給を行う。

また、住民は、個人又は地域において可能な方法・範囲での物資の相互融通に努めるなど、最小限度の被害に抑止するための相互扶助を行う。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給、供給のための調達は、町長が実施責任者となり町(救護衛生班)が行う。ただし、救助法が適用された場合は、知事が実施責任者となるが、委任により町(救護衛生班)が行う。

2 供給対象者

供給の対象者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるため、指定避難所等に収容され、炊飯ができない者
- (2) 住家の被害が全壊（全焼）、流出、半壊、又は床上浸水等であって炊飯ができない者
- (3) 町内の旅行者又は一時的滞在者で食料品を入手できない者
- (4) 災害応急対策従事者
- (5) その他町長が必要と認めた者

3 食料の調達

- (1) 調達の担当

調達担当は、救護衛生班とする。

- (2) 調達品目

調達品目は、パン・おにぎり・弁当・缶詰・カップ麺等簡単に食べられるもの及び乳児用の粉ミルクを第一に調達する。炊き出しが可能になれば、米・うどん・調味料等を調達する。

- (3) 調達先

調達先は、第1調達先が町備蓄倉庫、第2調達先として町内小売業者、及び災害時応援協定締結業者から購入して調達する。次いで、近隣市町村や県に、種類と数量を明らかにして要請する。

- (4) 文書申請の原則

町は、各機関に対して文書による申請を原則とし、そのいとまのないときに限り電話等で申請し、事後速やかに文書を提出する。

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの担当

炊き出し担当は、教育総務班とする。

(2) 実施方法

実施場所は、小学校と中学校の学校給食共同調理場を原則とする。実施に当たり、日赤奉仕団等の協力を求める。

5 食料品の配分

食料品の配分担当は、受給者名を記録し、自治会長等をとおして適切な配分（1食に当たり、精米換算で被災者は200gが基準）をする。

6 配給期間

配給期間は、救助法適用の場合に準じ、7日以内とする。救助の適切な実施が困難な場合、知事は厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

7 経費の負担

経費の負担は、救助法適用の場合に準じ、1人1日当たり1,010円以内を基準とする。

救助法が適用された場合は、県が支弁する。

8 県への報告

企画・総務班は、住民等の被災状況を調査把握し、状況の変化と物資を調達及び供給したとき、その状況を速やかに県に報告する。

第2 生活必需品供給計画

1 実施責任者

物資の確保、輸送、配分計画及び各世帯に対する配分は、町長の指示により、救護衛生班が行う。ただし、救助法又は県の小災害に対する救助内規が適用されたときは、物資の確保及び輸送は県がその都度供給計画を作成し行う。

2 給付対象者

次の(1)～(3)のすべてを満たす者が、対象者である。

- (1) 住家が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）又は床上浸水した者
- (2) 衣服、寝具その他生活上最小限度必要な家財を喪失した者
- (3) 直ちに日常生活を営むのが困難な者

3 給付品目

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 寝 具 | 毛布、布団 |
| (2) 外 衣 | 普通着 |
| (3) 肌 着 | 下着類 |
| (4) 身廻り品 | タオル、靴、スリッパ、傘等 |
| (5) 炊事道具 | 鍋、包丁、コンロ、バケツ等 |
| (6) 食 器 | 茶碗、お碗、皿、はし等 |
| (7) 日 用 品 | 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、生理用品、紙おむつ等 |
| (8) 光熱材料 | ライター、懐中電灯、固形燃料等 |

4 調達方法

調達担当は、救護衛生班とする。食料品同様、第1調達先が町備蓄倉庫、第2調達先として町内小売業者、及び災害時応援協定締結業者から購入して調達することとし、不足する場合、県又は近隣市町村に対し、原則として文書にて斡旋を依頼する。

5 輸送

輸送は、資材輸送班が行う。また、県で確保した生活必需品等は、県が直接町まで輸送する。

6 配分方法

(1) 配分担当

配分担当は、救護衛生班とする。救護衛生班長は、衣料、生活必需品等を給付又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、配分計画を作成する。

(2) 配分方法

配分は原則的に給付とし、給付か貸与かをすべての物資につき、明確にする。物資管理者は、配分計画により、自治会長等の協力を得て被災者に配分し受領書を受け取る。

7 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

(1) 全焼・半焼、全壊・半壊及び流出の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル ※	1人に対して1枚
布 団 ※	1人に対して1組

(2) 床上浸水又は指定避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

(3) 死亡者の遺族 弔慰金1人20,000円

※ただし、救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

第3 救援物資対応計画

1 受入れ・管理体制の整備

- (1) 救援物資受入場所
- (2) 配分方法

救護衛生班は、救援物資の受入れ、記録、仕分、梱包、搬送などを実施し、救護衛生班の配分計画に則り、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

2 県との連絡調整

県は、全国から寄せられる救援物資を受け入れ、保管し、市町村の要望に応じて仕分け、配送等を行う。また、救援物資への対応が円滑に行えるよう、必要に応じて個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズがある物資情報の発信や市町村が行う受入れ・管理の支援等を行う。

企画・総務班は、救護衛生班と連携し、県と連絡調整を行う。

第22節 給水計画

町は、県及び関係機関と連携し、災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

担 当 班	給水班、企画・総務班、救護衛生班
主 な 関 係 機 関	県、中和保健所、自衛隊

第1 給水対策

1 給水主体

飲料水供給の実施は、原則として給水班が行う。

また、救護衛生班が、感染症予防上必要と認められるときは、感染症予防法第31条に基づき、知事の指示に従い、町が行う。

2 給水対象者

給水対象者は、被害を受けて飲料水を得ることができない者とする。

3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

災害発生からの日数	1人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、 風呂、シャワー、炊事等 （数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の 仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各 戸給水、共用栓

第2 給水の実施

1 取水・給水方法

(1) 給水担当

給水班は、応急給水等を実施するため、災害の態様に応じて給水チーム、上水施設チームを編成する。

(2) 取水・給水方法

水道管の破裂等により取水ができない場合は、町の貯水タンクから直接くみ上げ、給水タンク車、給水容器で各指定避難所等へ輸送する。

また、飲料水が汚染したと考えられるときは保健所等の水質検査を受け、「生活用水」と「飲用水準の高度な処理水」とに処理し、供給する。

2 協力要請

企画・総務班は、自ら飲料水の供給の実施が困難なとき、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、他市町村又は県に対し飲料水の供給実施、又はこれに要する要員及び給水資機材（給水タンク等）の応援を要請する。

また、県を通じて自衛隊への協力を要請する。

3 住民への広報

給水場所、時間及び水道復旧状況は、町防災行政無線、ホームページ、登録メール等により住民に広報する。

保健・衛生計画

第23節 防疫、保健衛生計画

被災地の防疫は、町が保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、被害が甚大で、町で実施が不可能又は困難なときは、保健所に応援を要請し、保健所又は保健所管内の他市町村からの応援を得て実施する。

なお、保健所において実施が不可能なときは、県救助福祉部防疫班（健康増進課）に連絡し、他保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

担 当 班	救護衛生班
主な関係機関	中和保健所、関係医療機関

第1 被災地の防疫・保健衛生

1 実施体制

県中和保健所の協力を得て町長が実施する。町は、救護衛生班のうちから4～5名からなる防疫チームを組織する。

被害が甚大なときは、町消防団のほか、県保健所又は保健所管内の市町村、自衛隊等による実施を検討する。

2 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、庁内にある塩化ベンザルコニウムを用い、不足する場合は、救護衛生班が関係業者から調達する。調達不能の場合は、中和保健所に調達斡旋の要請を行う。

3 清潔方法・消毒方法

救護衛生班は、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、病原体に汚染された場所及び飲食物、衣類、寝具その他の物件を対象として消毒を実施する。

4 ねずみ族や昆虫等の駆除

救護衛生班は、感染症予防法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、病原体に汚染されたねずみ族、昆虫等が存在する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

5 患者等に対する措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、県に事前協議し、なるべく災害を逃れた地域内の適当な場所に臨時隔離病舎（一般病室等）を設けて収容する。隔離収容できないときは、自宅に隔離する。

■ 感染症指定医療機関

第1種感染症指定医療機関	奈良県立医科大学附属病院	2床
第2種感染症指定医療機関	済生会中和病院	4床
第2種感染症指定医療機関	奈良県立医科大学附属病院	7床

6 町民への検病調査や健康診断・予防接種

救護衛生班は、指定避難所等や浸水地区に、県中和保健所の協力を得て、検病調査や健康診断・予防接種等を実施する。

第2 愛玩動物の収容対策

1 放浪犬猫の保護収容

救護衛生班は、災害後、被災により放浪する犬猫について、関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。また、必要に応じ関係団体に支援要請を行う。

2 愛玩動物飼育者の責務

愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第24節 遺体の火葬等計画

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、町での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

担 当 班	救護衛生班、消防団、関係班
主 な 関 係 機 関	県、隣接市町村

第1 遺体の収容・確認

1 実施責任者

災害時における遺体の搜索、処理及び火埋葬は、警察・消防の協力を得て町長が行う。救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

2 遺体の搜索

(1) 対象者

行方不明の者で、周囲の状況から既に死亡していると推定される者とする。

(2) 搜索体制

町において労務者の雇い上げ、車両、その他機械器具等を借り上げる。

また、町職員、警察官、消防団員等により搜索班を編成し実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に医療機関、県等関係機関に連絡を取る。

(3) 事務処理

救護衛生班は、災害時において、遺体の搜索を実施した場合は次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 搜索年月日

エ 搜索地域

オ 搜索資機材の使用状況

カ 費用

3 遺体の処理及び安置

(1) 身元の確認と遺体の検案

救護衛生班は、住民の協力を得て遺体の身元引受人の発見に努める。

また、町は、警察が行う遺体及び所持品等の写真撮影、検案、遺品の保存等に協力し、身元不明者の身元発見に努める。

(2) 遺体の処理方法

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、救護衛生班が医療機関等の協力を得て、処理場所等を借り上げて実施する。

(3) 遺体安置所の開設

遺体安置場所は、公共施設を中心に、収容に適当な場所を選定し、遺体安置所を開設する。安置所の開設に当たっては、納棺用品等必要資材を確保する。

第2 遺体の火葬等の実施

1 身元の確認・火埋葬

収容された遺体は、防腐処理をして安置し、緊急に身元の確認を行う。

身元が確認された遺体は、速やかに遺族に引き渡し、静香苑などの斎場等を斡旋する。身元不明の場合、及び火埋葬を行うべき遺族がいないか、遺族が存在しても高齢者、幼年者等で火埋葬が困難なときは、町の責任により、火埋葬する。

その場合、次の事項を明らかにして、火葬を行う。

- (1) 実施責任者
- (2) 火埋葬年月日
- (3) 死亡者の住所氏名
- (4) 火埋葬を行った者の住所氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋葬品等の支給状況
- (6) 費用

施設名称	所在地	連絡先
静香苑	王寺町畠田1丁目153-1	0745-33-5301

2 期間・費用

- (1) 救助法適用の場合、遺体の収容、火埋葬を実施できる期間は、共に災害発生の日から10日以内である。救助法が適用されない場合も、町はそれに準じる。
- (2) 救助法適用の場合、遺体の洗浄、縫合、消毒等のための費用は、1体当たり3,300円以内で、一時保存するための費用は、既存建物利用のときで当該施設借り上げの実費、既存建物が利用できないときで1体当たり5,000円以内である。
- (3) 救助法が適用されない場合も町はそれに準じる。
- (4) 火埋葬に支出できる費用は、救助法適用の場合で1体当たり、大人199,000円以内、子供(12歳未満)159,200円で、救助法が適用されない場合も、町はそれに準じる。

3 埋葬及び火葬の手続の特例

- (1) 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、災対法施行令第36条の2で指定する。
- (2) 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があったときは、災対法施行令第36条の2の定めにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる。

4 広域火葬の実施

- (1) 救護衛生班は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合に、県等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努める。
- (2) 大規模災害により多数の犠牲者が発生し、町での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県内の他の市町村へ火葬等の受入れを要請する。
- (3) 救護衛生班は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

5 遺体の保存

救護衛生班は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び柩等を確保し、町のみで対応できないときは、県へ要請する。

第25節 廃棄物の処理及び清掃計画

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具等の廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県と協力して対策を講ずる。

担 当 班	救護衛生班、企画・総務班、資材輸送班
主な関係機関	県、協定締結自治体

第1 がれき等の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具等の廃棄物（以下、「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、町が実施する対策は以下のとおりである。

1 情報の収集等

資材輸送班は、がれき等の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

2 処理方針

資材輸送班は、次の処理方針に基づき、がれき等の処理に当たる。

- (1) がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。
- (2) がれき等が大量に排出された場合、できる限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保する。
- (3) 危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。
- (4) 木材やコンクリート等リサイクル可能なものは、分別等を行いリサイクルに努める。

3 広域支援

(1) 支援要請

企画・総務班は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。支援要請は、使用可能な伝達手段により、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- ア 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- イ 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ウ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- エ その他必要な事項
- オ 連絡責任者

(2) 支援

町が、被災市町村を支援する場合、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行う。

- ア がれき等の処理（収集、運搬、破砕、焼却、埋立等）
- イ がれき等の処理に必要な資機材等の提供
- ウ がれき等の処理に必要な職員等の派遣
- エ その他がれき等の処理に関し必要な行為

第2 ごみ・し尿処理

1 実施責任者

被災地における、ごみ、し尿の処理は町が行う。

ただし、被災が甚大で町で実施が不可能又は困難な場合は、県又は近隣市町村の応援を得て実施する。

2 県への報告

企画・総務班は、避難人員、下水道の復旧状況等から勘案し、仮設トイレの必要数、し尿の発生量、生活ごみの発生量等を予測し、県へ報告する。

3 ごみの処理

水害により発生する流木をはじめ、浸水家庭から排出される家具、家財、被災家屋、自動車等の浸冠水した各種のごみは、泥水混じりで、放置すれば悪臭を放ち、また、感染症等の発生を予防するため、緊急な処理をする必要があるため、次により処理する。

- (1) 資材輸送班は、被災地近くの環境に支障のない休閑地を仮置場に指定し、住民が自己搬入するよう広報し指導する。
- (2) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、害虫等が発生しないよう適切な処置を講ずる。
- (3) 道路等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し、仮置場へ搬入し、河合町清掃工場の粗大ごみ処理施設で処理する。
- (4) 災害ごみは、できる限り分別及び中間処理をし、土砂や多量の水を含んだ焼却に適さないごみは、埋立処分地で処理する。
- (5) 既存の埋立処分地に余裕がない場合は、速やかに代替処分地を確保する。
- (6) 有害物等を含むごみは、別途処理する。
- (7) 事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に処理する。

4 し尿の処理

- (1) し尿処理は、避難地並びに被災者収容施設を優先して処理するものとし、既存のトイレで不足する指定避難所等については、備蓄している簡易トイレ等を活用し、必要に応じて、建設業者等から仮設トイレを手配し、設置する。
- (2) 資材輸送班は、その他必要に応じて委託業者と協議し処理に当たる。

5 ごみ・し尿運搬の協力体制

ごみ・し尿の運搬について、町所有ごみ収集車や委託業者・許可業者所有のごみ収集車、ごみ運搬車、し尿処理運搬車（バキューム車）で対応できない場合は、近隣市町村や近隣市町村の委託業者・許可業者所有車両借受けの要請を行う。

第3 障害物の除去計画

1 実施責任者

- (1) 住居等の障害物の除去は町長が行う。
- (2) 道路や河川に堆積された障害物の除去は、それぞれの道路管理者、河川管理者が行う。

2 障害物除去の方法

- (1) 住居等日常欠くことのできない場所に堆積された障害物
原則として住居として半壊（半焼）、床上浸水の被害を受け、居室、炊事場等が障害物で生活上支障を来している世帯、母子世帯、老人世帯及び資力が乏しく自力で障害物を除去できない世帯を対象とし、日常生活を可能にする程度の除去を行う。
- (2) 道路上及び河川に堆積された障害物
町長は、町道、町管理の河川について、障害物の除去をする。

県高田土木事務所は、県管理の道路（県道）及び河川について、障害物を除去する。国土交通省奈良国道工事事務所は、国管理の道路（国道）について、障害物を除去する。

3 県への報告

企画・総務班は、ごみ処理施設の被害状況と稼働の見込みを調査し、障害物の発生量の予測と共に、県へ報告する。

4 除去した障害物の処理

- (1) 土砂等の一時集積所は、交通及び住民の生活に支障のない公有地を原則とする。ただし、災害が大きい場合は私有地についても、その所有者と協議の上、一時集積場所とする。
- (2) 除去した工作物等で所有者等に返還する必要があると認められるものは、必要な手続をして保管する。
- (3) 資材輸送班は、災害時の廃棄物処理に関して、災害時に大量に発生すると予想される「がれき」や「その他廃棄物」の速やかな処理を図る。

5 資機材等の調達

町長は、障害物の除去に必要な機械、器具等の資機材の確保を図る。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材は、町所有のもののほか、町内の業者等から借り上げる。不足する場合は、県又は隣接市町村の応援を求める。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械、器具等にあわせて確保する。必要な場合は作業員を雇用する。

6 費用

障害物の除去に必要な費用は、救助法が適用された場合、県が支弁する。適用されない場合は、救助法の基準に準じ、町が負担する。

第4 生活ごみの処理

資材輸送班は、災害等により指定避難所等から非日常的に生活ごみが多量に排出されることが予想されることから、処理計画を策定し、これに基づき対策を講ずる。

1 情報の収集等

- (1) 企画・総務班は、指定避難所等の避難人員及び確認を行い県に報告する。
- (2) 企画・総務班は資材輸送班と連携し、ごみ処理施設の被害状況と稼働の見込みを把握し、県に報告する。

2 発生量の予測

資材輸送班は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

3 処理作業

- (1) 資材輸送班は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。なお、集積場所については、冠水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。
- (2) 資材輸送班は、ごみの処理を行うために必要な人員・収集運搬車両の確保を行い、不足する場合、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。
- (3) 資材輸送班は、ごみ処理施設等の点検を行い、使用不能等処理できない場合、生活環境に支障のない暫定的な仮置場の確保を行う。

第5 廃棄物処理施設の復旧

企画・総務班は、一般廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合、県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

支援受入計画

第26節 ボランティア活動支援計画

町は、関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア・NPO活動への情報提供等、ボランティア・NPOの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

担 当 班	救護衛生班
主 な 関 係 機 関	河合町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、関係するNPO等の団体

第1 災害ボランティアセンターの設置

救護衛生班は、県と関係機関・関係団体等と連携して、ボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等のボランティア活動を支援する（仮称）災害ボランティアセンターの設置を検討する。

第2 ボランティア・NPOの受入れ対応

町が、被災町となった場合、県は、町社会福祉協議会と調整の上、専門技術を持つ専門職ボランティアや専門分野の活動を行うNPOからの派遣受入れの対応を図る。

■ 専門職ボランティア登録分野

分 野	資 格 要 件 等
医 療	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師等
建物判定	被災建築物応急危険度判定士

なお、救援ボランティアの受入れ業務は、以下に掲げるような活動を想定する。

1 一般ボランティアの活動内容

- ・ 指定避難所等管理運営
- ・ 避難者リストの作成整理(50音順)
- ・ 給水
- ・ 物資の調達・運搬
- ・ 炊き出し
- ・ 安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務補助
- ・ 清掃等の衛生管理
- ・ 被災住宅等の屋内・屋外片付け
- ・ 引越し手伝い
- ・ 配食
- ・ 移送・運転サービス
- ・ 外出介助
- ・ 買物代行
- ・ 話し相手
- ・ 娯楽の提供
- ・ 災害救援専門ボランティア対策事務の補助

2 専門職ボランティア（災害救援専門ボランティアを含む）

- ・ 救急・救助
- ・ 医師、看護師、保健師、助産師、保育士等
- ・ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- ・ 建築物の応急危険度判定技術者
- ・ 通訳(外国語、手話、要約筆記、点訳、音声訳)
- ・ 高齢者、障害者等の介護、看護補助者
- ・ アマチュア無線技師
- ・ パソコン通信等のためのコンピューター関係者
- ・ ボランティアコーディネーター

第3 支援環境の整備

1 ボランティア活動支援機関の設置

救護衛生班は、町民がボランティア活動を行うための支援組織として、他の関係機関などと連携するとともに、情報の収集・発信、相談、ボランティア同士の情報交換の場や活動の場等を提供するため、ボランティア本部に総合窓口を設置する。

2 庁内における推進体制の整備

救護衛生班は、ボランティア活動を支援するための各種方策などを関係部署で協議する全庁的組織を整備する。

3 関係機関や活動団体等との連携による推進体制づくり

救護衛生班は、ボランティア活動に関する連携・協力を推進するために、関係機関や団体などの協力を得ながら、推進体制づくりに努める。

また、救護衛生班は、社会福祉領域のボランティア活動機関の連携・協力を促進し、ボランティアの情報・養成・窓口などのネットワークづくりを進める。

第4 専門職ボランティアの確保

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識、技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、災害対策本部及び関係機関と連携を密にし、受入れ・派遣に係る調整等を行い、専門職ボランティアの確保に努める。

第27節 海外からの支援受入計画

町は、大規模災害において、海外からの支援の受入れに関する計画を定める。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	国、県

第1 基本方針

企画・総務班は、海外からの支援受入れについては、基本的には国（非常本部等）において推進されることから、国と十分調整を図りながら対応する。

第2 救援物資の受入れ

企画・総務班は、海外からの物資提供の申出があった場合、国と連絡調整を図り、次の事項について確認の上対応する。

- 1 提供申出者
- 2 品目、数量（有償・無償の確認）
- 3 輸送手段
- 4 輸送ルート
- 5 搬入場所
- 6 到着予定日時

第3 救援隊の受入れ

1 海外から申出があった場合

企画・総務班は、海外から救援隊派遣の申出があった場合、次の事項を確認し、県と連絡調整を図りながら受入れを検討した上で、迅速に対応する。

- (1) 協力内容、人数、到着場所、到着日の確認
- (2) 入国に関する規制の有無、免除の有無の確認
- (3) 警察、消防等との連絡調整
- (4) 受入れの方法等の検討

2 救援隊への要請

企画・総務班は、救援隊に極力、自力で活動するよう要請する。

3 救援隊の受入れ

企画・総務班は、救援隊の受入れに当たって、必要に応じて次の事項を行う。

- (1) 活動日程表の作成
- (2) 出迎え日時、場所、出迎え者の決定
- (3) ボランティアを含む案内者、通訳の手配
- (4) 宿泊場所の手配
- (5) 支援活動への同行

第28節 救助法適用計画

町は、各災害等の発生に際し、救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために、迅速かつ的確・適切な対処により救助法の適用を行うための体制を確保する。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	県

第1 被害認定

被害の認定は、救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するに当たり必要不可欠であるため、迅速かつ適正に行わなければならない。

町は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくことが重要である。（資料編「被害の認定基準」参照）

第2 適用基準

町における救助法の適用基準は、次のいずれかである。

■ 町の救助法の適用基準

1号基準	1市町村の区域内で住家の滅失した世帯の数が50以上であること
2号基準	県の区域内で住家の滅失した世帯の数が1,500以上で、かつ、1市町村の区域内で住家の滅失した世帯の数が25以上であること
3号基準	3号前段 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が7,000以上で、かつ、1市町村の区域内で多数 ^(※) の世帯の住家が滅失したこと
	3号後段 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情がある場合であって、多数 ^(※) の世帯の住家が滅失したものであること
4号基準	多数 ^(※) の者が生命又は身体の影響を受け又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当すること

※「多数」…確定数ではなく、災害の態様や周囲の状況に応じて、その被害が市町村の救護活動に任せられない程度が否かにより個々に判断される。

1 適用申請

上の基準に該当する、あるいは該当する見込みのときは、災害対策本部長（町長）は、直ちに法の適用を知事に申請する。

2 救助の種類及び内容

救助法による救助の種類及び対象、期間は、救助法施行細則のとおりである。

3 町への委任

救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、救助法第30条第1項の規定により県が実施機関となり、町は、その補助機関として対応を行う。

■ 救助法に基づく町への委任事務

- ① 指定避難所等の設置
- ② 応急仮設住宅入居者の決定
- ③ 炊き出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 捜索、埋葬、遺体の処理
- ⑨ 障害物の除去
- ⑩ 医療及び助産

4 救助の実施

町への委任事務以外でも、県による救助法の活動ができないときは、町が先行して実施し、知事の指示を待つ。

5 救助の実施機関

- (1) 当該被災した住民と直接に関わっている行政体であり第一次救助の実施機関である。
- (2) 救助法第30条により、救助法施行細則第2条の救助を実施する。
- (3) 上記(2)の実施状況を県に報告する。
- (4) 上記(2)の場合を除き、県による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手することができる。また、その状況を県に報告し指示を受ける。

第3 災害報告

1 町の報告

- (1) 災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに県に報告しなければならない。
- (2) 企画・総務班は、被害状況の報告を行うための責任者（災害報告主任）及びその補助者（災害報告副主任）をあらかじめ指定し、県に報告しなければならない。交替した場合も同様とする。
- (3) 災害報告主任及び災害報告副主任は、被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負うものとし、災害報告主任は災害救助事務を主管する課の課長をもって、災害報告副主任は所管する係の係長以上をもってこの任に当たる。

2 報告を必要とする災害

町は、おおむね次に定める程度のもをすべて報告しなければならない。

- (1) 救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

教育施設等計画

第29節 文教・保育対策計画

町は、児童・生徒等の安全確保と、災害等が起きた際の緊急避難指示等の応急対応や、応急教育を実施するため、関係機関の協力を得て、施設・設備及び教員を確保する。

また、児童・生徒が教育・保育を受けることができるよう、教科書及び学用品の給与等の援助やこころのケアについても対策を講ずる。

担 当 班	教育総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、県教育委員会

第1 教育施設等の災害応急対応

1 実施責任者

- (1) 町立小・中学及び幼稚園の応急教育は教育委員会が、保育所及び認定こども園の応急保育対策は町長が行う。
- (2) 災害発生時の学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における児童・生徒の安全確保など、必要な措置は、校長及び園長・所長が行う。

2 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園の防災計画

町立の小、中学校、幼稚園は、児童・生徒の防災教育や、施設の消防体制、地震・浸水等災害時の避難誘導、情報収集・伝達体制、保健衛生等について定めた施設防災計画及び防災マニュアルを作成する。また、児童・生徒及び職員は、防災訓練等を実施し、その周知に努める。

私立の保育所及び認定こども園も同様の内容を盛り込んだ施設防災計画、防災マニュアルを作成し、周知に努める。

【計画策定の留意事項】

- (1) 児童・生徒及び職員の生命、身体的安全確保を最優先とすること
- (2) 町の地域防災計画等を踏まえること
- (3) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園の所在する地域の諸条件を考慮すること
- (4) 災害発生時に迅速に対応できるものであること
- (5) 児童・生徒及び職員の行動基準が明確にされていること
- (6) 緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童・生徒の引渡しについて、保護者に十分理解されるものであること
- (7) 遠足等校外活動中に災害が発生した場合においても対応できるものであること

3 教育、訓練の実施

校長及び園長・所長は、災害時における児童・生徒の退避、保護の方法をはじめ災害応急対策について、児童・生徒及び職員に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者にも周知徹底を図る。

4 応急措置

- (1) 校長及び園長・所長は、状況に応じて適切な緊急避難を指示する。
- (2) 災害が発生した場合、校長及び園長・所長はその状況を把握し、速やかに被害状況を町立小、中学校においては教育総務班を通じて教育長に、保育所及び認定こども園においては救護衛生班を通じて町長に報告する。
- (3) 教育長及び町長は、被災校・園の現地調査等を行い、事態に即した復旧計画を策定する。
- (4) 災害が発生し、授業・保育の継続が困難であるとき、校長及び園長・所長は、教育長又は町長の指示により、又はそれが不可能なときは、校長及び園長・所長の判断により次の措置をとる。

- ア 幼児・児童・生徒等を安全に避難させるとともに、校長及び園長・所長を中心に被害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置を講ずる。
- イ 授業・保育継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校・園運営の正常化に努める。
- ウ 被害状況に応じ、臨時休校（園）等の措置をとる。

第2 災害時の教育

1 応急教育・保育の実施

町長及び教育委員会等で応急教育・保育計画を立て、それに沿った応急教育・保育を実施する。

- (1) 校舎の被害が比較的軽微なとき
学校・園において速やかに応急措置をとり授業・保育を行う。
- (2) 校舎の被害が相当甚大なとき
残存の安全な校（園）舎の使用により、二部授業等を行う。
- (3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが数日で復旧の見込みがあるとき
臨時休校（園）措置をとり、その期間、家族を通じ学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導等を行う。
- (4) 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき
公民館等の代替公共施設により授業・保育を行う。

2 教員の確保

校長及び幼稚園長は、できるだけ当該学校（園）の教員をもってその処理に当たるが、その実施が不可能な場合、町教育委員会及び県教育委員会は、臨時に教員を動員配備し教育に支障を来さないように努める。

3 学用品の調達、給与

- (1) 災害により、教科書及び教材、文房具を喪失又はき損した児童・生徒がある場合、実情調査の上、その必要数を県教育委員会へ報告し、確保に努める。
- (2) 災害により、住家に被害を受け、必要な教材等を喪失又はき損した児童・生徒に対して、教科書及び教材、文房具が救助法の限度額内において支給されるよう県教育委員会へ斡旋手続をとる。
- (3) 支給対象者は、災害により、住家が全壊（全焼）、半壊（半焼）、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障のある小、中学校の児童・生徒とする。
- (4) 救助法適用のときに給与できる教科書は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教材で、費用は実費である。学用品は、小学生1人当たり4,100円、中学生1人当たり4,400円、高校生等1人当たり4,800円である。給与期間は教科書が1か月以内、その他が15日以内である。救助法適用外の時もこれに準じる。

4 学校給食の措置

- (1) 給食施設、設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。
- (2) 給食の実施が可能な調理場から再開するとともに、再開に当たっては、施設、設備の清掃消毒や職員の健康診断を徹底し、安全・衛生に万全を期す。

5 児童・生徒及び職員に対するこころのケア

教育総務班及び救護衛生班は、県教育委員会など関係機関と連携を取り、児童・生徒や職員の状態の把握やこころの健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第30節 文化財災害応急対策計画

文化財の応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。

応急措置は、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防止するよう実施する。

復旧については、将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等を視野に入れた対応を検討し、専門家と十分に協議し対策を講ずる。

担 当 班	教育総務班
主な関係機関	県、文化財所有者

第1 災害状況の把握

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときに、文化財の被害状況を直ちに教育委員会をとおして、町へ報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、県と連携し所有者及び管理者と共に応急措置を講ずる。

第3 復旧対策

別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、町教育委員会は、県と連携し、所有者及び管理者と共に今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については文化庁の指導を受ける。

第4 大規模災害における応急対策

町域において大規模な災害が発生し、行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県及び近隣市町村等（文化財保護関係機関を含む。以下同じ。）への支援を要請する。

■ 文化財災害応急処置

災害別	種 別	応 急 対 策
1. 火 災	1. 焼損 2. 煤、消火剤等による汚損 3. 水損	1. 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので取扱いは専門家の指示に従う。 2. 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。 3. 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
2. 風水害	1. 物理的な損傷 2. 水損 3. 崖崩れ等による建造物の傾斜	1. 物理的な損傷 部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。 2. 水損 火災の水損に準ずる。 3. 崖崩れ等による建造物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3. 全 般		被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱いに慎重を期し、安全な場所に移動する。

風害応急対策計画

第31節 風害応急活動計画

災害の発生が予想されるときは、防災関係各機関との綿密な連携により、気象情報を速やかに収集、把握し、的確な初動対応をとる。

各部・各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、総務班に報告する。

担 当 班	防災施設班、企画・総務班、各公共施設管理者
主な関係機関	奈良地方気象台、西和警察署、ライフライン関係機関

第1 町民等の身体の安全確保に向けた行動

企画・総務班は、「竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報」が発表された場合や、実際に台風・竜巻等暴風が迫った場合、町民等にその旨と身体の安全確保に向けた行動を広報し、安全確保を促す。

第2 情報収集方法

1 職員が参集途上で見聞した情報

職員が参集途上で竜巻等の発生や被害を見聞きしたときは、速やかに総務班に報告するとともに、必要に応じてカメラ付携帯電話等で映像等の収集に努める。

2 現地確認

防災施設班、企画・総務班及び各公共施設管理者は、所管施設等の強風による飛散、転倒落下、倒壊物等の発生状況等を点検・巡視する。点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに総務班に報告する。

また、防災施設班は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合、自らの安全を確保できる場合は、速やかな除去に努めるとともに、未確認の重要情報がある場合、職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

3 関係機関との情報交換

企画・総務班は、警察、ライフライン関係機関等との情報交換を行う。

第3 異常現象発見の際の手続（災対法第54条）

1 通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

2 町長から各機関への通報

1の通報を受けた町長は、次の機関に通報する。

- (1) 奈良地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 奈良県防災統括室
- (4) 高田土木事務所
- (5) 奈良県警察及び西和警察署

3 留意事項

- (1) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図る。
- (2) 特に発災初期の情報は、住民に直ちに通報されるよう体制を整える。
- (3) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- (4) 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確に実施する。

第4 町長が発表する警報の伝達及び警告（災対法第56条）

1 住民その他関係のある公私の団体への伝達

町長は、次の場合当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

- (1) 法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき
- (2) 自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき
- (3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき
- (4) 知事からの通知を受けたとき

2 立退きの準備その他の措置

1の場合において、必要があると認めるとき、町長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

3 要配慮者の避難

町長は、2により必要な通知又は警告をするに当たって、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

第5 被害調査

防災施設班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

各調査項目の被害認定基準は、「被害の認定基準」によるものとし、調査に当たっては、次の点に留意する。

- 1 各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違がある被害状況については、報告前に調整する。
- 2 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。
- 3 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上極めて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭にわかるよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録する。
- 4 場合により、航空写真の撮影を検討する。

第6 情報の取りまとめ、報告

1 情報の取りまとめ

各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報を取りまとめ、総務班に伝達する。

- (1) 被害情報
 - ア 参集途上等に収集した被害状況

イ 所管施設等の被害状況

(7) 来所者、入所者、職員等の安否

(4) 施設、設備、資機材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否

ウ 災害対策に従事中の事故等

エ その他、各部が担当する調査項目の被害状況

(2) 措置情報

ア 被害に対する応急対策の状況

イ 活動体制（参集者、勤務状況）

ウ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請

2 町長への報告

各班、防災関係機関から総務班への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は定期的に状況を時報告する。

ただし、緊急情報、災害対策本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

3 県への報告

町域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災統括室に報告する。

なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。

第7 被災者支援の在り方

被災者支援に関する有識者検討会がまとめた「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」（平成25年12月）を踏まえ、以下の被災者支援対策を検討する。

- 1 総合的な相談窓口の設置、被災者台帳の整備
- 2 自宅が全壊などした被災者の早期把握に努め、迅速に被災者生活再建支援法や救助法の適応を検討
- 3 住宅・生活再建に向けたパンフレットを、広く配布するなどの広報活動の実施
- 4 救助法の的確な運用が行われるよう、県にホットラインで助言を求める等の新たな対策

地盤災害応急対策計画

第32節 土砂災害応急対策計画

土砂災害は、気象予・警報等により、事前に危険を予測することが可能な場合もあることから、風水害及び土砂災害の気象予・警報等の発表に注意し、情報収集や伝達等を行い、早い段階から災害に備えた体制を準備する。

また、災害の発生するおそれがある場合は、災害警戒期と災害対応期でそれぞれに必要な措置を講じ、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要配慮者への支援を含む。）や、土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する。

なお、崩壊やその兆候がみられる箇所については、被害の拡大や二次災害防止のため、最優先で応急措置、応急復旧に取り組む。

担 当 班	防災施設班、企画・総務班
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局

第1 応急措置

1 砂防施設

- (1) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への情報の提供

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合、各施設管理者は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

- (2) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

2 急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合、施設班は、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

- (2) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合、施設班は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

- (3) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合、施設班は、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者と連携して、巡回パトロール等により危険防止のための監視を行う。

第2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大を防止するため、町及び各施設管理者は、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第3 二次災害の防止活動

防災施設班は、県と協力し二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り上等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行い、土砂災害危険箇所の点検等の協力要請を行う。

第33節 大規模土砂災害応急対策計画

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、国土交通省近畿地方整備局と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講ずる。

担 当 班	防災施設班、企画・総務班
主な関係機関	国土交通省近畿地方整備局

第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

1 大規模崩壊の検知

国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知して被害拡大の防止に向け、国、県、町との間で情報共有に努める。

2 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合、国若しくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報は、国若しくは県から町に通知され、町は、住民へ周知する。

町は、通知された土砂災害緊急情報に基づき、町長が災対法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

第2 緊急工事

1 監視体制

大規模土砂崩壊地の監視体制は、国や県と連携を図りながら、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合、各施設管理者が関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

2 緊急対策工事

大規模土砂崩壊の緊急対策工事は、国や県と連携を図りながら、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮し、緊急対策工事として適切な工法により実施する。

第34節 被災宅地危険度判定に関する計画

豪雨や大地震などにより宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、町災害対策本部が、被災宅地の危険度判定を要すると判断したとき、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を軽減・防止するために、所管課長は、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を策定し、県支援本部に支援要請するとともに、被災宅地の危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、職員である被災宅地危険度判定士により、速やかに危険度判定を行う。その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を実施するが、被災宅地危険度判定士及び判定調整員の数が必要数に満たさない場合は、県支援本部長に対し、宅地判定士及び判定調整員の派遣を要請する。

担 当 班	防災施設班
主な関係機関	県、被災宅地危険度判定連絡協議会

1 危険度判定の支援

町長は、危険度判定が必要ある場合に、知事に対し支援要請を行い、判定士の派遣等を依頼する。

2 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節において「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

住宅生活班及び県は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 住宅生活班は県に協力を求め、相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- (2) 住宅生活班は、国、隣府県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び県協議会との相互支援体制を確保するため、県に連絡調整を要請する。
- (3) 住宅生活班は、県及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 住宅生活班は、県と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第35節 ため池災害応急計画

町は、ため池施設に被害が生じた場合の応急対策について定める。

担 当 班	防災施設班、企画・総務班
主な関係機関	県、水利組合

第1 計画方針

防災施設班は、大規模地震や台風、集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

第2 町が実施する対策

1 避難

企画・総務班は、人命を守るため、ため池下流の町民を安全な場所へ避難させる。

2 安全対策

企画・総務班は、危険な場所への立入りの禁止や、通行止め等の安全対策を行う。

3 県、関係機関への通報

企画・総務班は、被害が生じた場合、速やかに県、関係機関へ通報する。

4 応急工事を実施

防災施設班は、被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

第3 関係機関が実施する対策

1 町へ通報

管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。

2 貯留水の放流

災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

3 応急対策の協力

町が実施する応急対策について協力する。

4 二次災害の発生を防止

二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、水の濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

消火活動計画**第36節 消火活動計画**

担 当 班	消防団、企画・総務班
主 な 関 係 機 関	西和消防署

第1 出火防止・初期消火

企画・総務班及び消防団は、災害が発生した後の強風時や乾燥期における出火防止、初期消火の活動について、自主防災組織などをおし、積極的な対策を呼びかける。

このため、総務班は、災害発生後においても、各消防機関及び関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法をとおして、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

第2 消防活動

企画・総務班及び消防団は消防活動について、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象とその範囲を定め、被害軽減のために最も効率的な消防活動計画を作成し実施する。

- 1 消防団員等の確保
- 2 消防水利の確保
- 3 段階的防御方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第37節 林野火災・突発災害応急対策計画

林野火災や飛行機の墜落等の突発災害は、被災場所や規模、時間等によって対応が大きく異なる。町は、通報から消防署、消防団等による消火・救出、県・自衛隊等の応援を迅速な対応を行う。

担 当 班	消防団、企画・総務班
主な関係機関	奈良県広域消防組合消防本部、西和消防署、自衛隊、森林管理事務所、西和警察署

第1 出火の発見・通報

1 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

2 消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

(1) 消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

(2) 森林の管理者（森林管理事務所等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

(3) 県消防救急課

防災ヘリコプターの緊急運航

(4) 警察署

消防車両の通行確保のための通行規制

(5) 町

地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

第2 林野火災の防御

林野火災の防御に関する措置は町長が行う。

1 林野火災消防相互応援協定による応援要請

奈良県広域消防組合は、火災現場の状況により、「阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災相互応援協定」に基づき、県内・大阪府の協定消防機関に後続応援を要請する。

2 自衛隊の災害派遣要請

林野火災消防相互応援協定消防機関によっても消火困難な林野火災や飛行機墜落等の場合は、知事に「第12節 支援受入(受援)計画第1 各機関への派遣要請計画」に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

3 広報及び避難指示

林野火災は広範囲にわたり、しかも消火活動にも長時間を要するなど特殊性を考慮し、入山者に対する危険防止を図る。また、応援及び避難指示により、付近住民の不安を解消する。

さらに、消防活動への理解協力を得るため、活発な広報活動を実施する。

火災が延焼拡大し、人家集落に延焼するおそれがあるときは、第3章 第14節「避難対策」に基づき、当該住民の避難を指示する。

4 消火方法

(1) 地上消火

ア 注水による消火

林野火災の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので、消防ポンプ自動車と小型ポンプの組合せ等による林野の実態に応じた消火体制をとる。

イ 叩き消し、かけ土による消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。

ウ 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を防止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設ける。

(2) 空中消火

空中消火は、次の場合を基準とする。

ア 地形等の状況により地上の消防が困難なとき

イ 火災規模に対して、地上の消防力が不足し、又は不足すると判断されるとき

ウ 人命の救助、人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要なとき

第3 消火・救出活動

1 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 情報収集

消防隊は、消防団と共に自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確な情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(2) 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いため、最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者へ消火用水の運搬について協力を依頼する。

(3) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要な場合には、防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

第4 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

企画・総務班、警察及び消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

2 住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第5 広域応援等の要請

1 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の本部長は、当該消防本部単独での対処が困難であると判断される場合、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

2 自衛隊の派遣要請

町長は、消防力だけの対処が困難であると判断される場合、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたとき、速やかに自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

第6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくの間警戒に当たる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行う。

町長は、そのための指導を行う。

鉄道災害応急対策計画

第38節 鉄道災害応急対策計画

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	近畿日本鉄道株式会社

第1 連絡先

機 関 名	近畿日本鉄道株式会社	
担当部局	近鉄王寺駅	大阪輸送統括部運輸部 上本町運転指令
電 話	0745-72-2330	06-6775-3568
F A X 番 号	0745-72-2334	06-6775-3368

第2 近畿日本鉄道株式会社

1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧に当たり旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

2 災害応急対策

(1) 非常本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、近畿日本鉄道株式会社「災害救助規定」により本社に非常本部、大阪輸送統括部に非常支部を設置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。

(2) 配備体制及び動員数

「災害救助規定」により災害の程度に応じた業務担当班を設置して動員する。

(3) 通信連絡体制

- ア 鉄道電話、N T T加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
- イ 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡に当たらせる。
- ウ 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保に当たらせる。
- エ 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

担 当 班	企画・総務班、防災施設班、給水班
主な関係機関	県、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体長、その他執行機関、指定公共機関

1 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧に当たっては、おおむね次の計画を作成し、これに基づいて事業を行う。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) その他の災害復旧事業計画

3 留意事項

災害復旧事業の実施に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 防災施設班、給水班は、被災施設の復旧に当たって、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
- (3) 事業の実施に当たりライフライン機関とも連携を図る。
- (4) 町は、奈良県警察が行う暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に協力し、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備する等、相互に連携の上、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 職員の活動体制の整備

復旧事業の早期実施のため、必要な職員の配備、応援、派遣など、活動体制の整備と人員の確保を図る。

5 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

6 査定実施の迅速化

町は、復旧事業計画を早急に策定する。企画・総務班は、国、県が費用の全部又は一部を補助するものについて申請を行い、復旧事業の決定を受けるための査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、緊急を必要とする復旧工事の場合には、緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講ずる。

7 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合、企画・総務班及び県は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者の生活確保計画

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班、資材輸送班
主な関係機関	県、県社会福祉協議会、金融機関、公共職業安定所、日本郵便株式会社

第1 被災者台帳の作成及び罹災証明等の発行

1 被災者台帳の作成等

(1) 被災者台帳の作成

企画・総務班は、被災者への支援をもれなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

(2) 被災者台帳の利用

企画・総務班は、次のいずれかに該当すると認めるとき、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

(3) 安否情報の提供

救護衛生班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったとき、安否情報システム等を活用し、照会された被災者の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(第3章 第7節 第9「被災者の安否情報」参照)

2 罹災証明書等の発行

(1) 罹災証明書の発行

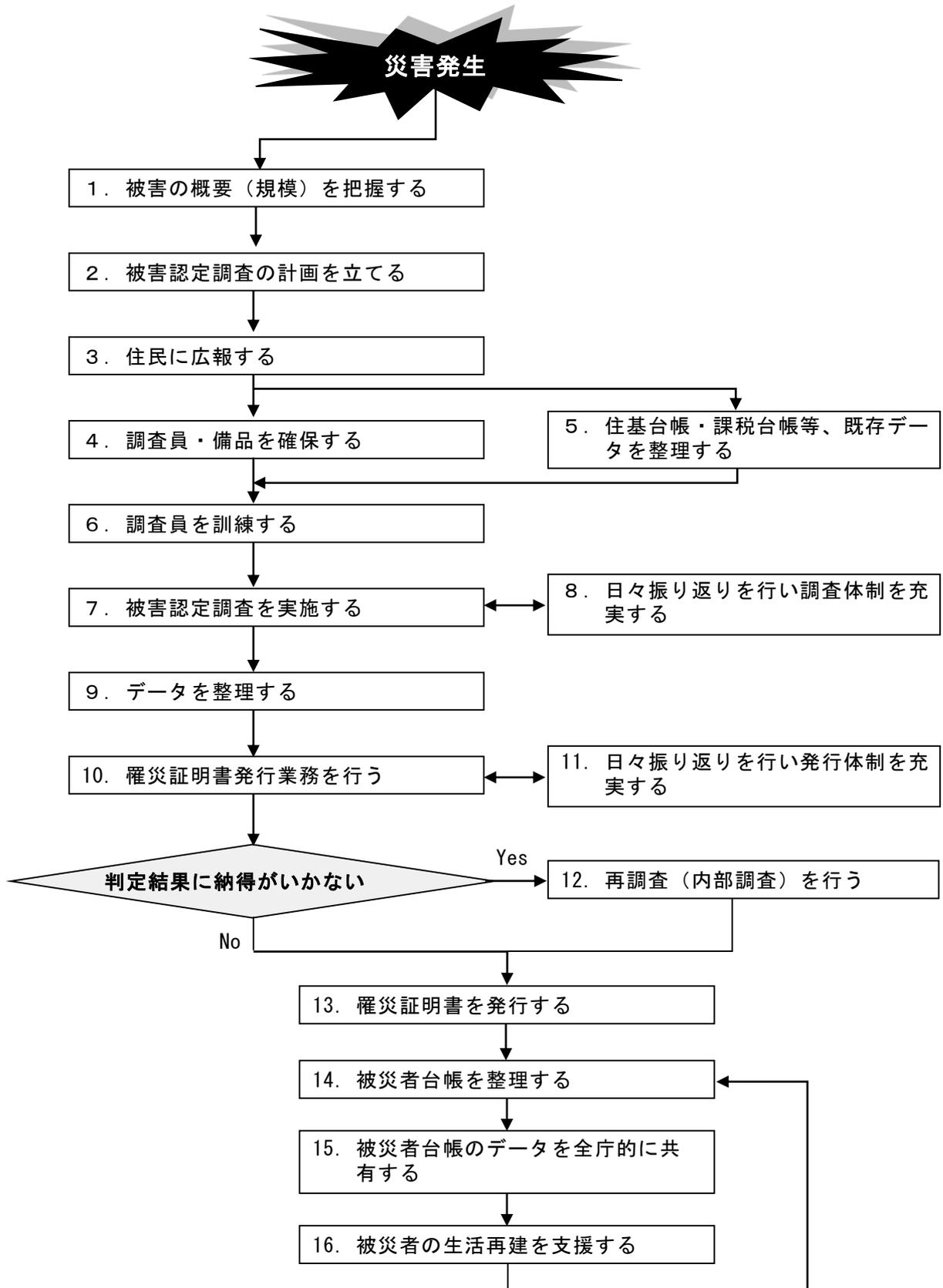
企画・総務班は、家屋の被害調査の結果から罹災台帳を作成し、被災者の罹災証明書発行申請に対し、罹災台帳で確認の上発行する。罹災台帳で確認できない場合においても、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、罹災証明書を発行する。

特に、熊本地震の課題となった罹災証明の発行手続等の迅速かつ的確に対処するため、国、県、他市町村からの支援要員を含め、罹災家屋の確認等に関する専門的知識を有するものの優先的な実務執行体制を整備するなど柔軟な対応を行う。

(2) 被災証明書の発行

企画・総務班は、災害により居住する住宅以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたことを被災者の届出に基づき、被災証明書を発行する。

■ 証明書発行業務の流れ



第2 被災者生活再建支援金

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人である（財）都道府県会館が行う。）

救護衛生班は、基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

1 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号

町内において、住家が滅失世帯の数が50世帯以上となる自然災害
 - イ 災害救助法施行令第1条第1項第2号

奈良県内において、住家が滅失世帯の数が1,500世帯以上となる自然災害
 - (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ (4)～(6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2 制度の対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

3 支援額

支援額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 2(1)に該当	解体 2(2)に該当	長期避難 2(3)に該当	大規模半壊 2(4)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支 給 額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

- (1) 申請時の添付所面
 - 基礎支援金： 罹災証明書、住民票等
 - 加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (2) 申請期間
 - 基礎支援金： 災害発生日から13月以内
 - 加算支援金： 災害発生日から37月以内

第3 援助資金の貸付け等

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

救護衛生班は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

■ 災害弔慰金の支給額

対 象	自然災害により死亡した町民の遺族	
支 給 額	死亡した者が生計維持者である場合……………	500 万円
	死亡した者が生計維持者以外の場合……………	250 万円

■ 災害障害見舞金の支給額

対 象	自然災害により著しい障害※を受けた	
支 給 額	障害を受けた者が生計維持者である場合……………	250 万円
	障害を受けた者が生計維持者以外の場合……………	125 万円

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律 別表に掲げる程度の障害

■ 災害援護資金の貸付限度額

対 象	救助法が適用された自然災害により、 被害を受けた世帯の町民である世帯主	
限度額	世帯主の負傷※ ¹ がある場合	
	家財の損害※ ² 及び住宅の損害がない場合……………	150万円
	家財の損害があり、かつ、住宅の損害がない場合……	250万円
	住居が半壊した場合……………	270万円
	住居が全壊した場合……………	350万円
	世帯主の負傷がない場合	
	住居が半壊あり、かつ、住宅の損害がない場合……………	150万円
	住居が半壊した場合……………	170万円
住居が全壊した場合……………	250万円	
住居の全体が損壊し、若しくは流出し、又はこれと 同等と認められる特別の事情があった場合……………	350万円	

※1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷

※2 家財について被害の金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

2 その他の援助資金の貸付け

応急融資は、次のものがあり、迅速、円滑に交付されるよう国、県、民間金融機関等に要望するとともに、被災者に対し周知を図る。

	対 象	実 施 者 (町の窓口)	備 考
生活福祉資金	・低所得者世帯 ・障害者世帯 ・高齢者世帯	県社会福祉協議会 (町社会福祉協議会)	本節3による災害救護資金の貸付け対象となる世帯は、生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付け対象とならない。
母子福祉資金	母子家庭の母	県子ども家庭課 (町福祉介護課)	一般的な融資制度であるが、災害の場合には措置期間を延長することができる特例措置がある。
父子福祉資金	父子家庭の父		
寡婦福祉資金	寡婦		
災害復興住宅貸付	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者等で、住宅を建設、購入若しくは補修する方	住宅金融公庫	
災害復旧貸付	救助法は適用されるような大規模災害により、被害を受けた中小企業	・中小企業金融公庫 ・国民生活金融公庫 ・商工組合中央金庫	

農林業関係者への貸付けについては、本章 第4節「農林業者への融資計画」参照

第4 災害公営住宅の供給

災害公営住宅は、地震等による大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の1つに達した場合に、低所得罹災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

資材輸送班は、県と調整を図り災害公営住宅の整備を行う。

救護衛生班は、災害によって被害を受けた住民に対する介護保険について、認定更新申請期限、給付差止め及び給付割合の増額等の措置をとる。

第5 職業の斡旋

公共職業安定所は、地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

- (1) 臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

第6 郵便事業における措置

地震が発生した場合において、「河合町災害時応援協定」に基づき、日本郵便株式会社（王寺郵便局、河合郵便局、西大和星和台郵便局、西大和高塚台郵便局）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次の対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 災害時における窓口業務の維持
- (4) 災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第7 その他

- (1) 相談窓口

町は、必要に応じて臨時相談窓口の設置等を行い、被災者への情報提供及び生活相談に対応する。

- (2) 税等の徴収猶予と減免等

町は、被災者に対し、「地方税法」や「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」等により期限の延長、徴収猶予、減免等、それぞれの事態に応じた適切な措置を講ずる。

第3節 被災中小企業の振興計画

町は、県が実施する次の措置に沿って市内の中小企業事業者の振興を図る。

担 当 班	防災施設班
主な関係機関	県、政府系中小企業金融機関、その他関係機関

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助法に関する法律の指定

中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助法に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

2 政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定

株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。

3 信用力の低い中小企業の融資を円滑化

信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保障枠の増大等を要請する。

4 中小企業向け融資の特別配慮

地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮の協力を要請する。

5 中小企業信用保険法の指定

災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

第4節 農林業者への融資計画

担 当 班	防災施設班
主な関係機関	県、政府系金融機関、農協、その他関係機関

第1 農業災害に対する融資制度

1 株式会社日本政策金融公庫からの融資

- (1) 農林漁業施設資金（災害復旧）
農林業用施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通する。
- (2) 農業基盤整備資金（災害復旧）
災害により流失、埋没した農地等の復旧に要する費用を融通する。
（資料編「株式会社日本政策金融公庫からの融資」参照）
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
経営の再建に要する資金を融通する。

2 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講ずる。（天災資金）
（資料編「経営資金等の融通」参照）

第2 林業災害に対する融資制度

1 株式会社日本政策金融公庫からの融資

- (1) 農林業施設資金
個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通する。
- (2) 林業基盤整備資金
災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設等の復旧に要する費用を融通する。
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
経営の再建に要する資金を融通する。

第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画

過去の災害において、多くの住民・企業等から善意による義援金が寄せられた事例から、善意を被災住民に届けるための体制等を整備し、効果的な住民・企業等の意思反映に努める。

担 当 班	企画・総務班、救護衛生班
主な関係機関	県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金

第1 県、日本赤十字社奈良県支部等

県内外で大規模災害が発生した場合、県は、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金、報道機関等の義援金募集機関等関係団体と連携を図り、義援金の募集を行う。

県は、被災地の状況に応じ被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、市町村から報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、被災市町村へ配分する。

第2 町に対する義援金の受入れ及び配分

1 義援金の受入れ

- (1) 救護衛生班は、町が被災し個人・団体から直接寄付金が寄せられた際は、受付窓口を開設し寄託される義援金を受け入れる。
- (2) 銀行口座を開設し、寄託された義援金を管理するとともに、寄託者又は寄託団体の氏名・名称、寄託金額等を台帳の作成等により整理する。
- (3) 義援金の募集・受付状況等の広報を、町広報等を利用して行う。

2 義援金の配分

- (1) 県、日本赤十字社等から町に対して義援金の配分があった場合、町は委員会の方針に準じて、速やかに被災者へ配分を行う。
- (2) 個人団体から町に対して義援金の配分については、自治会長、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に応じた配分を行う。

第3 町外被災地に対する義援金の受入れ及び配分

1 義援金の受入れ

- (1) 救護衛生班は、他市町村で大規模災害が発生した場合、県や日本赤十字社奈良県支部等の義援金募集機関と義援金募集の実施について協議する。
- (2) 町において受付窓口設置する場合は、第2-1に準じて募集を行う。
- (3) 寄託された義援金は、義援金募集機関に直接又は振込にて送金し、その義援金額等の広報を、町広報等を利用して行う。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

町は、激甚災害が発生した場合、速やかに災害の状況を調査し、実情を把握して、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

担 当 班	企画・総務班
主な関係機関	県

1 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助額の交付手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたとき、事業の種類別に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 防災訓練
- ウ 防災資機材の備蓄

(2) 災害時の活動

- ア 情報の収集と伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救助、救護
- オ 給食、給水

第7節 災害復興計画

「復旧」は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとられるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、暮らしと環境を再建する活動のことである。

町は、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るため、主役は町民であるということを念頭のもと、障害者、高齢者及び女性等の参画を求め、多様な視点から新しいまちづくりを促進する。

担 当 班	全班
主な関係機関	国、県

第1 復興計画の策定

町は、被災地の復興に当たり、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活を目指し、発災後、復興の主役である住民各層の意見を踏まえて復興計画を策定する。

1 復興計画

町は、被災規模等に応じて必要と認められるとき、県の示す復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、復興計画を策定する。

2 事前の復興対策

被害復興に当たり、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。町は、県と協力し、復興対策の手順の明確化や復興に必要な基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて整理し把握する。

3 住民の合意形成

地域復興の主体は、その地域の住民であることから、町は、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開にいたる災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

4 技術的・財政的支援

町は、国や県その他関係機関に対し、円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を要請する。

第2 復興対策体制の整備

町は、県と協力し、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、災害の規模等に応じて、適宜復興本部等の体制を確立する。

また、町は、以下の業務を必要に応じ、復興対策体制下において適宜実施する。

- 1 復興基本方針（復興ビジョン）の決定
- 2 復興計画の策定
- 3 復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達
- 4 県その他の防災関係機関に対する復興対策の実施又は支援の要請
- 5 県の設立する復興基金への協力
- 6 復興計画の進捗管理

- 7 被災者の生活再建の支援
- 8 相談窓口等の運営
- 9 町民の精神的な安定を図る上で必要な広報
- 10 その他の復興対策

第3 大規模災害からの復興に関する法律

大規模災害からの復興に関する法律（2013年6月21日）は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、国の定める復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置に基づき、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図るために制定された法律で、次のような事項が規定されている。

- 1 土地利用計画などの変更や復興整備事業に掛かる許認可権に特例が設けられ、本来は地方自治体が担当する災害復旧事業を、国が代行できる。
- 2 具体的には、政府の復興基本方針などに即して、町が甚大な被害を被った場合、町が町の復興計画を作成する。
- 3 町の復興計画において、土地利用計画などの変更や必要される許認可権を記載することで、復興計画が公表された日に「変更」や「許認可」が行われたとみなされる。
- 4 地方公共団体からの要請に基づき、漁港、道路、海岸保全施設、河川などの災害復旧事業を国が代行できる。

